

環境調査報告書

令和 6 年 版

春日井市

はじめに

春日井市では、昭和 42 年に当時の開発部対策課に公害係を設置して以来、精力的に公害対策に取り組んでまいりました。

今日における環境問題は、工場・事業場を発生源とする産業型の公害に加え、自動車の排気ガス、商店・飲食店、家庭生活等を発生源とする都市生活型の公害や地球温暖化、化学物質による汚染など複雑かつ多様化してきています。

こうした環境問題に対して、公害の未然防止を図り、良好な生活環境を保全するため、毎年、市内の環境監視及び調査を実施し、その結果を公表しております。

この報告書は、令和 5 年度に実施した大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染等に関する環境監視及び調査の結果をとりまとめたものです。

調査結果を広くお知らせするとともに、国、県、市民、事業者との連携による環境保全対策の一層の推進を図っていきたいと考えています。

目 次

第1章 大気汚染

1 概況	1
2 自動測定法による大気汚染調査	1
3 大気中揮発性有機化合物調査	7
4 大気中ダイオキシン類濃度調査	8
5 酸性雨調査	9
6 大気汚染防止のための規制	10
7 光化学スモッグの状況	11
8 微小粒子状物質（PM2.5）の状況	11

第2章 水質汚濁

1 概況	12
2 河川水質調査	12
3 水質汚濁防止のための規制	17
4 生活排水対策	20
5 河川浄化モデル地区	21
6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度	22

第3章 土壌・地下水汚染

1 概況	23
2 地下水水質調査	23
3 土壌汚染対策	25

第4章 騒音・振動

1 概況	28
2 環境騒音調査	28
3 道路交通騒音調査（自動車騒音）	30
4 航空機騒音調査	33
5 騒音・振動防止のための規制	35
6 空港周辺対策	37

第5章 悪臭

1 概況	38
2 悪臭の規制の概要	38
3 悪臭関係工場等の状況	38

第6章 地盤沈下

1 概況	39
2 地下水位測定	39
3 県条例による地下水揚水規制の概要	40

第7章 公害苦情

1 概況	41
2 公害苦情の発生状況	42
3 公害苦情の発生原因	44

第8章	環境保全施策	
1	環境保全計画の事前協議	46
2	環境保全に関する協定	46
3	産業廃棄物処理施設等の事前協議	46
第9章	製紙工場公害対策	
1	概況	47
2	公害防止協定	47
3	市及び周辺地域住民による取組	48
4	立入調査	48
第10章	環境分析センター	
1	概況	49
2	分析の実施状況	49
3	施設開放等	51
4	調査研究	51

「資料編」

1	大気汚染	53
2	水質汚濁	57
3	土壌・地下水汚染	79
4	騒音・振動	87
5	地盤沈下	90
6	環境行政の概要	91
7	環境基準	103
8	環境関係用語	113

＜略称の使用について＞

本報告書において、次のとおり一部の法令について略称を使用します。

公害防止組織法：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

県条例：県民の生活環境の保全等に関する条例

市条例：春日井市生活環境の保全に関する条例

第1章 大気汚染

1 概況

大気汚染は工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質、粉じん、一酸化炭素などにより引き起こされる。

環境基本法では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めることが規定されており、大気の汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質に係る環境基準が告示により定められている。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境基準が定められている。

2 自動測定法による大気汚染調査

大気汚染の状況については、下津局（下津保育園）及び移動局（高森台地内）で自動測定法による常時測定を行っている。調査項目、環境基準適合状況及び測定方法を表 1-1 に示す。また、調査地点を図 1-1 に示す。

下津局では、昭和 45 年度から二酸化硫黄の調査を開始し、現在は二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて調査を行っている。令和 5 年度の年間値を表 1-2 に示す。月間値は資料編 1-1(1)に示す。調査の結果、二酸化硫黄、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質は環境基準に適合し、光化学オキシダントは不適合となった。

移動局としてコンテナ式移動環境測定室を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素を昭和 55 年度から測定している。平成 22 年度途中から市内北東部の東部市民センターで、28 年 10 月からは高森台地内で調査を実施している。令和 5 年度の年間値を表 1-3 に示す。月間値は資料編 1-1(2)に示す。調査の結果、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は環境基準に適合し、光化学オキシダントは不適合となった。

表 1-1 調査項目、環境基準適合状況及び測定方法

項 目	下津局	移動局	測定方法
二 酸 化 硫 黄	適合	適合	紫外線蛍光法
窒 素 酸 化 物	適合*1	適合	吸光光度法
浮 遊 粒 子 状 物 質	適合	適合	β線吸収法
光化学オキシダント	不適合	不適合	紫外線吸収法
一 酸 化 炭 素		適合	非分散型赤外線吸収法

*1 下津局の窒素酸化物は令和 6 年 3 月 21 日から化学発光法に変更



図 1-1 調査地点 (自動測定法)

表 1-2 下津局調査結果（下津保育園）

二酸化硫黄 年間値

有効測定日数	日	340
測定時間	時間	8150
年平均値	ppm	0.001
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0
	%	0
1 時間値の最高値	ppm	0.018
日平均値の 2%除外値	ppm	0.002
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有×・無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	

窒素酸化物 年間値

有効測定日数		日	364
測定時間		時間	8720
一酸化窒素 (NO)	年平均値	ppm	0.005
	1 時間値の最高値	ppm	0.074
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.015
二酸化窒素 (NO ₂)	年平均値	ppm	0.008
	1 時間値の最高値	ppm	0.033
	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
		%	0
	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0
		%	0
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0
		%	0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	0
		%	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.019	
98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	
窒素酸化物 (NO + NO ₂)	年平均値	ppm	0.013
	1 時間値の最高値	ppm	0.098
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.032
	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)	%	61.9
NO ₂ の環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		

浮遊粒子状物質 年間値

有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8715
年平均値	mg/m ³	0.011
1 時間値の最高値	mg/m ³	0.115
日平均値の最高値	mg/m ³	0.033
日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.028
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0
日平均値が 2 日以上連続して 0.10mg/m ³ を超えたことの有無	有×・無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	

光化学オキシダント 年間値

昼間測定日数	日	366
昼間測定時間	時間	5441
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	日	82
	時間	333
昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	日	1
	時間	1
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.121
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	ppm	0.048
昼間年平均値	ppm	0.032
環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	

表 1-3 移動局調査結果（高森台地内）

二酸化硫黄 年間値

有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8668
年平均値	ppm	0.000
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0
	%	0
1 時間値の最高値	ppm	0.004
日平均値の 2%除外値	ppm	0.000
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有×・無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	

窒素酸化物 年間値

有効測定日数		日	365
測定時間		時間	8743
一酸化窒素 (NO)	年平均値	ppm	0.003
	1 時間値の最高値	ppm	0.297
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.013
二酸化窒素 (NO ₂)	年平均値	ppm	0.003
	1 時間値の最高値	ppm	0.026
	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
		%	0
	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0
		%	0
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0
		%	0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	0
		%	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.009	
98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	
窒素酸化物 (NO + NO ₂)	年平均値	ppm	0.006
	1 時間値の最高値	ppm	0.303
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.021
	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)	%	47.2
NO ₂ の環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		

浮遊粒子状物質 年間値

有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8726
年平均値	mg/m ³	0.009
1 時間値の最高値	mg/m ³	0.096
日平均値の最高値	mg/m ³	0.029
日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.024
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0
日平均値が 2 日以上連続して 0.10mg/m ³ を超えたことの有無	有×・無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	

光化学オキシダント 年間値

昼間測定日数	日	366
昼間測定時間	時間	5438
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	日	43
	時間	145
昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	日	0
	時間	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.108
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	ppm	0.043
昼間年平均値	ppm	0.029
環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	

一酸化炭素 年間値

有効測定日数	日	365
測定時間	時間	8674
年平均値	ppm	0.22
1 時間値の最高値	ppm	2.73
日平均値の最高値	ppm	0.40
日平均値の 2%除外値	ppm	0.34
8 時間値が 20ppm を超えた時間数	時間	0
日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 2 日以上連続して 10ppm を超えたことの有無	有×・無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値 10ppm を超えた日数	日	0
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	

3 大気中揮発性有機化合物調査

大気中の揮発性有機化合物について、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質の環境基準が定められたことから、市内の環境の実態を把握するためこれら3物質の調査を行っている。13年度の調査からは、ジクロロメタンを加えた4物質を調査対象項目としている。

令和5年度は、下津保育園、市役所、北城小学校及び勝川小学校の4地点で年4回調査を実施した。調査地点を図1-2に、年平均値結果を表1-4に示す。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン全て環境基準値を下回った。測定結果の詳細は資料編1-2に示す。



図 1-2 大気中揮発性有機化合物調査地点

表 1-4 大気中揮発性有機化合物調査結果（年平均値）

（単位：mg/m³）

No	調査地点	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
①	下津保育園	0.0011	<0.0003	<0.0003	0.0004
②	市役所	0.0007	<0.0003	<0.0003	0.0010
③	北城小学校	0.0009	<0.0003	<0.0003	0.0004
④	勝川小学校	0.0008	<0.0003	<0.0003	0.0012
環境基準		0.003	0.13	0.2	0.15

4 大気中ダイオキシン類濃度調査

大気中のダイオキシン類濃度の現状を把握し、継続的な監視を実施することを目的として、現況調査を平成 14 年 12 月から実施しており、令和 5 年度は 2 地点（年 2 回）の測定を行った。調査地点を図 1-3 に、調査結果については表 1-5 に示す。2 地点とも環境基準に適合した。



図 1-3 大気中ダイオキシン類濃度調査地点

表 1-5 大気中ダイオキシン類濃度調査結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

期間 \ 地点	出川保育園	勝川南部学習等供用施設
R5.7.14~7.21	0.015	0.015
R6.1.12~1.19	0.0090	0.024
年間平均値	0.012	0.020
環境基準	0.6	

5 酸性雨調査

酸性雨の状況を把握するため、降雨時開放型捕集装置を用い、各降雨の全量を採取し調査している。調査地点を図 1-4 に示す。

調査は、約 1 週間毎に降雨の全量を採取し、pH の測定を行った。令和 5 年度の pH の年平均值、年間貯水量及び年間降水量を表 1-6 に示す。月平均値は資料編 1-3 に示す。pH の年平均值は 4.85 で、年間を通じて酸性雨の傾向にある。



図 1-4 酸性雨調査地点

表 1-6 酸性雨調査結果

調査機関（年度）	pH(平均値) ^{*1}	年間貯水量 (mL)	年間降水量 (mm) ^{*2}
春日井市（令和 5）	4.85	54,614	1,741
春日井市（令和 4）	5.10	58,473	1,863
愛知県（令和 4） ^{*3}	5.41		

*1 水素イオン濃度における降水量の重みつき平均値を pH に換算して算出

*2 降水量は年間貯水量を捕集面積で除して算出

*3 酸性雨実態調査結果（令和 4 年度分）の全県平均値

6 大気汚染防止のための規制

(1) 大気汚染の規制の概要

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法により、工場、事業場の固定発生源から排出される硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等のばい煙や粉じんについて規制されている。また、自動車の排出ガスについても一酸化炭素、窒素酸化物等について規制が行われている。

県では、県条例に基づき、ばい煙発生施設から発生するばい煙の規制基準、硫黄酸化物総排出量規制、粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設の構造及び管理基準の遵守、屋外燃焼行為の制限について規定している。

市では、大気汚染防止法、県条例及び公害防止組織法に関する事務の一部が愛知県から移譲され、大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設及び県条例に基づく粉じん発生施設の届出、公害防止組織法に基づく一般粉じん関係の特定工場の一部の届出について、受理、審査及び立入調査などを実施している。

公害関係法令の規制強化を受け、工場等事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的として公害防止組織法が制定され、製造業等の業種に属し、かつ、ばい煙又は粉じんを排出する施設であって、政令で定める施設を有する工場（以下、特定工場という。）等には、公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止主任管理者並びに大気関係又は粉じん関係の公害防止管理者の選任等が義務付けられている。

(2) 大気汚染防止法等に基づく届出状況

令和5年度における一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設の届出は18件あり、当市に届出されている6年3月末現在の事業場数は、一般粉じん発生施設を設置する事業場が26、粉じん発生施設を設置する事業場数が66となっている。届出の内訳を表1-7に示す。

公害防止組織法に基づく、5年度における一般粉じん関係の届出は2件であった。当市に届出されている6年3月末現在の一般粉じん関係の特定工場数は10工場となっている。

表 1-7 一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設の届出状況

届出の種類	法届出件数	県条例届出件数
設置届出（使用、変更）	4	2
使用廃止届出	0	2
氏名等変更届出	4	6
承継届出	0	0

(3) 立入調査

大気汚染防止法及び県条例に基づき、一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設を設置する事業場の立入調査を行い、構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守について指導等を行っている。令和5年度は15件の立入調査を行った。

7 光化学スモッグの状況

愛知県では、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱（昭和 49 年 5 月 30 日施行）に基づき、大気中のオキシダント濃度の測定結果及び気象状況を考慮し、光化学スモッグ予報等を発令するとともに、市・町等の関係行政機関への通報、緊急時協力工場（県内 62 工場、市内 2 工場）に対するばい煙排出量削減の協力を求めるなど、緊急時の必要な措置を定めている。光化学スモッグ予報等の発令基準及び発令時のばい煙削減量を表 1-8 に示す。

当市では、愛知県により光化学スモッグ予報等が発令された場合には、春日井市光化学スモッグ緊急時対策要領に従い、市民への周知や、健康被害の防止のための必要な措置等を講じている。

令和 5 年度は、尾張北東区域（春日井市、瀬戸市、小牧市、尾張旭市の 4 市）において光化学スモッグ予報が 2 回発令された。いずれも注意報等の発令はなかった。

表 1-8 光化学スモッグ予報等発令基準及びばい煙削減量

区 分	発 令 基 準 ^{*1}	ばい煙削減量
予報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.08ppm 以上	削減の協力
注意報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上	20%程度
警報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上	30%程度
重大警報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.40ppm 以上	40%程度

^{*1} 各区分の基準に加えて、気象状況からみて状態が継続されと思われるとき発令。

8 微小粒子状物質（PM2.5）の状況

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 25 年 1 月に日本における一時的な PM2.5 濃度の上昇に伴い、国は 3 月に注意喚起のための暫定指針を設定した。この暫定指針を踏まえ、愛知県は 25 年 3 月 9 日から、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される場合に注意喚起情報を発令し、市町村等関係機関への連絡を行うとともに、県民や学校等関係者への周知を行うなど注意喚起の情報提供を開始している。市においても、ホームページや市施設などで周知を図ることとする周知体制の整備を行っている。

令和 5 年度末における県内の PM2.5 の監視体制は、国や大気汚染防止法で定める政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市）が設置した測定局を含めると県内全体で 59 局となり、測定データを県公式ウェブサイトで公開し、より精細情報を提供している。

注意喚起については、県が県内を 3 区域（尾張、西三河、東三河）に分け、区域ごとに判断することとしており、春日井市は尾張区域に該当する。

5 年度において注意喚起情報は発令されなかった。

第2章 水質汚濁

1 概況

水質汚濁とは、工業、農業等の事業活動や家庭生活等、人の活動に伴う排水によって、河川、湖沼及び海域等の公共用水域が汚染されることをいう。これによって水道用水、工業用水及び農業用水等の水利用に支障をきたし、悪臭が発生するなど生活環境に悪影響が及ぼされるため、公共用水域の利水に応じた水質を確保することを目的に、環境基本法に基づき環境基準が定められている。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準に分けられる。

市では環境基準が適用されない河川においても、河川の代表的な水質指標であるBODについて、春日井市環境基本計画に基づき独自の環境目標値を定めている。

2 河川水質調査

公共用水域の水質の常時監視については、愛知県知事が定める測定計画に基づき、当市及び国土交通省により、市内の庄内川（3地点）及び八田川の4地点で調査を実施している。また、この測定計画とは別に、市では10河川1用水13地点で調査を実施しており、合わせて10河川1用水17地点について監視をしている。調査地点を図2-1に示す。測定結果の詳細は資料編2に示す。

健康項目（カドミウム始め26項目）については17地点すべてにおいて環境基準に適合した。大山川間内橋について、10月、11月及び2月の調査でトリクロロエチレンが環境基準値を下回るものの検出された。また、新地蔵川新地蔵橋について、六価クロムが5月、12月及び1月の調査で環境基準値を超過して検出されたが、年平均値は0.02mg/Lと環境基準値と同値となり、環境基準に適合した。

生活環境項目のBODについて、庄内川の環境基準及びその他の河川の環境目標値の適合状況を表2-1に示す。

生活環境項目のpH、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）及び大腸菌数について、庄内川における環境基準適合状況を表2-2に示す。

生活環境の保全に関する環境基準のうち水生生物の保全に係る水質環境基準について、庄内川における環境基準適合状況を表2-3に示す。

また、令和2年に人の健康の保護に関する要監視項目に追加されたPFOS及びPFOAについて、存在状況の把握のため6地点で河川水質調査を実施した。調査の結果、すべての地点で暫定目標値（暫定指針値）に適合した。調査結果を表2-4に示す。



図 2-1 河川水質調査地点

表 2-1 環境基準及び環境目標値適合状況 (BOD)

(単位 : mg/L)

地 点		令和3年度		令和4年度		令和5年度		環境基準値 (水域類型) 及び環境目標値 ^{*3}	適 否
		年平均値	75% 水質 値	年平均値	75% 水質 値	年平均値	75% 水質 値		
庄内川 ^{*1}	城嶺橋	0.9	1.0	1.0	1.2	1.0	1.2	2(A)	○
	東谷橋	0.9	0.8	1.4	1.4	0.8	1.0	5(C)	○
	大留橋	0.9	1.1	1.5	1.8	1.2	1.4	5(C)	○
	勝川橋	1.3	1.6	1.7	2.0	1.0	1.2	5(C)	○
	水分橋	2.2	2.3	2.4	3.0	3.2	3.7	5(C)	○
鮠川	鮠川橋	0.9	0.8	1.4	1.6	0.6	0.7	5 (環境 目標 値)	○
内津川	松本橋	1.9	1.8	1.4	1.4	0.9	0.9		○
新繁田川	身洗橋	0.9	0.9	1.6	1.8	0.6	0.7		○
繁田川	大気橋	0.7	0.8	0.9	0.8	0.6	0.6		○
新木津用水	高山橋 ^{*2}	1.4	1.8	1.2	1.3	2.7	3.5		○
八田川	新興橋	3.6	4.8	2.7	2.6	2.0	2.3		○
	御幸	5.2	6.8	5.6	7.0	5.9	6.4		×
地蔵川	杵ヶ島橋	2.3	2.5	2.2	2.5	1.9	2.1		○
	長塚橋	2.0	2.3	1.7	2.2	1.2	1.7		○
新地蔵川	新地蔵橋	1.3	1.4	1.1	1.4	0.9	1.1		○
大山川	間内橋	1.7	1.8	2.1	1.7	1.4	1.6		○
西行堂川	天王橋	3.6	4.0	3.9	5.2	3.1	3.7		○

*1 庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

*2 新木津用水について、令和3,4年度の結果は大手橋での調査結果。

*3 環境基準及び環境目標値適合状況については、75%水質値(年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、0.75×n番目の数値をいう。)により評価。

表 2-2 環境基準適合状況 (pH、SS、DO、大腸菌数)

地 点	類型	pH	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	備考 ^{*3}
庄内川 ^{*1}	城 嶺 橋	A 7.6 (100%)	2 (100%)	10 (100%)	450 (×)	上段：年平均値 下段：適合率
	東 谷 橋	C 7.5 (100%)	3 (100%)	10 (100%)	—	上段：年平均値 下段：適合率
	大 留 橋	C 7.7 (100%)	3 (100%)	10 (100%)	—	上段：年平均値 下段：適合率
	勝 川 橋	C 7.6 (100%)	5 (100%)	10 (100%)	—	上段：年平均値 下段：適合率
	水 分 橋	C 7.2 (100%)	6 (100%)	8.6 (100%)	—	上段：年平均値 下段：適合率
環 境 基 準 値 ^{*2}		A 6.5～ 8.5	25 以下	7.5 以上	300 以下	
		C 6.0～ 8.5	50 以下	5 以上	—	

*1 庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

*2 環境基準値は、日間平均値。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、0.9×n番目の数値）により評価。

*3 適合率とは、該当地点での総測定日数のうち、環境基準値に適合した日数の割合のことをいう。ただし、大腸菌数については、90%水質値の適否を示す。

表 2-3 環境基準適合状況（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

地 点	類型	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS ^{*2} (mg/L)	備考
庄内川 ^{*1}	城 嶺 橋	生物B 0.010 (○)	<0.00006 (○)	0.0013 (○)	上段：年平均値 下段：適否
	東 谷 橋	生物B 0.027 (○)	<0.0002 (○)	<0.0006 (○)	上段：年平均値 下段：適否
	大 留 橋	生物B 0.008 (○)	<0.00006 (○)	0.0008 (○)	上段：年平均値 下段：適否
	勝 川 橋	生物B 0.021 (○)	<0.0002 (○)	<0.0006 (○)	上段：年平均値 下段：適否
	水 分 橋	生物B 0.015 (○)	<0.00006 (○)	0.0055 (○)	上段：年平均値 下段：適否
環 境 基 準 値 ^{*3}	生物B	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下	

*1 庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

*2 LAS とは、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」のことをいう。

*3 環境基準値は、年間平均値。

表 2-4 河川水質調査結果（PFOS 及び PFOA）

地 点		PFOS (mg/L)	PFOA (mg/L)	PFOS 及び PFOA (mg/L)	適否
庄 内 川	城 嶺 橋	0.000002	0.000016	0.000018	○
	勝 川 橋	<0.000002	0.000008	0.000010	○
内 津 川	松 本 橋	0.000011	0.000011	0.000022	○
新木津用水	高 山 橋	<0.000002	0.000002	0.000004	○
八 田 川	新 興 橋	0.000018	0.000008	0.000026	○
西 行 堂 川	天 王 橋	<0.000002	0.000003	0.000005	○
暫 定 目 標 値				0.000050 以下	

*1 調査実施日は、令和 5 年 8 月 22 日。

3 水質汚濁防止のための規制

(1) 水質汚濁の規制の概要

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により、汚水又は廃液を排出する一定の施設（以下、特定施設という。）を設置する工場・事業場（以下、特定事業場という。）から公共用水域に排出される水については排水基準（濃度規制基準）が定められている。排水基準は、有害物質（カドミウム及びその化合物等 28 項目）及び生活環境項目（pH 等 14 項目）について定められている。

また、愛知県の条例（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例）では、全国一律の排水基準より厳しい上乘せ基準も定められている。

伊勢湾の水質改善を図るため、指定地域内事業場に対し、COD、窒素含有量及びりん含有量の 3 項目について水質総量規制（第 9 次総量規制）が実施され、また、小規模事業場の汚濁負荷量の削減を図るため、愛知県小規模事業場等排水対策指導要領も制定されている。

さらに、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準が定められ、この基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付けている。

市条例では、水質汚濁防止法等による規制の適用を受けない工場を含むすべての事業場の排水に対し、有害物質に係る規制基準、生活環境項目に係る指導基準を定めている。その他、当条例では、着色水や油の流出、建設工事等における土砂等の流出等の防止などについても規定している。

また、公害防止組織法により、製造業等の業種に属し、かつ、汚水又は廃液を排出する施設であって、政令で定める施設を有する工場（以下、特定工場という。）等には、公害防止に関する業務を総括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止主任管理者及び水質関係の公害防止管理者の選任が義務付けられている。

(2) 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数及び届出状況

市内における令和 6 年 3 月末現在の特定事業場数は 440 であった。その内、指定地域内事業場数は 69、排出水量が一定規模以上若しくは有害物質を使用することにより排水規制が適用される事業場数は 138、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場数は 16 であった。表 2-5 に業種別特定事業場数を示す。

水質汚濁防止法では、特定施設の設置等について届出が義務付けられており、これら届出の受理、技術審査、指導、現地調査などを実施している。5 年度における届出は 81 件あった。内訳を表 2-6 に示す。

公害防止組織法では、公害防止管理者等の選任などの届出が義務付けられており、5 年度における水質関係の届出は 4 件であった。市内における 6 年 3 月末現在の水質関係の特定工場数は、26 工場となっている。

表 2-5 水質汚濁防止法特定事業場数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

業 種	事業場	うち規制対 象事業場数	業 種	事業場	うち規制対 象事業場数
畜産農業、畜産食料品製 造業	4	1	共同調理場、弁当仕 出屋又は弁当製造業	12	2
とうふ又は煮豆製造業	9	0	飲食店	14	7
合板製造業	3	0	洗たく業	47	6
パルプ、紙又は紙加工品 製造業	2	1	写真現像業	10	5
新聞業、出版業、印刷業 又は製版業	6	2	病院	2	1
無機化学工業製品製造業	3	3	自動式車両洗浄施設	92	1
ガラス又はガラス製品製 造業、窯業原料精製業	3	3	研究検査等機関	11	7
セメント製品又は生コン クリート製造業	8	1	一般廃棄物、産業廃棄 物処理施設	3	1
金属製品製造業	16	4	トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン 又はジクロロメタンに よる洗浄施設	1	1
水道事業	3	1	し尿処理施設（501 人 槽以上のし尿浄化槽）	37	37
酸又はアルカリによる表 面処理施設	32	19	下水道終末処理場	3	3
電気めっき施設	12	11	指定地域特定施設 （201 人以上 500 人 以下のし尿浄化槽）	77	12
旅館業	15	4	その他	15	5
			計	440	138

表 2-6 特定施設に関する届出件数

届出の種類	件数
設置届出	9 件
構造等変更届出	12 件
氏名等変更届出	39 件
使用廃止届出	13 件
承継届出	6 件
汚濁負荷量測定手法届出	2 件
事故時の措置	0 件

(3) 立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の立入調査を行い、排出水の採水検査、特定施設の設置状況、排水処理施設の維持管理状況確認等を実施することにより、排水基準の遵守等指導を行っている。また、有害物質を使用・貯蔵等する施設を有する特定事業場の立入調査を行い、地下浸透防止のための構造、設備等に関する基準の遵守状況について指導等を行っている。特定事業場以外に、公害防止協定締結工場を始め、水質汚濁の発生のおそれのある工場等についても立入調査を行い、水質汚濁防止のための必要な事項について指導等を行っている。水質関係の事業場等立入調査件数を表 2-7 に示す。

表 2-7 水質関係立入調査件数

区分	特定事業場 ^{*2}	協定締結事業場	その他の事業場	計
件数 ^{*1}	90 (66)	22 (18)	18 (1)	130 (85)

*1 () は排出水の水質検査件数を示す。

*2 特定事業場で、かつ、協定締結事業場の立入検査件数は、特定事業場の件数としている。

水質関係立入調査における水質検査 85 件のうち、2 件が基準範囲外又は超過のおそれがあった。その内訳は、生活環境項目の排水基準範囲外 1 件、総量規制基準超過のおそれ 1 件であった。

これらの事業場等に対しては、排水処理施設の適正な維持管理等について、文書による行政指導(改善通知 2 件)を行っており、いずれも改善措置が図られた。

規制等の超過又は超過のおそれの主な原因としては、排水処理施設又は浄化槽の不適正管理、維持管理不足によるものであった。

この他、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針に基づき、市内 2 ゴルフ場の排出水中に残留する農薬の実態調査を行った。その結果は、調査項目すべてについて水質汚濁に係る指針値及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指針値に適合した。

4 生活排水対策

水質汚濁の原因は、これまで工場や事業場の排水が主であったが、工場等からの排水に対する規制が強化され、排水処理対策が進んだ今日では、台所や風呂・トイレなど日常生活に起因する生活排水が大きな割合を占めている。県条例では、生活排水対策に関する施策の実施等について規定されており、愛知県では、この規定に基づき生活排水対策に関する基本方針が策定され、平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

市では、生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及を図るため、専用住宅を有し、同一敷地内に当浄化槽を設置する者に対し補助金を交付するとともに、当浄化槽の普及促進に関する啓発活動を実施している。また、河川浄化等意識啓発及びその高揚を図ることを目的に、例年地元子ども会とともに河川の水生生物調査を実施している。

5 河川浄化モデル地区

河川をゴミ等による汚れのない、清流魚が生息するような憩いの場にするため、昭和 55 年度から河川浄化に取り組んでいる地域を河川浄化モデル地区に指定し、地区の自発的な浄化運動の拡大に努めている。モデル地区数は当初 4 地区であったが、令和 5 年度は 16 地区を指定し、活動資金の助成等を行っている。5 年度における河川浄化モデル地区を表 2-8 に示す。

また、生活排水対策の推進を目的に、平成 3 年度から生活排水クリーン推進員を設置している。任期は 1 年で、各河川浄化モデル地区から 1 名以上、計 16 名（各地区から 1 名ずつ）の推進員が、生活排水の汚れを減らす啓発活動や学習会の開催等の活動を実施している。

表 2-8 令和 5 年度河川浄化モデル地区

モデル地区名	河川名	活動地域	開始年度
廻間町区会	大谷川	宮前橋～新廻間橋	S60
坂下区		坂下橋～杉森橋	H7
出川区	内津川	松本橋～中部電力(株)神領アパート横	H3
	内津川放水路	内分岐地点～JR中央線交差点	
大留下区		JR中央線交差点～庄内川合流地点	H3
生地川美化推進会	生地川	八幡橋～池合橋	S61
六軒屋町内連合会	生地川・八田川	三ツ又橋～新興橋	S55
柏原町内会連合会	八田川	朝宮橋～二軒家橋	S56
八田川沿連合会		美濃橋～国道302号交差点	S57
下原区		下原橋～善光寺橋	H19
関田区連合町内会	地蔵川	篠木橋～記念橋上流町境	H18
上地蔵川美化推進協議会		岩井田橋～月見橋	S55
下地蔵川美化推進協議会		杵ヶ島雨水放水路～松新橋	S55
弥生区		八事橋～八尻橋	H25
杵ヶ島町内会		JR中央線鉄橋～杵ヶ島雨水放水路	R2
新地蔵川沿町内会	新地蔵川	八田川交差点～伊勢山橋	S55
牛山区	西行堂川	神明橋～牛山新田橋	S55
	大山川	天神橋上流市境～名鉄小牧線交差点手前	

6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

平成元年度から春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、家庭の台所、風呂及び洗濯などから出る雑排水とし尿を併せて処理できる合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金の交付を行っている。なお、従来の単独処理浄化槽は、13 年 4 月 1 日の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から削除され、新たな設置はできなくなっている。

表 2-9 に令和 3 年度から 5 年度の合併処理浄化槽設置整備事業実績を示す。

表 2-9 合併処理浄化槽設置整備事業実績

人槽区分	令和 3 年度		4 年度		5 年度	
	新設基数	転換基数	新設基数	転換基数	新設基数	転換基数
5	69 基	45 基	70 基	23 基	120 基	33 基
7	30	33	16	21	25	23
10	6	0	3	2	8	1
合計	105	78	89	46	153	57

*1 新設基数は建築確認申請を伴う工事。

*2 転換基数はくみ取り便槽からの転換も含む。

第3章 土壌・地下水汚染

1 概況

土壌が有害物質に汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取すること、汚染土壌から溶出した有害物質を含んだ地下水を飲用することなどにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがある。また、土壌及び地下水は一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染の原因となるなど、その態様は河川等の水質汚濁や大気汚染とは異なっている。

このため、環境基本法では、土壌及び地下水の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として環境基準を定めている。

土壌の汚染に係る環境基準（カドミウム始め 29 項目）は、汚染が自然的原因であることが明らかな場所及び廃棄物の埋立地等を除く土壌に適用されている。

地下水の水質汚濁については、カドミウム始め 28 項目の環境基準値が設定されており、この環境基準はすべての地下水に適用されている。

2 地下水水質調査

(1) 概要

地下水の水質の監視については、水質汚濁防止法の規定により愛知県知事が定める測定計画に基づき、地下水質の概況調査等を実施している。

令和5年度は、未把握の地下水汚染を発見することを目的としたメッシュ調査を1地点で実施するとともに、これまでの調査や報告等により判明した地下水汚染の動向等を把握することを目的とした定期モニタリング（継続監視）調査を10地区で実施した。調査地点を図3-1に示す。

(2) 概況（メッシュ）調査の結果

令和5年度は、下津町地内にて、地下水環境基準が定められているカドミウム等27項目について調査を実施した。結果は全ての項目で環境基準に適合した。結果の詳細は資料編3-1(1)に示す。

(3) 定期モニタリング調査の結果

定期モニタリング調査の結果を表3-1に示す。令和5年度は、鷹来町地内、内津町字南山地内、内津町字北山地内、坂下町地内及び高蔵寺町地内の計6井戸で環境基準値を超過し、そのうち5井戸は前年度以前から基準値超過が継続している。新たに基準値を超過した1井戸については周辺井戸での調査を行い、汚染の拡散がないことを確認した。結果の詳細は資料編3-1(2)に示す。

(4) 汚染井戸周辺地区調査の結果

定期モニタリング調査により汚染が判明した井戸（坂下町地内）の周辺を調査。環境基準を超過する井戸はなく、地下水汚染の広がり確認されなかった。結果の詳細は資料編3-1(3)に示す。

(5) PFOS 及び PFOA の地下水水質調査の結果

春日井市水道事業者において、町屋第 3 水源（鷹来町地内）及び町屋第 6 水源（大手町地内）井戸で、水道水の水質管理目標設定項目の暫定目標値を超過するペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) が検出し、令和 4 年 9 月同内容が公表された。市はこれを受け、周辺の井戸所有者に対し情報提供を実施している。

5年度も水源周辺井戸の水質調査を6井戸で実施し、結果は鷹来町地内の1井戸で暫定目標値（暫定指針値）を前年度に引き続き超過した。結果の詳細は資料編3-1(4)に示す。市は5年度以降、継続的に地下水水質調査を実施している。

表 3-1 定期モニタリング調査の結果

地区	井戸数	調査項目	調査結果
牛山町地内	2	揮発性有機化合物	基準適合
鷹来町地内	5	鉛、ひ素、ふっ素、ほう素	1 井戸超過
神屋町地内	1	水銀	基準適合
稲口町周辺	1	揮発性有機化合物	基準適合
気噴町地内	1	揮発性有機化合物	基準適合
内津町字北山地内	2	ひ素	1 井戸超過
内津町字南山地内	1	ひ素	1 井戸超過
御幸町地内	1	六価クロム、ほう素	基準適合
坂下町地内	2	水銀、アルキル水銀	2 井戸超過
高蔵寺町地内	2	ひ素、ふっ素	1 井戸超過

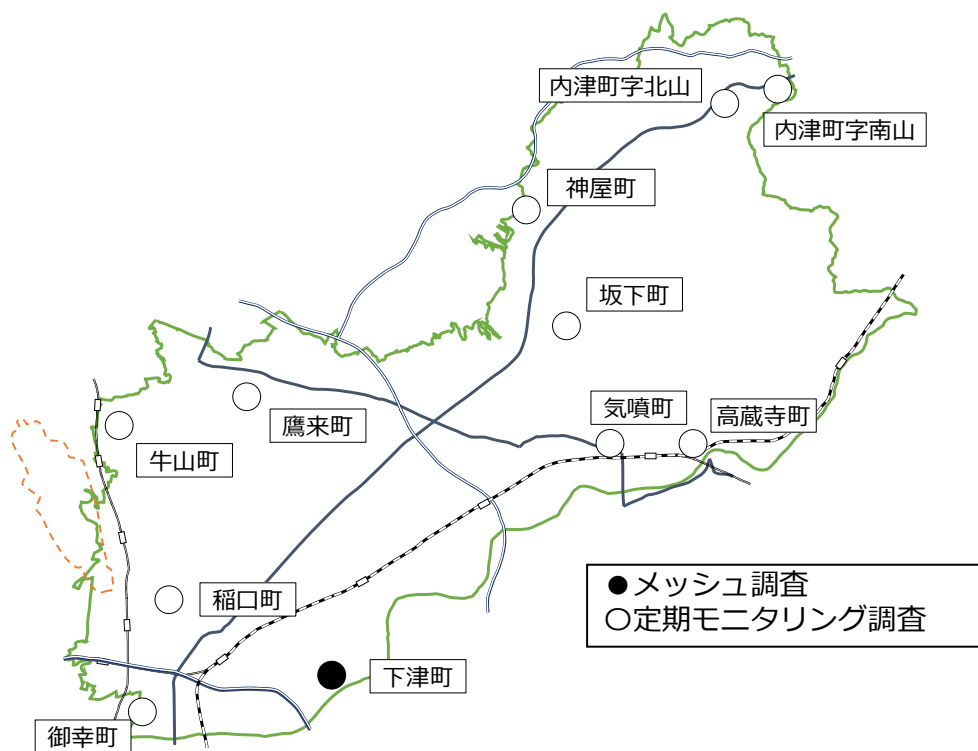


図 3-1 地下水水質調査地点

3 土壤汚染対策

(1) 土壤汚染対策の規制の概要

土壤汚染対策法（以下、法という。）の目的は、土壤汚染による人の健康被害を防止することであり、土壤汚染を見つけ、公に知らせ、また、健康被害が生じる恐れがある土地は汚染の除去等の措置を行う仕組みを定めている。また、改正により、調査のきっかけを増やすことや、適切なリスク管理を推進するために見直している。

県条例では、特定有害物質等取扱事業者に対し、土壤・地下水汚染の未然防止義務、廃止時における土壤・地下水調査の義務等を定めている。また、法及び県条例の規定により汚染が明らかになったときは、生活環境に係る被害が生じることを防止するため、汚染の拡散防止のための措置等を行うことを義務付けている。

市条例では、有害物質使用特定施設設置者に対し、建物等の除却時の調査及び土地の売却時における土壤汚染等調査の義務について定めている。

また、市では、春日井市土砂等の埋立て等に関する条例を制定し、土壤汚染を未然に防止するため、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止、土砂等を搬入して埋立て等を行う一定規模以上の事業に関する計画の届出などに関する規定を定めている。

(2) 土壤汚染対策法に基づく報告等の状況

市では、法に規定されている報告等の受理、審査、指導等を実施している。令和5年度における法の施行状況を表3-2に、有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数を表3-3に示す。法に基づく調査・報告により、市内で新たに判明した土壤の汚染は、5年度にはなかった。

有害物質使用特定施設の廃止は2件届出され、土壤汚染状況調査の一時的免除の申請を2件受けている。

一定規模以上の土地の形質の変更は20件届出された。また、土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地における形質変更が1件届出され、市は法の規定により調査報告命令を発出している。

また、市内の形質変更時要届出区域について、5年度末時点において、前年から変わらず、4区域である。

表 3-2 土壤汚染対策法施行状況

種類	数
土壤汚染状況調査結果の報告 (第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項) (報告件数)	0
土壤汚染状況調査の一時的免除 (申請件数)	2
一定の規模以上の土地の形質の変更 (届出件数)	20
土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地 における形質変更に対する調査報告命令及 びその報告 (第 3 条第 8 項) (発出件数)	1
形質変更する土地に土壤汚染のおそれがある と認めるときの調査報告命令及びその報告 (第 4 条第 3 項) (発出件数)	0
土壤汚染により健康被害が生ずるおそれ があると認めるときの調査報告命令 (発出件数)	0
土地利用状況報告書 (事業場数)	30
形質変更時要届出区域内における土地 の形質の変更 (届出・申請件数)	0
汚染土壤の区域外搬出 (届出件数)	0

表 3-3 有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数

種類	数
【法第 3 条の調査契機】 有害物質使用特定施設の廃止 (事業場数)	2
令和 5 年度末の形質変更時要届出区域 (区域数)	4

(3) 県条例に基づく報告等の状況

令和 5 年度における県条例の施行状況を表 3-4 に示す。

市内で新たに判明した汚染について、県条例に基づく土壤又は地下水の汚染の状況等の報告が 1 件あり、土壤汚染等処理計画書が提出された。

表 3-4 県条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壤汚染等調査結果報告・土壤又は地下水の汚染の状況等の報告	1
過去の特有害物質等取扱事業所等設置状況調査結果の報告	20
土壤又は地下水の汚染の状況等の届出 (汚染の状況及び応急措置内容の届出)	0
汚染の除去等の措置命令の発出	0
土壤汚染等処理計画書の提出	1
汚染の除去等の措置完了の届出	0

(4) 市条例に基づく報告等の状況

令和5年度における市条例に基づく土壌汚染等調査結果の報告等を表3-5に示す。建物除却時等の調査結果の報告はなかった。

表3-5 市条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壌汚染等調査結果報告	1
土壌汚染等調査の猶予	0
是正措置勧告の発出	0
土地利用状況報告書（事業場数）	2

(5) 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等の状況

令和5年度における特定事業の計画に係る届出等を表3-6に示す。届出等の総件数は178件であり、土砂等の埋立て等を新たに開始する際の届出となる特定事業の計画に係る届出が15件あった。なお、土砂等搬入届出が98件あるが、土砂等の発生元ごとや同一発生元であっても土砂等の量が5,000 m³ごとに提出が必要であるため件数が増えている。

表3-6 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等件数

届出等の種類	件数
特定事業の計画に係る届出	15
周辺住民説明状況報告書	19
土砂等搬入届出	98
特定事業変更届出	33
承継届出	0
特定事業完了届出	13
調査、一時停止又は措置命令の発出	0

第4章 騒音・振動

1 概況

騒音・振動は、住民の日常生活に密着した問題として深く関わり、また、人によって感じ方が異なるため、その人の主観や感情など、心理的なものに大きく左右される。このことから、いわゆる「感覚公害」といわれている。

環境基本法では、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として環境基準を定めることが規定されており、一般地域・道路に面する地域に適用される騒音に係る環境基準、航空機騒音に係る環境基準、新幹線騒音に係る環境基準が定められている。

2 環境騒音調査

一般地域（道路に面する地域以外の地域）の環境騒音について環境基準適合状況を把握することを目的に、令和5年度は図4-1に示す9地点で24時間調査を実施した。調査結果を表4-1に示す。

一般地域で対象とする騒音は、人間活動により発生する騒音で、工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音、営業騒音、近隣生活騒音等をいう。

騒音に係る環境基準については、環境庁告示にて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定されている。なお、地域の類型指定については、市が都市計画法に定める用途地域に準拠して行っている。



図4-1 環境騒音調査地点

表 4-1 環境基準適合状況（環境騒音）

単位：デシベル

調査地点		用途地域	類型 ^{*1}	調査期間	昼間 (6～22 時)		夜間 (22～6 時)	
					測定 結果	環境 基準	測定 結果	環境 基準
住居系 地域	①高座台 5	第一種低層住居専用地域	A	R 5.11.21 ～11.22	41	55	35	45
	②出川町 5	第一種中高層住居専用地域	A	R 5.11.14 ～11.15	48	55	41	45
	③六軒屋町 3	第一種中高層住居専用地域	A	R 5.11.14 ～11.15	43	55	37	45
	④松河戸町	第一種住居地域	B	R 5.11.15 ～11.16	51	55	43	45
商業系 地域	⑤鳥居松町 7	商業地域	C	R 5.11.8 ～11.9	43	60	36	50
	⑥柏井町 1	近隣商業地域	C	R 5.11.8 ～11.9	55	60	48	50
工業系 地域	⑦中切町 3	準工業地域	C	R 5.11.7 ～11.8	52	60	46	50
調整 区域	⑧神屋町	市街化調整区域	B	R 5.11.21 ～11.22	45	55	41	45
	⑨玉野町	市街化調整区域	B	R 5.11.15 ～11.16	39	55	36	45

*1 類型 A、B、C については、資料編 7-3(2)参照。

3 道路交通騒音調査（自動車騒音）

道路に面する地域に係る騒音について、環境基準及び要請限度を適用する区域を市で指定している。それらの状況を把握するため、令和5年度は図4-2及び表4-2に示す路線において騒音測定及びその評価を行った。調査結果を表4-3に示す。

環境基準については、21区間、総延長44.2kmで面的評価（道路端から50mの範囲内にある住居等のうち、環境基準を達成している住居等の戸数及びその割合を把握するもの）を評価対象住宅戸数10,075戸で行い、環境基準達成率は昼間の時間帯で99.8%、夜間の時間帯で99.6%であった。

また、騒音測定を行った10地点において、9地点は昼夜とも環境基準に適合したが、西尾町は昼夜ともに環境基準値を超過していた。なお、10地点とも要請限度を下回った。

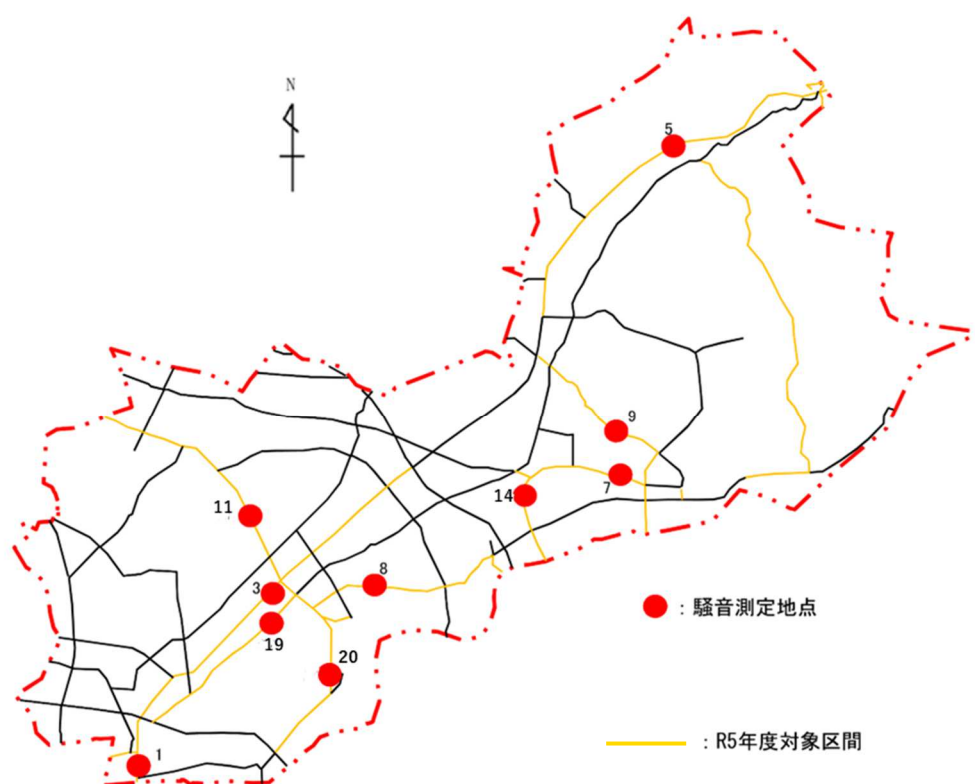


図4-2 自動車騒音調査・評価地点

表 4-2 自動車騒音調査・評価地点

No.	路線名	測定地点	測定期間	起点	終点	区間延長 (km)	評価対象 住宅等戸 数(戸)
1	一般国道 19 号	勝川町	R6.1.29 ~1.30	勝川町	勝川町	0.3	25
2	一般国道 19 号			勝川町	勝川町	0.6	212
3	一般国道 19 号	鳥居松町	R6.1.29 ~1.30	勝川町	大泉寺町	6.8	1531
4	一般国道 19 号			坂下町	明知町	3.2	81
5	一般国道 19 号	西尾町	R6.2.1 ~2.2	明知町	西尾町	1.3	6
6	一般国道 19 号			内津町	内津町	0.2	5
7	一般国道 155 号	気噴町	R6.2.1 ~2.2	高蔵寺町	出川町	3.0	749
8	春日井長久手線	林島町	R6.1.29 ~1.30	八事町	神領町	3.6	1199
9	高蔵寺小牧線	白山町	R6.2.1 ~2.2	高蔵寺町	上野町	3.1	920
10	高蔵寺小牧線			上野町	坂下町	0.3	18
11	春日井一宮線	六軒屋町	R6.1.29 ~1.30	瑞穂通	町屋町	2.9	589
12	春日井一宮線			町屋町	牛山町	1.4	89
13	春日井瀬戸線			玉野町	高蔵寺町	1.1	45
14	松本名古屋線	出川町	R6.2.1 ~2.2	出川町	大留町	1.6	690
15	高蔵寺停車場線			高蔵寺町	高蔵寺町	0.2	213
16	春日井停車場線			上条町	八事町	0.6	376
17	春日井瀬戸線			西尾町	玉野町	6.4	868
18	松河戸西枇杷島線			勝川町	追進町	0.6	92
19	内津勝川線	鳥居松町	R6.1.29 ~1.30	鳥居松町	勝川町	3.3	1279
20	春日井一宮線	上条町	R6.1.30 ~1.31	上条町	瑞穂通	2.3	1229
21	関田名古屋線			上条町	松河戸町	1.4	139
合計*1						44.2	10,075

*1 総評価結果の戸数は、全区間の合計の 10,355 戸から交差街区重複の 280 戸を減じた戸数。

表 4-3 環境基準適合状況（自動車騒音）

No.	路線名	環境基準調査騒音レベル (デシベル) ^{*1,2}		環境基準達成率(%) ^{*3}			要請限度調査騒音レベル (デシベル)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜ともに基準値以下	昼間	夜間
				6～22 時	22～6 時			
1	一般国道 19 号	67	63	100.0	100.0	100.0	67	63
2	一般国道 19 号			100.0	100.0	100.0		
3	一般国道 19 号	65	63	99.8	99.4	99.4	65	63
4	一般国道 19 号			86.4	67.9	67.9		
5	一般国道 19 号	72	69	83.3	83.3	83.3	72	68
6	一般国道 19 号			100.0	100.0	100.0		
7	一般国道 155 号	68	62	99.9	99.9	99.9	68	62
8	春日井長久手線	66	61	99.9	99.9	99.9	66	60
9	高蔵寺小牧線	66	61	100.0	100.0	100.0	66	61
10	高蔵寺小牧線			100.0	100.0	100.0		
11	春日井一宮線	68	63	99.8	100.0	99.8	68	63
12	春日井一宮線			97.8	100.0	97.8		
13	春日井瀬戸線			100.0	100.0	100.0		
14	松本名古屋線	66	61	100.0	100.0	100.0	66	61
15	高蔵寺停車場線			100.0	100.0	100.0		
16	春日井停車場線			100.0	100.0	100.0		
17	春日井瀬戸線			100.0	100.0	100.0		
18	松河戸西枇杷島線			100.0	100.0	100.0		
19	内津勝川線	67	61	100.0	100.0	100.0	67	61
20	春日井一宮線	69	65	100.0	99.8	99.8	69	65
21	関田名古屋線			100.0	99.3	99.3		
総評価結果				99.8	99.6	99.6		

*1 環境基準は昼間（6～22 時）:70 デシベル以下、夜間（22～6 時）:65 デシベル以下。
要請限度は昼間（6～22 時）:75 デシベル以下、夜間（22～6 時）:70 デシベル以下。

*2 環境基準調査騒音レベルの網掛けは、環境基準値を超過していることを示す。

*3 環境基準の評価（環境基準達成率）については、道路交通量などの条件が類似する地点の騒音測定結果を用いて設定した値から算出。

4 航空機騒音調査

(1) 概要

市の西部は名古屋飛行場と隣接しており、民間航空機と自衛隊機が離着陸するため、飛行場周辺及び飛行コース沿いの地域は航空機騒音の影響を受けている。

市及び愛知県は、航空機騒音の状況を把握するため、2地点で常時測定、2地点で短期測定を実施している。調査地点を図4-3に示す。

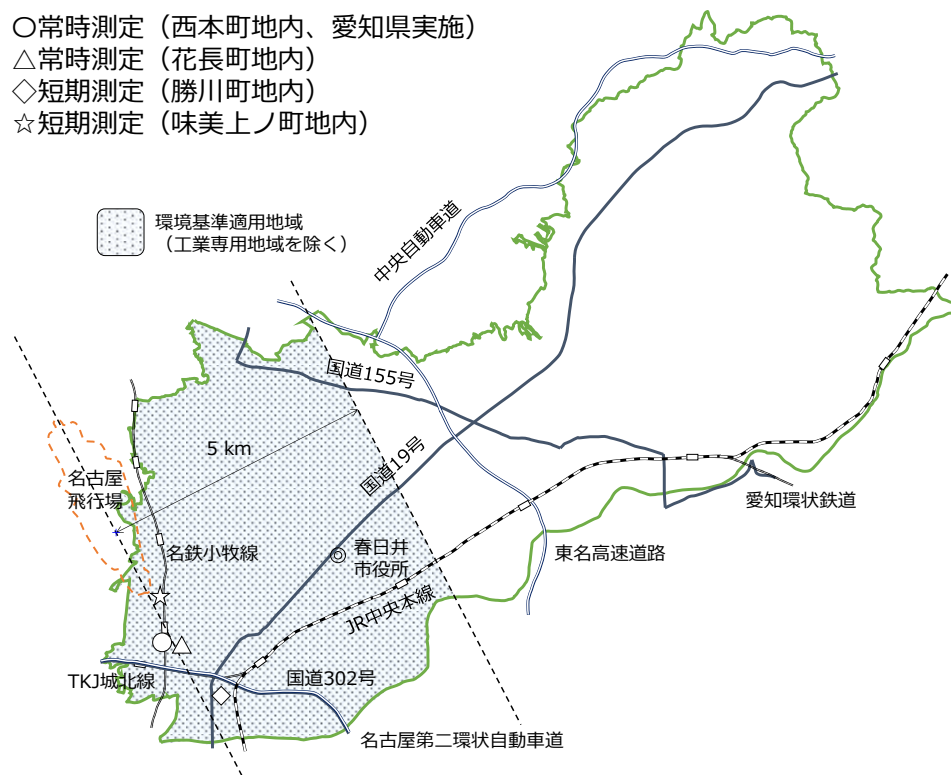


図4-3 航空機騒音調査地点

(2) 常時測定

市では、航空機の離着陸等の騒音の実態を把握するため、名古屋飛行場滑走路南側延長の地域において、昭和47年度から24時間、365日常時測定を実施している。令和5年度の測定結果を表4-4に示す。花長町地内における常時測定の結果は、環境基準値を超過した。

表4-4 航空機騒音常時測定結果

(単位：デシベル)

No.	調査地点名	用途地域 (地域類型)	調査期間	L_{den}^{*1}	環境基準 (L_{den})	環境基準 達成状況
1	花長町 花長学習等供用施設	第1種住居地域 (I)	R5.4.1 ～R6.3.31	63	57	×
2	西本町 (愛知県実施)	第1種住居地域 (I)	R5.4.1 ～R6.3.31	61	57	×

*1 L_{den} について、測定期間のパワー平均。

(3) 短期測定

航空機騒音の常時測定を補完するため、飛行場周辺地域の2地点において連続7日間の短期測定を実施した。令和5年度の測定結果を表4-5に示す。短期測定の結果は、2地点とも環境基準に適合した。

表 4-5 航空機騒音短期測定結果

(単位：デシベル)

No.	調査地点名	用途地域 (地域類型)	調査期間	L_{den}^{*1}	環境基準 (L_{den})	環境基準 達成状況
1	味美上ノ町 味美上ノ町学習等供用施設	準工業地域 (Ⅱ)	R5.10.24 ～10.30	59	62	○
2	勝川町 勝川南部学習等供用施設	第1種中高層 住居専用地域 (Ⅰ)	R5.11.22 ～11.28	52	57	○

*1 L_{den} について、短期測定は7日間のパワー平均。

5 騒音・振動防止のための規制

(1) 概要

騒音・振動に係る生活環境を保全するため、工場・事業場における事業活動、建設工事に伴う騒音・振動の規制並びに、自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度を定めた騒音規制法及び振動規制法（以下、法という。）が施行されている。騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を市長が指定することにより、地域の実態に応じた規制基準が定められている。

法では、機械プレスや圧縮機等の著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設と定め、特定施設を有する工場又は事業場を特定工場等とし、発生する騒音及び振動について規制している。建設工事においても、くい打機を使用する作業などを著しい騒音・振動を発生させる作業として特定建設作業と定め、騒音や振動について規制している。

また、住民の受ける影響を更に低減させるため、県条例が愛知県により定められ、規制が行われている。県条例では、法が適用されない冷凍機等についても騒音・振動発生施設とし、規制対象としている。特定建設作業についても、法が適用されないコンクリートカッター等について規制対象としている。更に、法・条例に該当しない相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する事業場、特定の作業に伴う騒音・振動及び飲食店営業等に伴う騒音に関して、基準の遵守義務を規定するとともに、深夜における音響機器の使用の制限等を定めている。

市では、市条例により、法、県条例の規制を受けないすべての工場・事業場に対して、騒音又は振動に関する指導基準を定めている。また、建設の現場作業で行われる電動工具の使用等に伴い発生する騒音又は振動についても許容限度を定めている。

公害防止組織法において、製造業等の業種に属し、かつ、著しい騒音・振動を発生させるとして政令で定められた施設を有する工場等について、公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する騒音関係・振動関係の公害防止管理者の選任が義務付けられている。

(2) 騒音規制法・振動規制法等に基づく届出状況

法及び県条例では、工場・事業場の特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出が義務付けられており、市では、これらの届出の受理、技術審査、指導、現地調査等を実施している。令和5年度の特定施設等届出件数を表4-6に、特定建設作業の実施届出件数を表4-7に示す。

表 4-6 特定施設等の届出件数

(件)

法・条例 届出の種類	騒音規制法 (特定施設)	振動規制法 (特定施設)	県条例 (騒音発生施設)	県条例 (振動発生施設)	計
設置届出	5	4	2	3	14
使用届出	0	0	1	0	1
使用全廃届出	2	1	0	0	3
数変更届出	8	8	9	9	34
防止の方法変更届出	0	0	0	0	0
使用の方法変更届出		0			0
氏名等変更届出	25	14	16	27	82
承継届出	0	0	5	5	10
計	40	27	33	44	144

表 4-7 特定建設作業実施届出件数

騒音

(件)

作 業 の 種 類	騒音規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	16	0
びょう打機を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業	815	5
空気圧縮機を使用する作業	40	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
バックホウ（原動機定格出力80kW以上）を使用する作業	2	
トラクターショベル（原動機定格出力70kW以上）を使用する作業	0	
ブルドーザー（原動機定格出力40kW以上）を使用する作業	0	
建築物を動力、火薬等で解体・破壊する作業		
コンクリートミキサー等を使用する作業		260
コンクリートカッターを使用する作業		338
ブルドーザー等を使用する作業		484
ロードローラー等を使用する作業		1,408
		670
計	874	3,167

振動

(件)

作 業 の 種 類	振動規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	17	1
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	0
ブレーカーを使用する作業	532	3
計	550	4

6 空港周辺対策

(1) 概況

市では、航空機事故等に対する住民の不安を解消し、航空機騒音を中心とする環境対策を推進していくため、民家防音事業などの周辺環境対策事業の推進を図っている。

(2) 民家防音事業

民家防音事業とは、愛知県名古屋飛行場周辺の知事が定める区域（以下「対策区域」という。平成 16 年度までは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき指定された区域）内にあって昭和 57 年 3 月 30 日に現に所在した住宅に対し、航空機騒音を軽減するための防音工事を行うものである。

51 年から 53 年にかけて防衛施設庁の直接事業による 468 戸の防音工事が実施された。54 年以降、平成 16 年度までは国土交通省（旧運輸省）、17 年度からは愛知県の補助事業として市が実施している。

第5章 悪臭

1 概況

悪臭は、公害の中でも個人差が大きい等の理由により、客観的な評価が難しいものでもある。また、原因が多種類の物質で構成されることが多く、効果的な対策が困難であるというのが現状である。

2 悪臭の規制の概要

悪臭防止法では、特定悪臭物質として 22 種の物質が指定されており、敷地境界、気体排出口及び排出水について、規制基準が設定されている。なお、規制地域の指定は、地域の実態を鑑みて、市長が行っている。

県条例では、悪臭の防止義務、悪臭関係工場等の届出及び屋外燃焼行為の制限を規定している。

市では、法による特定悪臭物質の濃度による規制を補うため、市条例に基づき悪臭対策指導指針を定めており、臭気指数による指導基準値を設定するなど、事業活動に伴い発生する悪臭の排出を防止するための必要な事項を規定している。

3 悪臭関係工場等の状況

県条例では、工場等を設置している者に対して、悪臭物質をみだりに排出してはならないとする注意義務を定めている。また、著しく悪臭物質を排出していると規則で定める 15 業種を悪臭関係工場等として指定し、その事業者に対して、悪臭物質の排出に係る施設の構造、作業の方法等悪臭物質の排出状況等を、年度毎に届け出ることを義務づけている。過去 5 年間の届出件数を表 5-1 に示す。

表 5-1 県条例に基づく悪臭関係工場等の届出件数

業種 年度	1 畜産農業				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
	イ 豚房施設	ロ 牛房施設	ハ 鶏飼育	ニ うずら飼育	飼料・有機質肥料製造業	コーンスターチ製造業	レーヨン製造業	クラフトパルプ製造業	セロファン製造業	ゴム製品製造業	石油化学工業	石油精製業	製鉄業	鋳物製造業	化製場	し尿処理場	ごみ処理場	終末処理場	
令和元年		1						1		11						2	1	3	19
2年		1						1		10						2	1	3	18
3年		1						1		10						2	1	3	18
4年		1						1		10						2	1	3	18
5年		1						1		9						2	1	3	17

第6章 地盤沈下

1 概況

地盤沈下は、一般的に広い地域において地表面が徐々に低下していく現象で、ひとたび沈下すると復元不可能という公害の中でも特異的な性質を持っており、過剰な地下水の汲み上げが主な原因とされている。

市は県から委託を受けて、昭和 51 年度から既設井戸(平成 17 年度から 4 か所)、昭和 56 年度から地盤沈下観測所(2 か所 5 観測井)の地下水位測定を実施している。調査地点を図 6-1 に示す。

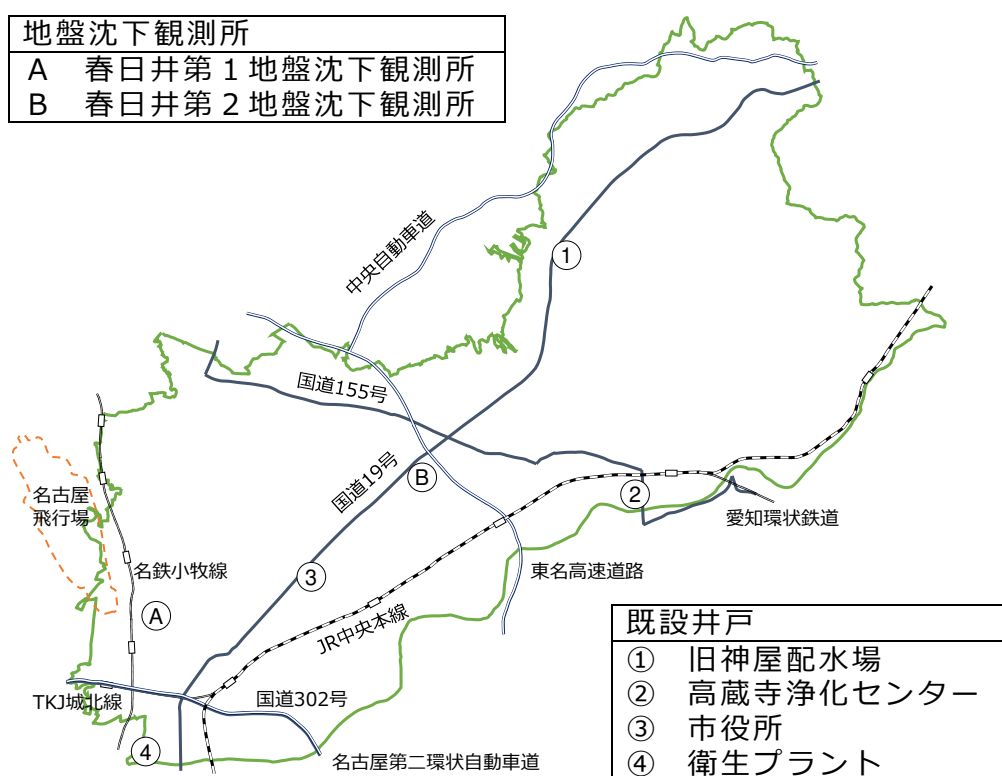


図 6-1 地下水位調査地点

2 地下水位測定

(1) 地盤沈下観測所における地下水位測定結果

市内 2 か所の地盤沈下観測所では、5 観測井で地下水位を常時測定しており、その変動状況を表 6-1 に、月別平均については資料編 5-1 に示す。

年間平均水位は、前年と比較すると、5 観測井で +0.19m から -0.17m の水位の変動が観測された。また、測定を開始した昭和 56 年と比較すると春日井第 1 (美濃町) 168m 井では約 5.2m、149m 井では約 6.1m 水位が上昇し、40m 井では約 0.4m 水位が低下した。篠木第 2 (篠木町) 125m 井では約 3.9m、60m 井では約 1.2m 水位が上昇した。経年的にみると、深い観測井ほど水位の上昇傾向が大きいと言える。

表 6-1 地盤沈下観測所年平均水位の推移

	春日井第 1 (美濃町) *1			春日井第 2 (篠木町) *1		年間降雨量*2
	168m 井	149m 井	40m 井	125m 井	60m 井	
昭和56年	14.36	16.39	5.51	9.52	11.80	1,334.5
令和 3 年	8.69 (-0.29)	10.22 (-0.16)	5.71 (+0.04)	5.33 (-0.56)	10.43 (-0.05)	1,844.0
令和 4 年	9.22 (-0.53)	10.52 (-0.30)	5.90 (-0.19)	5.45 (-0.12)	10.51 (-0.08)	1,464.5
令和 5 年	9.17 (+0.05)	10.33 (+0.19)	5.91 (-0.01)	5.62 (-0.17)	10.65 (-0.14)	1286.5

*1 数値は、各観測井の年平均値（単位：管頭下m）。年平均値は月平均値の平均を示す。

1 月～12 月までの 12 ヶ月間（暦年）における年平均値を示す。

()内は、前年比(±m)で+は水位の上昇、-は水位の低下を表す。

*2 年間降雨量は、市消防本部調べ（単位：mm）。

(2) 既設井戸における地下水位測定結果

既設井地下水位の調査結果については、変動状況を表 6-2 に、月別測定値を資料編 5-2 に示す。

表 6-2 既設井戸年平均水位の推移

(地表面下m)

	旧神屋 配水場*1	高蔵寺浄化センター		春日井 市役所	衛生プラント	
	静水位	静水位	動水位	静水位	静水位	動水位
令和 3 年	3.76	5.19	16.09	6.00	4.78	8.99
(変動幅:m)	0.94	1.50	1.48	2.50	1.09	1.00
令和 4 年	3.97	5.28	16.85	6.14	4.90	9.30
(変動幅:m)	0.98	0.87	1.95	1.85	1.22	0.97
令和 5 年	4.05	5.29	15.80	6.27	4.85	9.34
(変動幅:m)	0.80	0.52	5.00	1.43	1.19	0.99

*1 旧神屋配水場は、配水場としての業務を現在行っていない。

*2 1 月から 12 月までの 12 ヶ月間（暦年）における年平均値を示す。

3 県条例による地下水揚水規制の概要

愛知県公害防止条例において、地盤沈下の著しい尾張南西部地域を中心に揚水規制が実施され、市全域が第 3 規制区域となっている。県条例に改正された後も、地下水の揚水について同様に規制されている。

第7章 公害苦情

1 概況

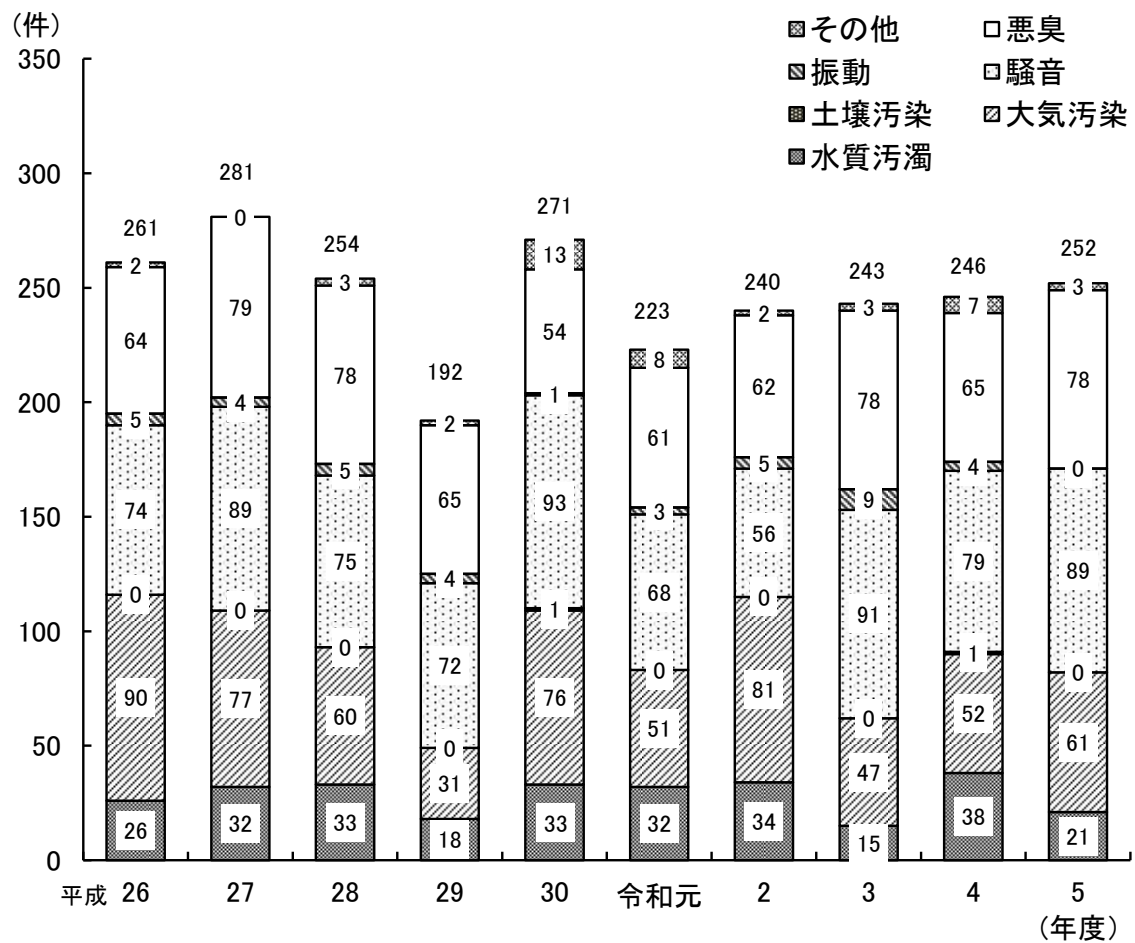
公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であり、その適切な対応は公害を防除し、良好な生活環境を確保する上からも重要である。以前の公害苦情は、事業活動に伴う産業型公害が主であったが、より快適な環境や安らぎが求められる今日においては、商店・飲食店、家庭生活等を発生源とする都市生活型公害が増えてきており、また、環境関係法令の規制基準超過に伴う苦情のみならず、規制基準内の苦情や法の適用を受けない事象に関する苦情など調整型の苦情相談が増え、その解決の難しさが増してきている。

市では、こうした公害苦情の解決にあたるため、関係機関とも協力体制を組み、発生源への立入調査や行政指導など迅速かつ適正な処理に努めている。

図 7-1 に年度別公害苦情発生件数の推移を示す。令和 5 年度に市に寄せられた公害苦情・相談は、近隣問題を含め、369 件（雑草・衛生関係を除く）であったが、このうち、公害苦情として計上されたのは 252 件で、前年度と同程度の件数であった。

これら公害苦情の解決には、事業者の公害防止意識高揚のほか、市民各々が近隣に対する理解と配慮を持ち、モラルの向上を図ることが必要である。

図 7-1 年度別公害苦情発生件数の推移



2 公害苦情の発生状況

令和5年度における発生源産業別、用途地域別、被害の種類別及び地区別の苦情発生件数を表 7-1 及び図 7-2 から 7-5 に示す。

表 7-1 発生源産業別公害苦情件数

		(件)								
発生源	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
製造業	食料品製造業	0	1	0	2	0	0	1	0	4
	繊維・衣服・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品・家具製造業	5	0	0	1	0	0	3	0	9
	パルプ・紙製品製造業・印刷業	0	1	0	1	0	0	5	0	7
	化学工業・プラスチック・ゴム・革製品製造業	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	窯業・土石製品製造業	3	0	0	1	0	0	0	0	4
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業	0	0	0	4	0	0	1	0	5
	機械器具製造業	0	1	0	2	0	0	1	0	4
	その他の製造事業所	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	小計	8	4	0	13	0	0	12	0	37
製造業以外	自動車整備工場	0	1	0	11	0	0	4	0	16
	建築・土木工事	16	0	0	29	0	0	0	1	46
	交通機関	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	牧畜・養豚・養鶏場	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	運輸業	2	0	0	1	0	0	0	0	3
	娯楽・遊興・スポーツ施設	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	家庭生活	11	2	0	3	0	0	12	0	28
	商店・飲食店	0	0	0	7	0	0	7	0	14
	廃棄物処理業	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他	21	5	0	9	0	0	25	2	62
	不明	3	9	0	13	0	0	16	0	41
	小計	53	17	0	76	0	0	66	3	215
合計		61	21	0	89	0	0	78	3	252

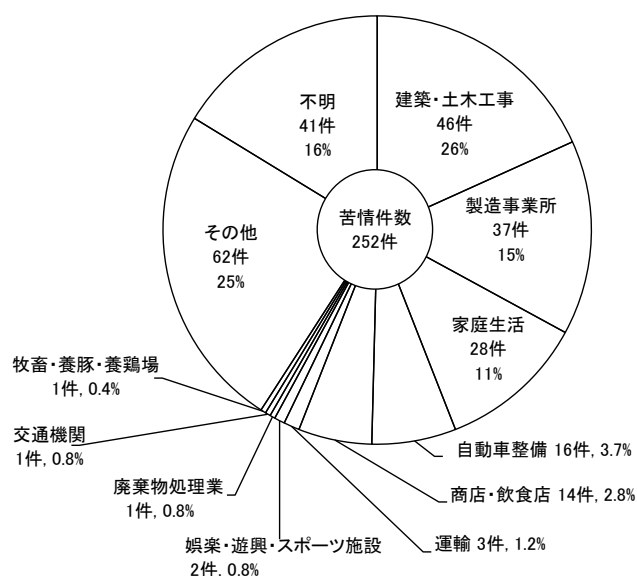


図 7-2 発生源産業別公害苦情発生件数

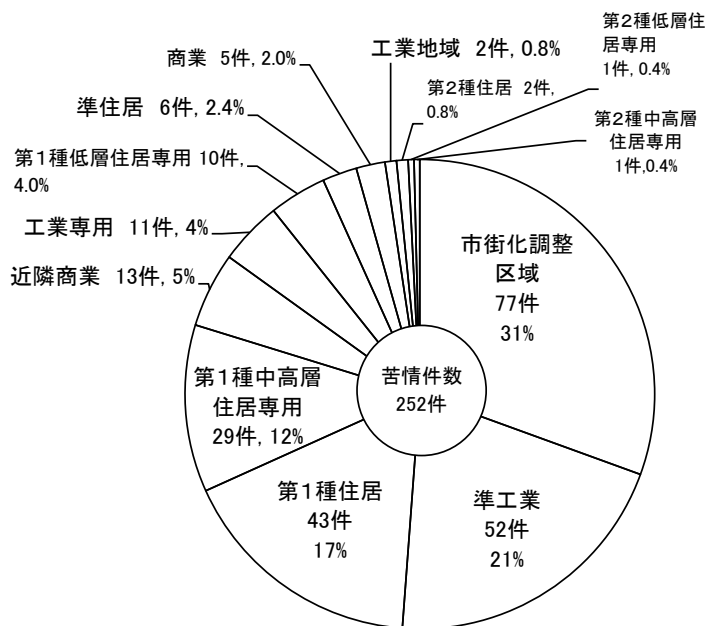


図 7-3 用途地域別公害苦情発生件数

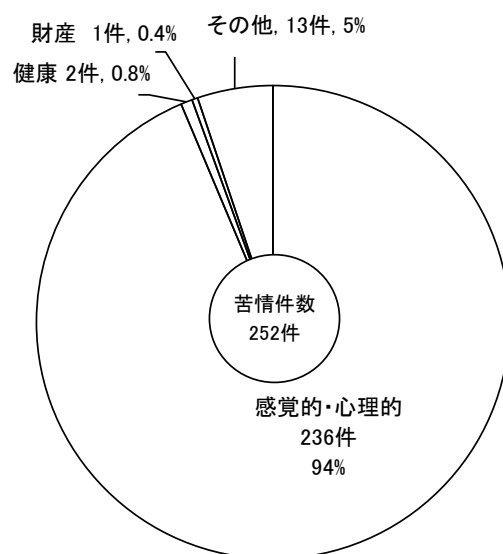


図 7-4 被害の種類別公害苦情発生件数

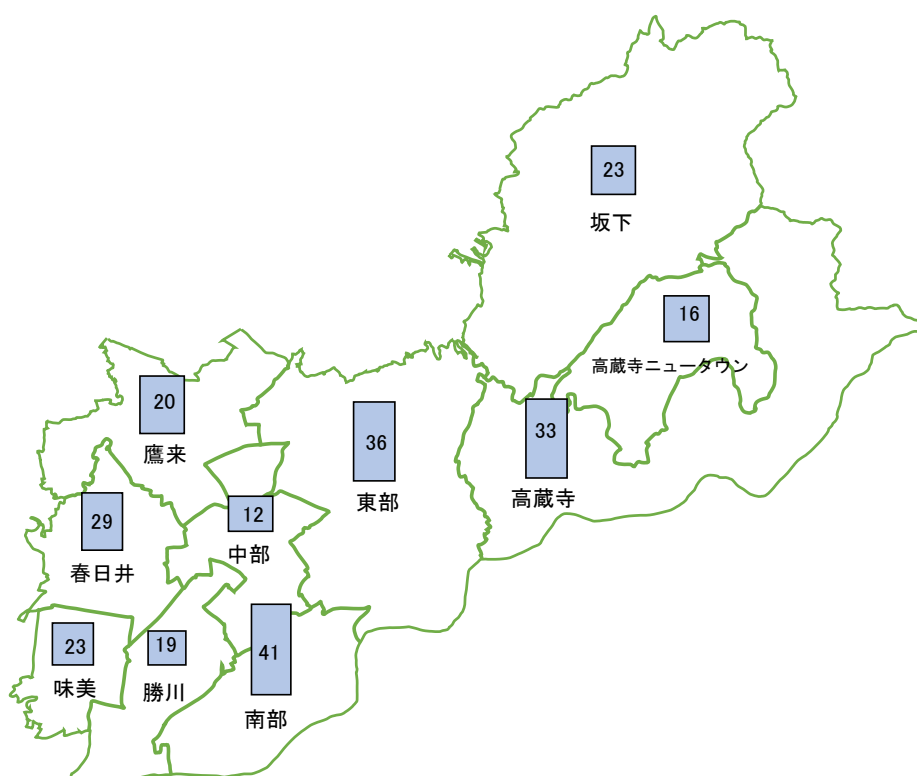


図 7-5 地区別公害苦情発生件数

3 公害苦情の発生原因

公害の種類ごとの原因別公害苦情発生件数を表 7-2 に示す。令和 5 年度は、工場・事業場が原因となる騒音の公害苦情が 42 件と最も多く、次いで工場・事業場からのばい煙が 26 件となっている。また、工場・事業場における焼却行為を原因とするばい煙及び悪臭は 35 件、家庭生活における焼却行為を原因とするばい煙及び悪臭は 25 件であり、依然として大きな公害苦情の原因となっている。

表 7-2 原因別公害苦情発生件数（令和 5 年度）

表 2 騒音汚染公害発生件数（令和 5年度）						(件)	
公害別		大区分		中区分		小区分	
大気汚染 [ばい煙]	42	○工場・事業場	26	(焼却行為)	26	産業廃棄物(野焼き)	3
						産業廃棄物(構造基準適合炉)	6
						産業廃棄物(不適合焼却炉)	1
						一般廃棄物(野焼き)	9
						農業等（除外規定）	7
		○家庭生活	11	(焼却行為)	11	一般廃棄物(野焼き)	4
						日常生活	7
		○不明（事象なし）	5				5
大気汚染 [粉じん]	19	○工場・事業場	4				4
		○資材置場	3				3
		○建設作業	12				12
水質汚濁	21	○工場・事業場	5			油の流出	3
						着色水の流出	1
						その他	1
		○家庭生活	2			浄化槽	1
						その他	1
		○その他	5				5
		○不明	9				9
騒音	89	○工場・事業場	42	(特定工場)	8	金属加工機械等	2
						走行クレーン	2
						冷凍機	1
						その他の特定施設	1
						特定施設以外の騒音	2
				(特定工場以外)	34	相当程度の騒音発生施設	14
						その他の施設	1
						作業音(規制対象作業)	11
						作業音(規制対象作業以外)	7
						その他	1
		○建設作業	21			特定建設作業	16
						特定建設作業以外	5
		○営業・拡声器	6			営業騒音（深夜営業騒音以外）	2
						音響機器	2
						深夜営業騒音	1
						移動式商業宣伝放送	1
○家庭生活	6				6		
○その他	3				3		
○不明（事象なし）	11				11		
振動	0					0	
土壌	0					0	

(件)

公害別	大区分	中区分	小区分
悪臭 78	○工場・事業場 23	(畜産農業) 1	養牛 1
		(製造業) 10	木材・家具製造業 3
			クラフトパルプ工場 5
			機械製造工場 1
			その他 1
		(製造業以外) 12	愛がん動物販売者 1
			飲食店 5
			自動車修理工場 3
			その他 3
			工場・事業場 9
			家庭生活 14
	○屋外焼却行為 23		
	○水路 4		事業場排水路 2
			その他排水路 2
その他 3	○家庭生活 9		浄化槽 3
			その他 6
	○不明（事象なし） 19		
			19
	○廃棄物保管 2		2
	○その他 1		1
			総計 252

第8章 環境保全施策

1 環境保全計画の事前協議

市は、環境への負荷低減及び公害の未然防止を図り、良好な生活環境を保全するため、工場・事業場を新設・増設する事業者から環境保全計画書の提出を求め、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動等について、事前協議を行っている。

令和5年度は、20件の事前協議を実施した。

2 環境保全に関する協定

市は、生活環境を保全するため、事業活動に伴う環境負荷の低減に関する取組みを促進するとともに、地球温暖化対策など地球環境問題の解決に向けて、市内の事業者と協定を締結している。

令和5年度3月末日時点で、92社と協定を締結している。協定締結企業は資料編6-3に示す。

3 産業廃棄物処理施設等の事前協議

市は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画について、事業計画の周知、事業者と関係住民との調整等必要な事項を定め、紛争の予防及び調整を図ることにより、良好な近隣関係の保持及び住環境の保全を目的とした事前協議を行っている。

令和5年度の事前協議は1件であった。

第9章 製紙工場公害対策

1 概況

王子製紙株式会社春日井工場は、昭和 27 年、市中央南部の旧鳥居松工廠跡地に建設され、上質紙工場（生産高約 500t/日）として操業を開始した。その後、37 年にはクラフト紙、塗工紙、46 年にティッシュ、54 年に中質紙、さらに 62 年には紙おむつの生産を開始し、紙生産高約 2,000t/日の紙の総合工場として発展している。

一方、37 年の増設に伴い降下ばいじんを中心とする大気汚染問題が表面化し、工場周辺地域で金属類や瓦の腐食、植物が実を結ばないなどの被害が生じたため、市は大学や試験研究機関の協力を得て被害の実態を調査するとともに、継続して発生源対策について指導を行っている。工場も継続的に発生源対策を進めたため、工場周辺での財産被害は現在報告されていない。

また、悪臭についても一時期に比べ改善されたものの、周辺の市街化等を考えると更に対策が必要であった。そこで、回収ボイラ更新計画が進められ、平成 2 年 11 月の 1 号回収ボイラの稼動によって悪臭が大幅に改善された。19 年 12 月には 2 号混焼ボイラを新設している。

その後も、公害防除施設の補修・改修による強化、処理工程の改善、臭気漏洩未然防止対策などを毎年、計画的に実施しており、紙のリサイクル、省エネルギーの推進など環境負荷の低減にも積極的に取り組んでいる。

また、住民と共生する工場作りを目指し、工場は地域住民とのグラウンドワーク活動として、古紙回収、地蔵川や庄内川の清掃などを行っている。

2 公害防止協定

昭和 37 年の工場増設以来、市は環境調査や被害調査を行い、44 年 8 月には、被害補償や公害防止対策を中心とする覚書を工場と締結した。

45 年には、全国の製紙工場の中で最も厳しい規制を盛り込んだ公害防止協定を締結し、以後電気集じん機の増設、脱硫装置や活性汚泥処理装置等を設置することによって、降下ばいじん、亜硫酸ガス、悪臭、排水等は年々改善されてきた。

51 年 12 月には、公害防止協定を全面的に改定し、協定に細目協定を設け、許容値や主要な汚染物質の総量規制を新たに盛り込むなど弾力的な運用を図った。細目協定は、53 年及び平成 19 年にそれぞれ改定を行っている。

3 市及び周辺地域住民による取組

昭和 44 年 8 月の被害補償や公害防止対策を中心とする覚書の締結に併せて、同年 10 月、王子製紙公害に関する諮問機関として学識経験者や地域住民等 20 人で構成する春日井市王子製紙公害対策協議会を設置した。63 年 6 月に同協議会に代わり春日井市環境対策協議会が発足し、製紙工場の公害対策に関しては、事業所公害対策部会において協議が行われた。平成 14 年 2 月には毎年の計画的な対策により継続改善への方向付けがなされた旨の最終答申がなされた。

14 年度に住民代表者及び学識経験者により構成される春日井市製紙工場周辺協議会が発足し、工場の環境対策について検討した。さらに、同協議会は 15 年度に住民代表者、工場代表者及び市代表者により構成される製紙工場周辺地域連絡会となり、住民、工場及び市が一体となり周辺地域の環境向上に取り組んでいる。

4 立入調査

昭和 46 年から立入調査を制度化し、学識経験者で構成する公害防止状況総点検委員会を設け、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の各項目の公害防止状況の点検と公害対策の方向などについて委員から助言、指導を得てきたが、工場の公害対策の向上と環境マネジメントシステム（ISO 14001）の導入による継続改善の方向付けがなされたため、平成 13 年度で学識経験者への委託による総点検は終了し、現在は市が立入調査し、調査結果をまとめている。

令和 5 年度の立入状況を表 9-1 に示す。調査結果の詳細は、「令和 5 年度製紙工場公害防止状況調査結果」にまとめ、公表している。

表 9-1 製紙工場立入調査結果

調査内容	年間調査回数	調査結果
排水調査	14 回（うち通日試験 2 回）	排水基準値及び協定値以下
臭気調査（敷地境界）	12 回	協定値超過あり
臭気調査（排水）	12 回	規制基準値以下
騒音・振動調査	1 回（12 地点）	規制基準値及び協定値以下

第10章 環境分析センター

1 概況

環境分析センターは、昭和 46 年 10 月に公害の調査分析機関として設置され、平成 8 年 3 月には現所在地に移転新築している。

市の環境調査・分析を行う施設として、環境調査、事業所排水等の分析を始め下水道・清掃施設関係の分析も行っている。

2 分析の実施状況

令和 5 年度は 1,653 検体、12,407 項目の分析を実施した。内訳を表 10-1～6 に示す。

表 10-1 大気関係区分別検体数・項目数

区分	検体の種類		検体数	項目数
環境・事業所監視	環境監視	酸性雨自動採取	45	90
		揮発性有機化合物	16	80
		大気自動測定	24	396
	事業所監視	排水臭気	14	56
		敷地境界臭気	42	294
	小計		141	916
下水道関係施設	浄化センター	排水臭気	3	12
		敷地境界・発生源臭気	32	229
	小計		35	241
清掃施設	し尿処理場	排水臭気	1	4
		敷地境界・発生源臭気	12	56
	小計		13	62
調査研究	作業環境測定		52	344
合計			241	1,561

表 10-2 大気関係種類別項目数

種類	項目数	構成比 (%)
臭気 * 1	651	36.3
大気汚染物質 * 2	566	41.7
調査研究	344	22.0
合計	1,561	100.0

* 1 臭気：悪臭物質（発生源、敷地境界、排水）、臭気指数

* 2 大気汚染物質：揮発性有機化合物、大気自動測定(SO₂ 等)、酸性雨

表 10-3 水質関係区分別検体数・項目数

区分	検体の種類		検体数	項目数
環境・事業所監視	環境監視	河川水	83	1,435
		その他	109	778
	事業所監視	排水等	94	927
	小計		286	3,140
下水道関係施設	除害施設監視	排水等	25	117
	浄化センター	排水等	376	3,841
	小計		401	3,958
清掃施設	し尿処理場	排水等	14	184
	ゴミ処理場	排水等	77	624
	最終処分場	排水等	147	1,608
	小計		238	2,416
その他施設	調理場	排水等	14	108
	プール施設	プール水	33	198
	上水施設	排水等	3	62
	環境影響調査	河川水等	15	125
	小計		65	493
受託分析	事業所排水等		10	52
調査研究	排水調査等		199	538
合計			1,199	10,597

表 10-4 水質関係分類別項目数

分類	項目数	構成比 (%)
一般項目* ¹	1,024	9.7
生活環境項目* ²	4,010	37.8
健康項目* ³	2,566	24.2
特殊項目* ⁴	363	3.4
その他の項目* ⁵	2,634	24.9
合計	10,597	100.0

* 1 一般項目：水温、外観、臭気、透視度等

* 2 生活環境項目：pH、BOD、COD、浮遊物質、亜鉛、窒素、リン等

* 3 健康項目：シアン、カドミウム、鉛、ひ素、農薬（シマジン、チオベンカルブ）、揮発性有機化合物（四塩化炭素等）等

* 4 特殊項目：フェノール類、銅、溶解性鉄等

* 5 その他の項目：蒸発残留物、ゴルフ場農薬（イソキサチオン等）、塩化物イオン等

表 10-5 騒音関係区分別検体数・項目数

区分	検体数	構成比(%)	項目数	構成比(%)
航空機騒音	24	72.8	24	72.8
環境騒音	9	27.2	9	27.2
合計	33	100.0	33	100.0

表 10-6 地盤沈下・地下水位区分別検体数・項目数

区分	検体数	構成比(%)	項目数	構成比(%)
地盤沈下	120	66.7	120	55.6
地下水位	60	33.3	96	44.4
合計	180	100.0	216	100.0

3 施設開放等

(1) 親子おもしろ実験室

環境月間(6月)と12月に、環境教育の一環として、小学校高学年とその保護者を対象とした科学実験や分析体験を通じた環境啓発を実施している。

- ・開催日 令和5年6月17日、12月2日
- ・参加者 計12組27名

(2) エコワールド

春日井まつりに出展し、科学実験を通じた環境啓発を実施している。

- ・開催日 令和5年10月21、22日
- ・参加者 約700名

(3) 職場体験学習

中学生の職場体験学習として河川水の分析や騒音測定を実施している。

- ・中学校 2校
- ・開催日 12月19、20日及び1月18、19日(各校2日間実施)
- ・参加者 計6名

4 調査研究

令和5年度は、分析精度管理として統一精度管理試験を実施した。また、河川水質調査の追加調査及び労働安全衛生法に基づく作業環境測定を調査研究と位置づけて実施した。

資料編

1 大気汚染

1-1 自動測定法による大気汚染調査結果

(1)下津局（下津保育園）

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
二酸化硫黄 SO ₂	有効測定日数	日	30	29	30	31	31	30	15	22	31	31	29	31	340	
	測定時間	時間	713	710	713	736	738	713	395	533	736	738	689	736	8150	
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	
	1時間値が0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.004	0.016	0.005	0.004	0.009	0.004	0.004	0.008	0.018	0.009	0.018	
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.001	0.002	0.003	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.003	0.003	0.003	0.003	

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	有効測定日数	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364	
	測定時間	時間	718	738	715	741	741	717	741	704	739	740	693	733	8720	
一酸化窒素 NO	月平均値	ppm	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.006	0.009	0.009	0.006	0.004	0.005	
	1時間値の最高値	ppm	0.019	0.014	0.033	0.017	0.012	0.017	0.020	0.035	0.074	0.066	0.036	0.035	0.074	
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.008	0.011	0.018	0.022	0.016	0.009	0.022	
二酸化窒素 NO ₂	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.006	0.005	0.003	0.006	0.008	0.010	0.012	0.012	0.011	0.010	0.008	
	1時間値の最高値	ppm	0.033	0.018	0.024	0.019	0.012	0.016	0.020	0.031	0.033	0.031	0.033	0.033	0.033	
	日平均値の最高値	ppm	0.013	0.010	0.012	0.009	0.008	0.009	0.011	0.017	0.022	0.024	0.025	0.023	0.025	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
窒素酸化物 NO + NO ₂	月平均値	ppm	0.011	0.009	0.010	0.009	0.006	0.009	0.012	0.016	0.021	0.021	0.017	0.014	0.013	
	1時間値の最高値	ppm	0.045	0.032	0.050	0.028	0.023	0.033	0.040	0.056	0.098	0.093	0.067	0.068	0.098	
	日平均値の最高値	ppm	0.018	0.015	0.018	0.014	0.012	0.014	0.018	0.027	0.040	0.038	0.042	0.032	0.042	
	NO ₂ /（NO + NO ₂ ）	%	65.7	63.3	62.4	60.3	55.2	58.6	61.4	62.7	58.8	57.0	66.1	71.0	61.9	

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
浮遊粒子状物質 SPM	有効測定日数	日	30	29	30	31	31	30	31	30	31	31	29	30	363	
	測定時間	時間	718	713	717	742	742	718	742	717	740	741	691	734	8715	
	月平均値	mg/m ³	0.016	0.014	0.013	0.015	0.013	0.012	0.008	0.010	0.007	0.006	0.008	0.011	0.011	
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.083	0.059	0.054	0.061	0.065	0.047	0.035	0.053	0.051	0.110	0.115	0.095	0.115	
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.033	0.030	0.030	0.026	0.026	0.021	0.013	0.028	0.017	0.015	0.025	0.025	0.033	
	1時間値が0.20mg/m ³	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	を超えた時間数と日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m ³	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
を超えた日数																

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
光化学 オキシダント Ox	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366	
	昼間測定時間	時間	448	446	447	463	463	448	462	443	462	463	433	463	5441	
	昼間の1時間値が0.06ppm	日	10	11	14	17	8	12	2	4	0	0	0	4	82	
	を超えた日数と時間数	時間	36	54	66	76	29	36	7	11	0	0	0	18	333	
	昼間の1時間値が0.12ppm	日	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	以上の日数と時間数	時間	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.072	0.109	0.094	0.121	0.100	0.083	0.070	0.069	0.048	0.045	0.047	0.069	0.121	
	昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.056	0.060	0.058	0.065	0.045	0.052	0.046	0.042	0.034	0.034	0.038	0.046	0.048	
	昼間の月間平均値	ppm	0.043	0.044	0.041	0.040	0.026	0.031	0.031	0.026	0.021	0.023	0.027	0.034	0.032	

(2)移動局（高森台）

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
二酸化硫黄 SO ₂	有効測定日数	日	30	29	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	364	
	測定時間	時間	712	709	712	737	737	714	737	712	735	737	688	738	8668	
	月平均値	ppm	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	1 時間値が0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時間値の最高値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.004	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	

調 査 項 目			令和5 年										令和6 年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	有効測定日数	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365	
	測定時間	時間	717	737	717	741	741	717	741	716	740	742	692	742	8743	
一酸化窒素 NO	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	0.007	0.004	0.004	0.002	0.003	
	1 時間値の最高値	ppm	0.016	0.011	0.012	0.011	0.018	0.014	0.225	0.030	0.297	0.060	0.066	0.026	0.297	
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.006	0.014	0.007	0.020	0.018	0.018	0.006	0.020	
二酸化窒素 NO ₂	月平均値	ppm	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.005	0.004	0.004	0.002	0.003	
	1 時間値の最高値	ppm	0.020	0.011	0.014	0.013	0.008	0.008	0.015	0.017	0.020	0.026	0.025	0.019	0.026	
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.006	0.005	0.004	0.003	0.004	0.006	0.007	0.013	0.015	0.016	0.007	0.016	
	1 時間値が0.2ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
窒素酸化物 NO + NO ₂	月平均値	ppm	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.007	0.012	0.008	0.008	0.004	0.006	
	1 時間値の最高値	ppm	0.027	0.018	0.020	0.024	0.023	0.020	0.227	0.047	0.303	0.083	0.091	0.043	0.303	
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.011	0.009	0.008	0.008	0.008	0.016	0.013	0.033	0.033	0.033	0.013	0.033	
	NO ₂ / (NO + NO ₂)	%	62.5	52.7	55.0	49.8	35.1	38.4	36.9	49.1	39.6	50.8	50.4	55.1	47.2	

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
浮遊粒子状物質 SPM	有効測定日数	日	30	29	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	364	
	測定時間	時間	718	713	717	741	742	718	742	717	740	742	694	742	8726	
	月平均値	mg/m ³	0.014	0.012	0.012	0.014	0.011	0.011	0.007	0.008	0.007	0.005	0.005	0.008	0.009	
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.067	0.063	0.096	0.054	0.069	0.049	0.060	0.046	0.058	0.030	0.049	0.049	0.096	
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.026	0.028	0.024	0.029	0.023	0.017	0.013	0.024	0.016	0.015	0.018	0.020	0.029	
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数と日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
光化学 オキシダント Ox	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366	
	昼間測定時間	時間	448	444	447	463	463	448	463	442	461	463	433	463	5438	
	昼間の1時間値が0.06ppm	日	5	9	6	10	4	3	1	1	0	0	0	4	43	
	を超えた日数と時間数	時間	21	35	27	30	8	6	3	1	0	0	0	14	145	
	昼間の1時間値が0.12ppm	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	以上の日数と時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.069	0.093	0.085	0.108	0.086	0.066	0.063	0.063	0.044	0.043	0.047	0.066	0.108	
	昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.052	0.053	0.049	0.054	0.037	0.041	0.041	0.039	0.033	0.034	0.037	0.046	0.043	
	昼間の月間平均値	ppm	0.041	0.041	0.033	0.031	0.020	0.024	0.028	0.025	0.022	0.025	0.027	0.037	0.029	

調 査 項 目			令和5年										令和6年			年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一酸化炭素 CO	有効測定日数	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365	
	測定時間	時間	710	723	709	738	737	714	737	714	736	736	686	734	8674	
	月平均値	ppm	0.21	0.21	0.24	0.21	0.17	0.21	0.23	0.24	0.24	0.25	0.23	0.22	0.22	
	8時間値が20ppm を超えた回数	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が10ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	ppm	0.58	0.90	0.82	2.73	0.79	0.50	0.50	1.10	0.53	0.50	0.60	0.48	2.73	
	日平均値の最高値	ppm	0.30	0.31	0.40	0.37	0.26	0.27	0.30	0.40	0.39	0.35	0.36	0.29	0.40	

1-2 大気中の揮発性有機化合物調査結果

(mg/m³)

調査地点		年月日			ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン
No.	地点名							
1	下津保育園	R5	4	25	0.0032	<0.0003	<0.0003	0.0007
		R5	9	25	0.0006	<0.0003	<0.0003	0.0004
		R5	12	18	0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0004
		R6	2	26	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
2	市役所	R5	4	27	0.0016	<0.0003	<0.0003	0.0010
		R5	9	21	0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0010
		R5	12	14	0.0005	<0.0003	<0.0003	0.0013
		R6	3	7	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006
3	北城小学校	R5	4	25	0.0023	<0.0003	<0.0003	<0.0003
		R5	9	25	0.0005	<0.0003	<0.0003	0.0007
		R5	12	21	0.0004	<0.0003	<0.0003	0.0004
		R6	2	26	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	勝川小学校	R5	4	27	0.0015	<0.0003	<0.0003	0.0009
		R5	9	21	0.0005	<0.0003	<0.0003	0.0011
		R5	12	14	0.0008	0.0003	<0.0003	0.0022
		R6	2	28	0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006

1-3 令和5年度酸性雨調査結果

月	pH (平均値)	降水量 (mm)
4月	5.14	149.7
5月	5.00	164.4
6月	5.09	346.6
7月	5.04	65.7
8月	4.34	219.8
9月	4.77	164.1
10月	4.90	95.2
11月	5.17	77.7
12月	4.80	68.5
1月	4.92	60.9
2月	4.99	123.3
3月	5.28	204.6
年間	4.85	1740.5

- (注) 1. pHは、月間又は年間の降雨量加重平均とする。
 2. 降水量は試料体積を捕集管面積で割り算出した値の、月間又は年間の総量とする。

2 水質汚濁

2-1 表の見方

- (1) 庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。
- (2) 有効数字は2桁とする(気温、水温を除く)。大腸菌数は整数表示であるが、有効数字を2桁として取り扱う。
- (3) 平均値は年間平均値を示す。水分橋については日間平均値の年間平均値を示す。
- (4) 平均値の計算において、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出する。透視度については>50度の場合は50度(城嶺橋、大留橋、水分橋は>100度を100度)として算出する。
- (5) 特殊項目(フェノール類及び銅)の平均値は、定量下限値以上の検体から算出する。「-」は調査したすべての検体が定量下限値未満であったことを示す。
- (6) N.D.は検出されないこと(定量下限値を下回ることを示す)を示す。
- (7) 透視度について、5度未満は0.5度きざみで測定する。
- (8) n-ヘキサン抽出物質の報告下限値について、庄内川5地点(城嶺橋、東谷橋、大留橋、勝川橋、水分橋)及び御幸以外は2mg/L。
- (9) 全窒素の報告下限値について、庄内川5地点(城嶺橋、東谷橋、大留橋、勝川橋、水分橋)及び御幸以外は0.05mg/L。
- (10) フェノール類の報告下限値について、国土交通省調査3地点(城嶺橋、大留橋、水分橋)及び御幸は0.01mg/L。
- (11) 総水銀とは、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物を示す。

2-2 測定方法と報告下限値

	項目名	測定方法	報告下限値	単位
一般項目	気温	JIS K 0102-7.1		℃
	水温	JIS K 0102-7.2		℃
	透視度 ^{注1}	JIS K 0102-9		度
	臭気	JIS K 0102-10.1 官能法		
	外観	JIS K 0102-8		
生活環境項目	pH	JIS K 0102-12.1 ガラス電極法		
	BOD	JIS K 0102-21及び32.3 隔膜電極法	0.5	mg/L
	COD	JIS K 0102-17 100℃における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量	0.5	mg/L
	SS	S46環告第59号付表9 ろ過重量法	1	mg/L
	DO	JIS K 0102-32.3 隔膜電極法、JIS K 0102-32.4 光学式センサ法	0.5	mg/L
	n-ヘキサン抽出物質	S46環告第59号付表14 抽出分離重量法	0.5(2) ^{注2}	mg/L
	全窒素	JIS K 0102-45.2 紫外吸光度法	0.01 (0.05) ^{注3}	mg/L
	全りん	JIS K 0102-46.3.1 ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	0.003	mg/L
	全亜鉛	JIS K 0102-53.3 ICP発光分光分析法	0.001	mg/L
	ノニルフェノール	S46環告第59号付表11	0.0002	mg/L
	LAS	S46環告第59号付表12	0.0006	mg/L
健康項目	カドミウム	JIS K 0102-55.3 ICP発光分光分析法	0.0005	mg/L
	全シアン	JIS K 0102-38.1.2及び38.3 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光度法	0.1	mg/L
	鉛	JIS K 0102-54.3 ICP発光分光分析法	0.005	mg/L
	六価クロム	JIS K 0102-65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光度法	0.01	mg/L
	ひ素	JIS K 0102-61.3 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.005	mg/L
	総水銀	S46環告第59号付表2 原子吸光法	0.0005	mg/L
	PCB	S46環告第59号付表4	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.002	mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.0002	mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.0004	mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.01	mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.004	mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.1	mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.0006	mg/L
	トリクロロエチレン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.001	mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.0005	mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.0002	mg/L
	チウラム	S46環告第59号付表5	0.0006	mg/L
	シマジン	S46環告第59号付表6の第1 固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.0003	mg/L
	チオベンカルブ	S46環告第59号付表6の第1 固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002	mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125-5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.001	mg/L
	セレン	JIS K 0102-67.3 水素化合物発生ICP発光分光分析法	0.002	mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102-43.1.2及び43.2.5 イオンクロマトグラフ法	0.02	mg/L
	ふつ素	S46環告第59号付表7 イオンクロマトグラフ法	0.08	mg/L
	ほう素	JIS K 0102-47.3 ICP発光分光分析法	0.02	mg/L
	1,4-ジオキサン	S46環告第59号付表8の第3 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.005	mg/L
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102-28.1.1及び28.1.2 4-アミノアンチピリン吸光度法	0.05 (0.01) ^{注4}	mg/L
	銅	JIS K 0102-52.4 ICP発光分光分析法	0.01	mg/L
その他	塩化物イオン	JIS K 0102-35.3 イオンクロマトグラフ法	1	mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-30.1.2 エチルバイオレット吸光度法	0.01	mg/L
	電気伝導率	JIS K 0102-13	1	mS/m

(注) 1 透視度について、5度未満は0.5度きざみで測定する

2 n-ヘキサン抽出物質について、庄内川5地点（城嶺橋、東谷橋、大留橋、勝川橋、水分橋）及び御幸以外は2mg/L

3 全窒素について、庄内川5地点（城嶺橋、東谷橋、大留橋、勝川橋、水分橋）及び御幸以外は0.05mg/L

4 フェノール類について、国土交通省調査3地点（城嶺橋、大留橋、水分橋）及び御幸は0.01mg/L

2-3 令和5年度河川水質調査結果（年平均値）

No.				1	2	3	4	5	6	7	8	9
河川名				庄内川					鮎川	内津川	新繁田川	繁田川
測定地点				城嶺橋	東谷橋	大留橋	勝川橋	水分橋	鮎川橋	松本橋	身洗橋	大気橋
調査項目												
生活環境項目	pH			7.6	7.5	7.7	7.6	7.2	7.4	7.6	7.8	7.5
	B O D	mg/L		1.0	0.8	1.2	1.0	3.2	0.6	0.9	0.6	0.6
	C O D	mg/L		3.2	3.3	3.4	3.9	11	2.2	2.4	2.5	2.1
	S	mg/L		2	3	3	5	6	1	4	1	1
	D	mg/L		10	10	10	10	8.6	9.7	10	9.6	9.6
	大腸菌数	CFU/100mL		250								
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<2	<2	<2	<2
	全窒素	mg/L		0.99	1.1	1.5	1.7	2.0	1.1	2.3	0.45	1.4
	全りん	mg/L		0.12	0.12	0.13	0.17	0.13	0.067	0.36	0.021	0.11
	全亜鉛	mg/L		0.010	0.027	0.008	0.021	0.015	0.025	0.017	0.020	0.017
	ノニルフェノール	mg/L		<0.00006	<0.0002	<0.00006	<0.0002	<0.00006	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
健康項目	L A S	mg/L		0.0013	<0.0006	0.0008	<0.0006	0.0055	0.0035	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	カドミウム	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	全シアン	mg/L		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	鉛	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ひ素	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B	mg/L		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	mg/L		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	mg/L		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0.77	0.74	0.92	0.89	1.1	1.0	1.8	0.43	1.2
	ふっ素	mg/L		0.13	0.10	0.12	0.10	0.11	0.09	0.13	<0.08	0.09
	ほう素	mg/L		0.04	0.02	0.04	0.02	0.04	<0.02	0.04	<0.02	<0.02
	1,4-ジオキサン	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
項特	フェノール類	mg/L		-	-	-	-	-	-	-	-	-
目殊	銅	mg/L		-	-	-	-	-	-	-	-	-
のそ	塩化物イオン	mg/L			8	14	8	27	5	18	2	6
項の	陰イオン界面活性剤	mg/L			0.04		0.04		0.05	0.03	0.05	0.04
目他	電気伝導率	mS/m			11		11		12	19	10	19

No.				10	11	12	13	14	15	16	17
河 川 名				新木津用水	八 田 川		地 蔵 川		新地藏川	大山川	西行堂川
測定地点				高山橋	新興橋	御幸	杣ヶ島橋	長塚橋	新地藏橋	間内橋	天王橋
調 査 項 目											
生 活 環 境 項 目	pH			7.5	7.8	6.7	7.3	7.1	7.2	7.6	7.2
	B O D	mg/L		2.7	2.0	5.9	1.9	1.2	0.9	1.4	3.1
	C O D	mg/L		7.2	6.5	21	4.5	3.9	2.6	4.9	7.5
	S	mg/L		5	5	9	3	2	2	5	6
	D	mg/L		9.0	9.9	6.9	11	9.2	9.8	10	9.7
	大 腸 菌 数	CFU/100mL									
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L		<2	<2	<0.5	<2	<2	<2	<2	<2
	全 窒 素	mg/L		4.7	2.5	2.3	4.2	3.3	2.8	2.5	4.3
	全 り ん	mg/L		0.45	0.33	0.13	0.37	0.25	0.11	0.17	0.46
	全 亜 鉛	mg/L		0.024	0.041	0.032	0.032	0.031	0.021	0.041	0.042
	ノニルフェノール	mg/L				<0.0002				<0.0002	
	L A S	mg/L				0.016				0.0065	
健 康 項 目	カドミウム	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	全 シ ア ン	mg/L		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	鉛	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
	ひ	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総 水 銀	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B	mg/L		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ジクロロメタン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/L		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シ マ ジ ン	mg/L		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル プ	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セ レ ン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0.59	1.8	0.49	2.7	2.2	1.6	1.3	4.2
	ふ っ 素	mg/L		0.11	0.10	<0.08	0.08	0.08	<0.08	0.10	<0.08
	ほ う 素	mg/L		0.04	0.04	0.03	<0.02	0.02	0.03	0.03	0.02
	1,4-ジ オ キ サ ン	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
項 特	フ エ ノ ール 類	mg/L		-	-	0.01	-	-	-	-	-
目 殊	銅	mg/L		-	-	-	-	-	-	-	0.01
の	塩 化 物 イ オ ン	mg/L		6	46	82	19	17	15	16	45
そ	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.03	0.05	0.42	0.06	0.05	0.05	0.09	0.19
の	電 気 伝 導 率	mS/m		11	35	98	21	21	20	20	38
目 他											

2-4 河川水質調査結果（地点別）

	河 川 名		庄 内 川													
	測 定 地 点		1 城 嶺 橋													
	調 査 年 度		令和5年度													
	月	日		4.12	5.24	6.20	7.5	8.2	9.19	10.11	11.15	12.6	1.10	2.14	3.8	平均値
	採 取 時 刻			13:05	9:48	10:05	9:09	14:18	9:49	12:55	10:25	11:40	10:42	10:40	10:57	
	天 候			曇り	快晴	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	快晴	曇り	晴れ	晴れ	
一 般 項 目	水 温	℃		16.3	16.7	23.0	23.6	30.5	27.2	19.6	11.4	9.2	5.3	7.3	9.0	16.6
	透 視 度	度		>100	65	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	97
生 活 環 境 項 目	pH			7.5	7.4	7.5	7.6	8.1	7.7	7.7	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6
	B O D	mg/L		1.1	1.0	1.2	0.7	1.0	1.2	0.6	0.5	1.3	0.8	1.3	1.3	1.0
	C O D	mg/L		3.0	3.3	3.0	2.8	3.1	3.6	3.9	2.9	3.3	3.2	3.5	3.3	3.2
	S	mg/L		4	3	1	3	2	4	2	1	1	1	2	4	2
	D	mg/L		10	9.9	8.9	8.7	7.9	8.2	9.6	11	12	13	12	12	10
	大 腸 菌 数	CFU/100mL		150	150	350	450	94	270	440	200	90	180	540	120	250
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	mg/L						N.D.								<0.5
	全 窒 素	mg/L		0.98	0.85	0.66	0.85	0.79	0.92	0.92	1.1	1.2	1.2	1.3	1.1	0.99
	全 り ん	mg/L		0.097	0.092	0.058	0.059	0.11	0.17	0.11	0.16	0.17	0.18	0.16	0.087	0.12
	全 亜 鉛	mg/L		0.009	0.006	0.005	0.007	0.008	0.007	0.007	0.010	0.015	0.016	0.015	0.010	0.010
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール	mg/L		<0.00006				<0.00006		<0.00006		<0.00006				<0.00006
	L A S	mg/L		0.0024				0.0007		0.0006		0.0014				0.0013
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム	mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	全 シ ア ン	mg/L						N.D.				N.D.				N.D.
	鉛	mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/L						<0.01				<0.01				<0.01
	ひ 素	mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
	総 水 銀	mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/L														
	P C B	mg/L						N.D.								N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/L						<0.0002				<0.0002				<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L						<0.0004				<0.0004				<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L						<0.01				<0.01				<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						<0.004				<0.004				<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						<0.1				<0.1				<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						<0.0006				<0.0006				<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L						<0.001				<0.001				<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	mg/L						<0.0002				<0.0002				<0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/L						<0.0006				<0.0006				<0.0006
	シ マ ジ ン	mg/L						<0.0003				<0.0003				<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/L						<0.001				<0.001				<0.001
	セ レ ン	mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0.82				0.53		0.71		1.0				0.77
	ふ つ 素	mg/L						0.11				0.15				0.13
	ほ う 素	mg/L						0.04				0.03				0.04
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類	mg/L						<0.01								-
	銅	mg/L						<0.01								-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン	mg/L														
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L														
	電 気 伝 導 率	mS/m														

	河 川 名		庄 内 川											
	測 定 地 点		2 東 谷 橋											
	調 査 年 度		令和5年度											
	月	日		4.13				8.2		10.5			2.8	平均値
	採 取 時 刻			9:30				9:38		9:26			10:00	
	天 候			晴れ				晴れ		曇り			晴れ	
一 般 項 目	水 温	℃		13.0				28.3		20.1			5.9	16.8
	透 視 度	度		>50				>50		>50			>50	>50
生 活 環 境 項 目	pH			7.4				7.8		7.4			7.3	7.5
	B O D	mg/L		<0.5				<0.5		1.0			1.1	0.8
	C O D	mg/L		2.7				2.5		4.7			3.1	3.3
	S	mg/L		2				1		8			1	3
	D	mg/L		10				9.7		9.8			11	10
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	mg/L								<0.5				<0.5
	全 窒 素	mg/L		1.1				0.89		1.0			1.4	1.1
	全 り ん	mg/L		0.12				0.12		0.10			0.15	0.12
	全 亜 鉛	mg/L		0.031				0.010		0.016			0.050	0.027
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール	mg/L								<0.0002				<0.0002
	L A S	mg/L								<0.0006				<0.0006
	カ ド ミ ウ ム	mg/L								<0.0005				<0.0005
	全 シ ア ン	mg/L								N.D.				N.D.
健 康 項 目	鉛	mg/L								<0.005				<0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/L								<0.01				<0.01
	ひ	素	mg/L							<0.005				<0.005
	総 水 銀	mg/L								<0.0005				<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/L												
	P C B	mg/L								N.D.				N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L								<0.002				<0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/L								<0.0002				<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L								<0.0004				<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L								<0.01				<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								<0.004				<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								<0.1				<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								<0.0006				<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L								<0.001				<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L								<0.0005				<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	mg/L								<0.0002				<0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/L								<0.0006				<0.0006
	シ マ ジ ン	mg/L								<0.0003				<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L								<0.002				<0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/L								<0.001				<0.001
	セ レ ン	mg/L								<0.002				<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L								0.74				0.74
	ふ つ 素	mg/L								0.10				0.10
	ほ う 素	mg/L								0.02				0.02
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L								<0.005				<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類	mg/L								<0.05				-
	銅	mg/L								<0.01				-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン	mg/L								8				8
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L								0.04				0.04
	電 気 伝 導 率	mS/m								11				11

	河川名	庄内川													
	測定地点	3大留橋													
	調査年度	令和5年度													
	月日		4.12	5.24	6.20	7.5	8.2	9.19	10.11	11.15	12.6	1.10	2.14	3.8	平均値
	採取時刻		14:02	10:47	10:55	9:55	15:27	10:44	14:13	11:10	12:32	11:30	11:12	11:34	
	天候		曇り	快晴	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	快晴	曇り	晴れ	晴れ	
一般項目	水温℃		16.8	18.3	23.6	24.4	31.3	28.3	22.0	12.2	10.3	6.4	9.1	10.7	17.8
	透視度		>100	69	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	>100	97
生活環境項目	pH		7.5	7.7	8.0	7.5	8.6	7.7	8.0	7.6	7.7	7.6	7.5	7.5	7.7
	BOD mg/L		1.4	0.7	1.1	0.5	1.1	1.5	0.8	0.9	1.2	1.4	1.7	1.6	1.2
	COD mg/L		3.2	3.5	3.0	2.7	3.6	3.7	4.0	3.0	3.6	3.4	3.8	3.4	3.4
	S mg/L		5	2	1	2	6	3	3	2	1	2	2	5	3
	D mg/L		9.9	10	10	8.3	8.9	8.7	10	11	12	13	12	11	10
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L						N.D.								<0.5
	全窒素 mg/L		1.4	1.1	0.76	0.96	1.1	1.5	1.2	1.6	2.2	2.6	2.7	1.4	1.5
	全りん mg/L		0.11	0.10	0.076	0.070	0.13	0.15	0.13	0.18	0.22	0.17	0.18	0.10	0.13
	全亜鉛 mg/L		0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.007	0.006	0.008	0.009	0.011	0.013	0.010	0.008
	ノニルフェノール mg/L		<0.00006				<0.00006		<0.00006		<0.00006				<0.00006
	L A S mg/L		0.0011				<0.0006		0.0006		0.0008				0.0008
	カドミウム mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	全シアン mg/L						N.D.				N.D.				N.D.
	鉛 mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
健康項目	六価クロム mg/L						<0.01				<0.01				<0.01
	ひ素 mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
	総水銀 mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	アルキル水銀 mg/L														
	P C B mg/L						N.D.								N.D.
	ジクロロメタン mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
	四塩化炭素 mg/L						<0.0002				<0.0002				<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L						<0.0004				<0.0004				<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L						<0.01				<0.01				<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L						<0.004				<0.004				<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L						<0.1				<0.1				<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L						<0.0006				<0.0006				<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L						<0.001				<0.001				<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L						<0.0005				<0.0005				<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L						<0.0002				<0.0002				<0.0002
	チウラム mg/L						<0.0006				<0.0006				<0.0006
	シマジン mg/L						<0.0003				<0.0003				<0.0003
	チオベンカルブ mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
	ベンゼン mg/L						<0.001				<0.001				<0.001
	セレン mg/L						<0.002				<0.002				<0.002
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L		0.91				0.67		0.88		1.2				0.92
	ふつ素 mg/L						0.11				0.13				0.12
その他	ほう素 mg/L						0.04				0.04				0.04
	1,4-ジオキサン mg/L						<0.005				<0.005				<0.005
	フエノール類 mg/L						<0.01								-
その他	銅 mg/L						<0.01				<0.01				-
	塩化物イオン mg/L		11				14		9		22				14
	陰イオン界面活性剤 mg/L														
その他	電気伝導率 mS/m														

	河 川 名		庄 内 川											
	測 定 地 点		4 勝 川 橋											
	調 査 年 度		令和5年度											
	月	日		4.13				8.2		10.5			2.8	平均値
	採 取 時 刻			10:05				10:10		10:17			10:50	
	天 候			晴れ				晴れ		曇り			晴れ	
一 般 項 目	水 温	℃		14.6				28.8		20.3			6.7	17.6
	透 視 度	度		>50				40		49			>50	47
生 活 環 境 項 目	pH			7.5				7.9		7.4			7.6	7.6
	B O D	mg/L		<0.5				1.1		1.3			1.2	1.0
	C O D	mg/L		3.1				4.0		5.1			3.3	3.9
	S	mg/L		3				5		11			2	5
	D	mg/L		10				9.1		9.0			13	10
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	mg/L								<0.5				<0.5
	全 窒 素	mg/L		1.8				1.7		1.2			1.9	1.7
	全 り ん	mg/L		0.13				0.16		0.27			0.12	0.17
	全 亜 鉛	mg/L		0.028				0.016		0.015			0.025	0.021
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール	mg/L								<0.0002				<0.0002
	L A S	mg/L								<0.0006				<0.0006
	カ ド ミ ウ ム	mg/L								<0.0005				<0.0005
	全 シ ア ン	mg/L								N.D.				N.D.
	鉛	mg/L								<0.005				<0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/L								<0.01				<0.01
	ひ	素	mg/L							<0.005				<0.005
	総 水 銀	mg/L								<0.0005				<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/L												
健 康 項 目	P C B	mg/L								N.D.				N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L								<0.002				<0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/L								<0.0002				<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L								<0.0004				<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L								<0.01				<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								<0.004				<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								<0.1				<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								<0.0006				<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L								<0.001				<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L								<0.0005				<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L								<0.0002				<0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/L								<0.0006				<0.0006
	シ マ ジ ン	mg/L								<0.0003				<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L								<0.002				<0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/L								<0.001				<0.001
	セ レ ン	mg/L								<0.002				<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L								0.89				0.89
	ふ つ 素	mg/L								0.10				0.10
	ほ う 素	mg/L								0.02				0.02
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L								<0.005				<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類	mg/L								<0.05				-
	銅	mg/L								<0.01				-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン	mg/L								8				8
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L								0.04				0.04
	電 気 伝 導 率	mS/m								11				11

	河川名	庄内川													
	測定地点	5水分橋													
	調査年度	令和5年度													
	月日		4.12	4.12	5.24	5.24	6.20	6.20	7.5	7.5	8.2	8.2	9.19	9.19	10.11
	採取時刻		9:15	15:15	9:18	15:18	8:30	14:40	8:48	14:48	8:15	14:35	8:10	14:30	8:55
	天候		曇り	曇り	快晴	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
一般項目	水温℃		17.0	17.0	18.8	22.0	23.7	25.4	25.6	25.0	30.3	32.1	28.0	32.5	20.8
	透視度	度	>100	83	95	>100	>100	>100	100	100	70	70	63	74	92
生活環境項目	pH		7.2	7.2	7.3	7.4	7.5	7.5	7.2	7.3	7.1	7.2	6.9	7.1	7.2
	BOD	mg/L	1.6	2.0	1.9	1.5	2.2	1.4	1.5	0.9	3.1	4.1	8.4	5.7	2.4
	COD	mg/L	4.6		5.0		4.4		5.5		8.3		17		7.5
	S	mg/L	5	7	4	3	4	4	4	3	7	8	11	15	6
	D	mg/L	9.4	9.5	9.8	10	8.7	9.8	7.6	8.1	7.0	8.0	5.2	6.6	8.5
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L									N.D.				
	全窒素	mg/L	1.5		1.4		1.7		1.2		1.4		1.8		1.4
	全りん	mg/L	0.11		0.11		0.10		0.094		0.14		0.18		0.15
	全亜鉛	mg/L	0.012		0.019		0.011		0.007		0.019		0.018		0.012
	ノニルフェノール	mg/L	<0.00006								<0.00006				<0.00006
	L A	mg/L	0.0036								0.0064				0.0022
	カドミウム	mg/L									<0.0005				
	全シアン	mg/L									N.D.				
	鉛	mg/L	<0.005								<0.005				<0.005
健康項目	六価クロム	mg/L									<0.01				
	ひ素	mg/L	<0.005								<0.005				<0.005
	総水銀	mg/L									<0.0005				
	アルキル水銀	mg/L													
	P C B	mg/L									N.D.				
	ジクロロメタン	mg/L									<0.002				
	四塩化炭素	mg/L									<0.0002				
	1,2-ジクロロエタン	mg/L									<0.0004				
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L									<0.01				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									<0.004				
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L									<0.1				
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									<0.0006				
	トリクロロエチレン	mg/L									<0.001				
	テトラクロロエチレン	mg/L									<0.0005				
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L									<0.0002				
	チウラム	mg/L									<0.0006				
	シマジン	mg/L									<0.0003				
	チオベンカルブ	mg/L									<0.002				
	ベンゼン	mg/L									<0.001				
	セレン	mg/L									<0.002				
特殊項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.0								0.83				1.0
	ふつ素	mg/L									0.08				
	ほう素	mg/L									0.03				
	1,4-ジオキサン	mg/L									<0.005				
	フェノール類	mg/L									<0.01				
	銅	mg/L									<0.01				
	溶解性鉄	mg/L									0.05				
	溶解性マンガン	mg/L									0.04				
	クロム	mg/L									<0.01				
	塩化物イオン	mg/L									27				
その他	陰イオン界面活性剤	mg/L													
	電気伝導率	mS/m													

	河川名	庄内川												
	測定地点	5水分橋												
	調査年度	令和5年度												
	月日		10.11	11.15	11.15	12.6	12.6	1.10	1.10	2.14	2.14	3.8	3.8	平均値
	採取時刻		15:00	8:34	14:50	8:42	14:51	8:26	14:29	8:23	14:23	8:40	15:10	
	天候		晴れ	晴れ	晴れ	快晴	晴れ	晴れ	曇り	快晴	快晴	晴れ	晴れ	
一般項目	水温℃		23.8	27.3	15.7	14.8	16.0	8.9	10.7	12.7	15.3	18.5	13.2	20.6
	透明度		92	55	88	>100	>100	>100	>100	>100	>100	81	>100	90
生活環境項目	pH		7.2	6.9	7.3	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	6.8	7.1	7.2
	BOD	mg/L	2.6	5.9	1.9	2.7	2.4	2.7	3.7	3.7	3.6	6.9	2.8	3.2
	COD	mg/L		26		10		5.9		12		24		11
	SS	mg/L	6	15	5	4	3	3	3	7	6	11	6	6
	DO	mg/L	9.0	4.3	10	9.5	10	10	11	9.8	10	5.7	10	8.6
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L												<0.5
	全窒素	mg/L		2.4		2.6		3.1		3.0		2.7		2.0
	全りん	mg/L		0.13		0.13		0.099		0.14		0.18		0.13
	全亜鉛	mg/L		0.016		0.024		0.015		0.015		0.017		0.015
	ノニルフェノール	mg/L				<0.00006								<0.00006
健康項目	LA	mg/L				0.0098								0.0055
	カドミウム	mg/L				<0.0005								<0.0005
	全シアン	mg/L				N.D.								N.D.
	鉛	mg/L				<0.005								<0.005
	六価クロム	mg/L				<0.01								<0.01
	ヒ素	mg/L				<0.005								<0.005
	総水銀	mg/L				<0.0005								<0.0005
	アルキル水銀	mg/L												
	PCB	mg/L												N.D.
	ジクロロメタン	mg/L				<0.002								<0.002
	四塩化炭素	mg/L				<0.0002								<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L				<0.0004								<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L				<0.01								<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L				<0.004								<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L				<0.1								<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L				<0.0006								<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L				<0.001								<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L				<0.0005								<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L				<0.0002								<0.0002
	チウラム	mg/L				<0.0006								<0.0006
	シマジン	mg/L				<0.0003								<0.0003
	チオベンカルブ	mg/L				<0.002								<0.002
	ベンゼン	mg/L				<0.001								<0.001
	セレン	mg/L				<0.002								<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L				1.4								1.1
	ふつ素	mg/L				0.14								0.11
	ほう素	mg/L				0.04								0.04
	1,4-ジオキサン	mg/L				<0.005								<0.005
特殊項目	フェノール類	mg/L				<0.01								-
	銅	mg/L				<0.01								-
	溶解性鉄	mg/L				0.03								0.04
	溶解性マンガン	mg/L				0.06								0.05
	クロム	mg/L												-
その他	塩化物イオン	mg/L												27
	陰イオン界面活性剤	mg/L												
	電気伝導率	mS/m												

	河 川 名		鯉 川											
	測 定 地 点		6 鯉 川 橋											
	調 査 年 度		令和5年度											
	月 日		4.13				8.2		10.5				2.8	平均値
	採 取 時 刻		9:50				9:55		10:08				10:15	
	天 候		晴れ				晴れ		曇り				晴れ	
一 般 項 目	水 温 ℃		11.9				26.3		20.1				5.8	16.0
	透 視 度 度		>50				>50		>50				>50	>50
生 活 環 境 項 目	pH		7.4				7.5		7.6				7.1	7.4
	B	O D	mg/L	<0.5			<0.5		0.8				0.7	0.6
	C	O D	mg/L	2.4			2.1		2.7				1.5	2.2
	S		mg/L	1			1		2				<1	1
	D		mg/L	9.7			7.9		10				11	9.7
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質		mg/L						<2					<2
	全 窒 素		mg/L	1.1			0.80		1.0				1.6	1.1
	全 り ん		mg/L	0.083			0.076		0.050				0.057	0.067
	全 亜 鉛		mg/L	0.035			0.008		0.008				0.048	0.025
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール		mg/L						<0.0002					<0.0002
	L	A S	mg/L						0.0035					0.0035
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム		mg/L						<0.0005					<0.0005
	全 シ ア ン		mg/L						N.D.					N.D.
	鉛		mg/L						<0.005					<0.005
	六 価 ク ロ ム		mg/L						<0.01					<0.01
	ひ		素	mg/L					<0.005					<0.005
	総 水 銀		mg/L						<0.0005					<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀		mg/L											
	P	C B	mg/L						N.D.					N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		mg/L						<0.002					<0.002
	四 塩 化 炭 素		mg/L						<0.0002					<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン		mg/L						<0.0004					<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		mg/L						<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L						<0.004					<0.004
	1,1,1- トリクロロエタン		mg/L						<0.1					<0.1
	1,1,2- トリクロロエタン		mg/L						<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン		mg/L						<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン		mg/L						<0.0005					<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ペ ン		mg/L						<0.0002					<0.0002
	チ ウ ラ ム		mg/L						<0.0006					<0.0006
	シ マ ジ ン		mg/L						<0.0003					<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ		mg/L						<0.002					<0.002
	ベ ン ゼ ン		mg/L						<0.001					<0.001
	セ レ ン		mg/L						<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/L						1.0					1.0
	ふ つ 素		mg/L						0.09					0.09
	ほ う 素		mg/L						<0.02					<0.02
	1,4- ジ オ キ サ ン		mg/L						<0.005					<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類		mg/L						<0.05					-
	銅		mg/L						<0.01					-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン		mg/L						5					5
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤		mg/L						0.05					0.05
	電 気 伝 導 率		mS/m						12					12

	河川名	内 津 川													
	測定地点	7 松 本 橋													
	調査年度	令和5年度													
	月 日		4.13	5.17	6.8	7.13	8.2	9.14	10.5	11.1	12.6	1.10	2.8	3.8	平均値
	採取時刻		10:10	11:32	11:16	10:58	10:17	9:45	10:31	11:17	11:10	11:32	10:40	10:30	
	天 候		晴れ	晴れ	曇り	雨	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	
一般項目	気 温	℃	17.4	32.8	23.9	24.0	36.0	31.0	18.8	17.0	18.0	8.5	9.5	11.9	20.7
	水 温	℃	15.8	20.8	19.5	23.0	25.0	23.8	21.3	21.2	16.9	11.9	12.0	13.4	18.7
	透 視 度	度	>50	>50	>50	28	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	48
生活環境項目	pH		8.0	8.0	7.3	7.4	7.7	7.5	7.4	8.6	7.3	7.2	7.3	7.7	7.6
	B O D	mg/L	<0.5	0.7	0.5	2.6	0.9	0.5	0.7	0.7	0.7	<0.5	注1 0.9	1.2	0.9
	C O D	mg/L	1.7	2.0	2.5	5.4	3.1	1.6	1.6	1.4	2.1	1.4	1.6	4.0	2.4
	S	mg/L	<1	1	2	17	3	1	<1	3	1	2	<1	15	4
	D	mg/L	10	9.9	9.3	8.7	9.7	9.8	10	12	11	11	12	11	10
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質	mg/L		<2						<2					<2
	全 窒 素	mg/L	2.7	2.4	2.3	1.8	1.6	1.2	1.6	1.9	2.6	3.2	3.1	3.1	2.3
	全 り ん	mg/L	0.36	0.52	0.27	0.21	0.27	0.23	0.39	0.25	0.57	0.32	0.32	0.56	0.36
	全 亜 鉛	mg/L	0.030	0.021	0.023	0.037	0.023	0.014	0.010	0.002	0.010	0.011	0.005	0.021	0.017
	ノ ニ ル フ ェ ノ ー ル	mg/L								<0.0002					<0.0002
健康項目	L A S	mg/L								<0.0006					<0.0006
	カ ド ミ ウ ム	mg/L		<0.0005						<0.0005					<0.0005
	全 シ ア ン	mg/L		N.D.						N.D.					N.D.
	鉛	mg/L		<0.005						<0.005					<0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/L		<0.01						<0.01					<0.01
	ひ 素	mg/L		<0.005						<0.005					<0.005
	総 水 銀	mg/L		<0.0005						<0.0005					<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/L													
	P C B	mg/L								N.D.					N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L		<0.002						<0.002					<0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/L		<0.0002						<0.0002					<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L		<0.0004						<0.0004					<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L		<0.01						<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004						<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1						<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		<0.0006						<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/L		<0.001						<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005						<0.0005					<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	mg/L		<0.0002						<0.0002					<0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/L								<0.0006					<0.0006
	シ マ ジ ン	mg/L		<0.0003						<0.0003					<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L		<0.002						<0.002					<0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/L		<0.001						<0.001					<0.001
	セ レ ン	mg/L		<0.002						<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		2.4						1.2					1.8
	ふ つ 素	mg/L	0.14	0.14	0.13	0.10	0.12	0.14	0.12	0.11	0.14	0.15	0.09	0.15	0.13
	ほ う 素	mg/L		0.04						0.03					0.04
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L		<0.005						<0.005					<0.005
特殊項目	フ ェ ノ ー ル 類	mg/L		<0.05						<0.05					-
	銅	mg/L		<0.01			<0.01			<0.01			<0.01		-
その他	塩 化 物 イ オ ン	mg/L		15						20					18
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L		0.04						0.02					0.03
	電 気 伝 導 率	mS/m	20	19	20	12	16	17	18	19	21	22	21	20	19

注1 2月のBODは令和6年2月21日の9:45に採水したもの

	河川名	新 繁 田 川												
	測定地点	8 身 洗 橋												
	調査年度	令和5年度												
	月日		4.13				8.2		10.5				2.8	平均値
	採取時刻		10:40				10:52		12:18				11:02	
	天候		晴れ				晴れ		曇り				晴れ	
一般項目	水温℃		14.7				29.5		21.3				6.9	18.1
	透明度		>50				>50		>50				>50	>50
生活環境項目	pH		7.7				8.5		7.5				7.5	7.8
	BOD mg/L		<0.5				<0.5		0.7				0.7	0.6
	COD mg/L		2.4				2.7		2.6				2.3	2.5
	S mg/L		1				<1		<1				<1	1
	D mg/L		9.5				8.2		9.7				11	9.6
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L								<2					<2
	全窒素 mg/L		0.54				0.25		0.49				0.53	0.45
	全りん mg/L		0.021				0.013		0.023				0.027	0.021
	全亜鉛 mg/L		0.023				0.005		0.017				0.034	0.020
	ノニルフェノール mg/L								<0.0002					<0.0002
	L A S mg/L								<0.0006					<0.0006
	カドミウム mg/L								<0.0005					<0.0005
	全シアン mg/L								N.D.					N.D.
健康項目	鉛 mg/L								<0.005					<0.005
	六価クロム mg/L								<0.01					<0.01
	ひ素 mg/L								<0.005					<0.005
	総水銀 mg/L								<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L													
	P C B mg/L								N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L								<0.002					<0.002
	四塩化炭素 mg/L								<0.0002					<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L								<0.0004					<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L								<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L								<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L								<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L								<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L								<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L								<0.0005					<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L								<0.0002					<0.0002
	チウラム mg/L								<0.0006					<0.0006
	シマジン mg/L								<0.0003					<0.0003
	チオベンカルブ mg/L								<0.002					<0.002
	ベンゼン mg/L								<0.001					<0.001
	セレン mg/L								<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L								0.43					0.43
	ふつ素 mg/L								<0.08					<0.08
	ほう素 mg/L								<0.02					<0.02
	1,4-ジオキサン mg/L								<0.005					<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L								<0.05					-
	銅 mg/L								<0.01					-
その他	塩化物イオン mg/L								2					2
	陰イオン界面活性剤 mg/L								0.05					0.05
	電気伝導率 mS/m								10					10

	河川名	繁田川												
	測定地点	9 大気橋												
	調査年度	令和5年度												
	月日			6.8		8.2		10.5		12.6				平均値
	採取時刻			11:32		10:46		10:47		10:43				
	天候			曇り		晴れ		曇り		晴れ				
一般項目	水温℃			20.9		27.5		21.8		10.9				20.3
	透明度			>50		>50		>50		>50				>50
生活環境項目	pH			7.5		7.7		7.4		7.2				7.5
	BOD mg/L			<0.5		<0.5		0.6		0.6				0.6
	COD mg/L			2.1		3.1		0.9		2.4				2.1
	S mg/L			1		<1		<1		<1				1
	D mg/L			10		8.8		9.7		10				9.6
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L							<2						<2
	全窒素 mg/L			1.1		1.5		1.1		2.0				1.4
	全りん mg/L			0.093		0.11		0.089		0.13				0.11
	全亜鉛 mg/L			0.028		0.010		0.014		0.016				0.017
	ノニルフェノール mg/L							<0.0002						<0.0002
	L A S mg/L							<0.0006						<0.0006
	カドミウム mg/L							<0.0005						<0.0005
	全シアン mg/L							N.D.						N.D.
健康項目	鉛 mg/L							<0.005						<0.005
	六価クロム mg/L							<0.01						<0.01
	ひ素 mg/L							<0.005						<0.005
	総水銀 mg/L							<0.0005						<0.0005
	アルキル水銀 mg/L													
	P C B mg/L							N.D.						N.D.
	ジクロロメタン mg/L							<0.002						<0.002
	四塩化炭素 mg/L							<0.0002						<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L							<0.0004						<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L							<0.01						<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L							<0.004						<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L							<0.1						<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L							<0.0006						<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L							<0.001						<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L							<0.0005						<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L							<0.0002						<0.0002
	チウラム mg/L							<0.0006						<0.0006
	シマジン mg/L							<0.0003						<0.0003
	チオベンカルブ mg/L							<0.002						<0.002
	ベンゼン mg/L							<0.001						<0.001
	セレン mg/L							<0.002						<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L							1.2						1.2
	ふつ素 mg/L							0.09						0.09
	ほう素 mg/L							<0.02						<0.02
	1,4-ジオキサン mg/L							<0.005						<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L							<0.05						-
	銅 mg/L							<0.01						-
その他	塩化物イオン mg/L							6						6
	陰イオン界面活性剤 mg/L							0.04						0.04
	電気伝導率 mS/m							19						19

	河 川 名	新木津用水												
	測 定 地 点	10 高 山 橋												
	調 査 年 度	令和5年度												
	月 日			5.17		7.13				11.1		1.10		平均値
	採 取 時 刻			10:13		10:00				10:27		10:45		
	天 候			晴れ		雨				晴れ		曇り		
一 般 項 目	水 温 ℃			18.5		21.3				15.6		6.2		15.4
	透 視 度 度			>50		>50				>50		40		48
生 活 環 境 項 目	pH			7.2		7.0				8.4		7.3		7.5
	B O D mg/L			0.6		1.0				3.5		5.5		2.7
	C O D mg/L			2.5		2.9				9.4		14		7.2
	S mg/L			1		3				5		10		5
	D mg/L			9.0		8.7				8.3		10		9.0
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 mg/L			<2										<2
	全 窒 素 mg/L			0.79		0.70				6.4		11		4.7
	全 り ん mg/L			0.061		0.063				0.66		1.0		0.45
	全 亜 鉛 mg/L			0.025		0.013				0.016		0.040		0.024
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール mg/L													
	L A S mg/L													
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム mg/L			<0.0005										<0.0005
	全 シ ア ン mg/L			N.D.										N.D.
	鉛 mg/L			<0.005										<0.005
	六 価 ク ロ ム mg/L			<0.01										<0.01
	ひ 素 mg/L			<0.005										<0.005
	総 水 銀 mg/L			<0.0005										<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀 mg/L													
	P C B mg/L			N.D.										N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン mg/L			<0.002										<0.002
	四 塩 化 炭 素 mg/L			<0.0002										<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン mg/L			<0.0004										<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン mg/L			<0.01										<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L			<0.004										<0.004
	1,1,1- トリクロロエタン mg/L			<0.1										<0.1
	1,1,2- トリクロロエタン mg/L			<0.0006										<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L			<0.001										<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L			<0.0005										<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ ブ ロ ペ ン mg/L			<0.0002										<0.0002
	チ ウ ラ ム mg/L			<0.0006										<0.0006
	シ マ ジ ン mg/L			<0.0003										<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L			<0.002										<0.002
	ベ ン ゼ ン mg/L			<0.001										<0.001
	セ レ ン mg/L			<0.002										<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L			0.59										0.59
	ふ つ 素 mg/L			0.11										0.11
	ほ う 素 mg/L			0.04										0.04
	1,4- ジ オ キ サ ン mg/L			<0.005										<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類 mg/L			<0.05										-
	銅 mg/L			<0.01										-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン mg/L			6										6
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤 mg/L			0.03										0.03
	電 気 伝 導 率 mS/m			11										11

	河川名	八田川													
	測定地点	11 新興橋													
	調査年度	令和5年度													
	月日			5.17		7.13		9.14		11.1		1.10		3.8	平均値
	採取時刻			9:53		10:32		10:50		10:40		11:04		10:10	
	天候			晴れ		雨		曇り		晴れ		曇り		晴れ	
一般項目	水温℃			21.1		25.7		26.0		15.6		5.9		9.9	17.4
	透明度			>50		40		>50		>50		>50		>50	48
生活環境項目	pH			8.4		7.4		7.2		8.0		7.8		7.7	7.8
	BOD mg/L			1.4		2.8		2.3		1.3		1.8		2.2	2.0
	COD mg/L			5.6		7.1		8.1		4.9		7.2		6.2	6.5
	S mg/L			5		10		7		1		2		2	5
	D mg/L			11		7.8		8.9		9.6		12		10	9.9
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L									<2					<2
	全窒素 mg/L			1.3		1.6		1.0		2.9		5.1		2.8	2.5
	全りん mg/L			0.20		0.20		0.22		0.38		0.63		0.32	0.33
	全亜鉛 mg/L			0.025		0.030		0.023		0.016		0.12		0.030	0.041
	ノニルフエノール mg/L														
	LA mg/L														
健康項目	カドミウム mg/L									<0.0005					<0.0005
	全シアン mg/L									N.D.					N.D.
	鉛 mg/L									<0.005					<0.005
	六価クロム mg/L									<0.01					<0.01
	ヒ素 mg/L									<0.005					<0.005
	総水銀 mg/L									<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L														
	PCB mg/L									N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L									<0.002					<0.002
	四塩化炭素 mg/L									<0.0002					<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L									<0.0004					<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L									<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L									<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L									<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L									<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L									<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L									<0.0005					<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L									<0.0002					<0.0002
	チウラム mg/L									<0.0006					<0.0006
	シマジン mg/L									<0.0003					<0.0003
	チオベンカルブ mg/L									<0.002					<0.002
	ベンゼン mg/L									<0.001					<0.001
	セレン mg/L									<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L									1.8					1.8
	ふっ素 mg/L									0.10					0.10
	ほう素 mg/L									0.04					0.04
	1,4-ジオキサン mg/L									<0.005					<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L									<0.05					-
	銅 mg/L									<0.01					-
その他	塩化物イオン mg/L									46					46
	陰イオン界面活性剤 mg/L									0.05					0.05
	電気伝導率 mS/m									35					35

	河川名	八田川													
	測定地点	12 御幸													
	調査年度	令和5年度													
	月日		4.13	5.17	6.8	7.13	8.2	9.14	10.5	11.1	12.6	1.10	2.8	3.8	平均値
	採取時刻		10:20	10:14	10:03	11:11	10:35	9:50	10:43	10:27	10:00	10:17	11:10	10:14	
	天候		晴れ	晴れ	曇り	雨	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	
一般項目	気温℃		22.8	31.0	25.6	25.1	32.0	29.0	20.0	23.8	16.9	8.0	7.5	18.6	21.7
	水温℃		22.3	28.0	26.0	24.6	32.6	31.6	29.1	30.1	25.9	21.4	24.9	22.7	26.6
	透視度	度	25	41	>50	>50	>50	>50	>50	43	>50	>50	>50	>50	47
	臭気		微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/藻臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	微/リプ臭	
	外観		淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	
生活環境項目	pH		7.2	6.7	6.8	7.0	6.7	6.7	6.6	6.5	6.6	6.8	6.4	6.7	6.7
	BOD mg/L		6.4	6.3	4.6	2.6	5.5	6.9	5.5	9.0	4.9	3.1	9.8	6.0	5.9
	COD mg/L		15	21	18	7.2	21	21	23	27	25	15	32	26	21
	S mg/L		22	6	10	7	11	9	10	10	5	6	5	7	9
	D mg/L		8.3	5.9	7.0	8.7	6.0	5.6	5.2	5.4	6.7	7.4	7.0	10	6.9
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L			<0.5						<0.5					<0.5
	全窒素 mg/L		3.4	1.7	1.8	1.0	1.7	1.7	2.3	2.1	2.6	3.5	2.8	2.6	2.3
	全りん mg/L		0.20	0.16	0.11	0.095	0.12	0.15	0.16	0.15	0.12	0.10	0.072	0.18	0.13
	全鉛 mg/L		0.044	0.027	0.044	0.033	0.040	0.021	0.022	0.019	0.032	0.027	0.045	0.028	0.032
	ノニルフェノール mg/L			<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002		<0.0002
	L A S mg/L			0.014			0.024			0.0090			0.018		0.016
	カドミウム mg/L			<0.0005						<0.0005					<0.0005
健康項目	全シアン mg/L			N.D.						N.D.					N.D.
	鉛 mg/L			<0.005						<0.005					<0.005
	六価クロム mg/L			<0.01						<0.01					<0.01
	ひ素 mg/L			<0.005						<0.005					<0.005
	総水銀 mg/L			<0.0005						<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L														
	P C B mg/L									N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L			<0.002						<0.002					<0.002
	四塩化炭素 mg/L			<0.0002						<0.0002					<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L			<0.0004						<0.0004					<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L			<0.01						<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L			<0.004						<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L			<0.1						<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L			<0.0006						<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L			<0.001						<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L			<0.0005						<0.0005					<0.0005
	1,3-ジクロロプロベン mg/L			<0.0002						<0.0002					<0.0002
	チウラム mg/L			<0.0006						<0.0006					<0.0006
	シマジン mg/L			<0.0003						<0.0003					<0.0003
	チオベンカルブ mg/L			<0.002						<0.002					<0.002
	ベンゼン mg/L			<0.001						<0.001					<0.001
	セレン mg/L			<0.002						<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L			0.35						0.63					0.49
	ふつ素 mg/L			<0.08						<0.08					<0.08
	ほう素 mg/L			<0.02						0.04					0.03
	1,4-ジオキサン mg/L			<0.005						<0.005					<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L			0.01						0.01					0.01
	銅 mg/L			<0.01			<0.01			<0.01			<0.01		-
その他	塩化物イオン mg/L			64						100					82
	陰イオン界面活性剤 mg/L			0.34						0.49					0.42
	電気伝導率 mS/m		55	100	88	29	90	90	100	140	140	86	150	110	98

	河 川 名			地 蔵 川													
	測 定 地 点			13 杵ヶ島橋													
	調 査 年 度			令和5年度													
	月 日					5.17		7.13				11.1		1.10			平均値
	採 取 時 刻					9:34		10:03				9:30		9:36			
	天 候					晴れ		雨				晴れ		曇り			
一般項目	水 温 ℃					22.0		23.8				17.0		9.0			18.0
	透 視 度 度					>50		>50				>50		>50			>50
生活環境項目	pH					7.7		7.2				7.1		7.0			7.3
	B O D mg/L					1.4		2.3				1.9		2.1			1.9
	C O D mg/L					4.1		3.0				4.6		6.2			4.5
	S mg/L					1		5				4		2			3
	D mg/L					12		9.2				9.8		11			11
	n - ヘキサン抽出物質 mg/L											<2					<2
	全 窒 素 mg/L					3.4		2.6				4.1		6.5			4.2
	全 り ん mg/L					0.24		0.15				0.41		0.69			0.37
	全 亜 鉛 mg/L					0.029		0.036				0.021		0.040			0.032
	ノニルフェノール mg/L																
	L A S mg/L																
健康項目	カドミウム mg/L											<0.0005					<0.0005
	全 シ ア ン mg/L											N.D.					N.D.
	鉛 mg/L											<0.005					<0.005
	六 価 ク ロ ム mg/L											<0.01					<0.01
	ひ 素 mg/L											<0.005					<0.005
	総 水 銀 mg/L											<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L																
	P C B mg/L											N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L											<0.002					<0.002
	四 塩 化 炭 素 mg/L											<0.0002					<0.0002
	1,2- ジクロロエタン mg/L											<0.0004					<0.0004
	1,1- ジクロロエチレン mg/L											<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L											<0.004					<0.004
	1,1,1- トリクロロエタン mg/L											<0.1					<0.1
	1,1,2- トリクロロエタン mg/L											<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L											<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L											<0.0005					<0.0005
	1,3- ジクロロプロペン mg/L											<0.0002					<0.0002
	チ ウ ラ ム mg/L											<0.0006					<0.0006
	シ マ ジ ン mg/L											<0.0003					<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L											<0.002					<0.002
	ベ ン ゼ ン mg/L											<0.001					<0.001
	セ レ ン mg/L											<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L											2.7					2.7
	ふ つ 素 mg/L											0.08					0.08
	ほ う 素 mg/L											<0.02					<0.02
	1,4- ジ オ キ サ ン mg/L											<0.005					<0.005
特殊項目	フ エ ノ ール 類 mg/L											<0.05					-
	銅 mg/L											<0.01					-
その他	塩 化 物 イ オ ン mg/L											19					19
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤 mg/L											0.06					0.06
	電 気 伝 導 率 mS/m											21					21

	河 川 名		地 蔵 川												
	測 定 地 点		14 長 塚 橋												
	調 査 年 度		令和5年度												
	月 日				5.17		7.13		9.14		11.1		1.10		3.8 平均値
	採 取 時 刻				9:59		10:53		9:30		10:10		10:03		9:54
	天 候				晴れ		雨		曇り		晴れ		曇り		晴れ
一 般 項 目	水 温 ℃				21.6		24.2		25.6		17.3		7.4		10.8 17.8
	透 視 度 度				>50		>50		>50		>50		>50		>50
生 活 環 境 項 目	pH				7.3		7.2		7.3		7.0		7.0		7.0 7.1
	B	O D	mg/L		1.2		1.7		0.7		1.0		0.5		2.3 1.2
	C	O D	mg/L		4.3		3.9		2.7		3.1		4.7		4.5 3.9
	S		mg/L		1		5		1		1		1		2 2
	D		mg/L		10		9.0		10		7.9		8.3		9.7 9.2
	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質		mg/L								<2				<2
	全 窒 素		mg/L		3.3		1.6		2.5		3.4		5.2		4.0 3.3
	全 り ん		mg/L		0.29		0.11		0.15		0.24		0.42		0.30 0.25
	全 亜 鉛		mg/L		0.032		0.038		0.025		0.022		0.033		0.038 0.031
	ノ ニ ル フ ェ ノ ール		mg/L												
	L A S		mg/L												
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム		mg/L								<0.0005				<0.0005
	全 シ ア ン		mg/L								<0.1				N.D.
	鉛		mg/L								<0.005				<0.005
	六 価 ク ロ ム		mg/L								<0.01				<0.01
	ひ		mg/L								<0.005				<0.005
	総 水 銀		mg/L								<0.0005				<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀		mg/L												
	P C B		mg/L								N.D.				N.D.
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		mg/L								<0.002				<0.002
	四 塩 化 炭 素		mg/L								<0.0002				<0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン		mg/L								<0.0004				<0.0004
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		mg/L								<0.01				<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L								<0.004				<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/L								<0.1				<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/L								<0.0006				<0.0006
	トリクロロエチレン		mg/L								<0.001				<0.001
	テトラクロロエチレン		mg/L								<0.0005				<0.0005
	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン		mg/L								<0.0002				<0.0002
	チ ウ ラ ム		mg/L								<0.0006				<0.0006
	シ マ ジ ン		mg/L								<0.0003				<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ		mg/L								<0.002				<0.002
	ベ ン ゼ ン		mg/L								<0.001				<0.001
	セ レ ン		mg/L								<0.002				<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/L								2.2				2.2
	ふ つ 素		mg/L								0.08				0.08
	ほ う 素		mg/L								0.02				0.02
	1,4- ジ オ キ サ ン		mg/L								<0.005				<0.005
特 殊 項 目	フ ェ ノ ール 類		mg/L								<0.05				-
	銅		mg/L								<0.01				-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン		mg/L								17				17
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤		mg/L								0.05				0.05
	電 気 伝 導 率		mS/m								21				21

	河川名	新地蔵川													
	測定地点	15 新地蔵橋													
	調査年度	令和5年度													
	月日		注1	5.17	6.19	7.13	8.4	9.14	10.13	11.1	12.27	1.10	2.16	3.8	平均値
	採取時刻			10:38	11:00	11:30	9:50	10:05	9:56	10:45	9:20	10:30	9:18	10:32	
	天候			晴れ	晴れ	雨	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	
一般項目	水温℃			22.4	22.5	23.1	26.8	25.5	19.7	18.7		13.2		12.8	20.5
	透明度			>50		>50		>50		>50		>50		>50	>50
生活環境項目	pH			7.3	7.3	7.3	7.6	7.3	7.4	7.3	7.0	6.9	6.9	7.1	7.2
	BOD mg/L			1.0		1.4		0.5		0.9		<0.5		1.1	0.9
	COD mg/L			3.2		3.7		2.2		2.1		1.3		3.3	2.6
	S mg/L			3		5		1		1		<1		1	2
	D mg/L			10		9.1	9.0	9.6	10	10		9.8		11	9.8
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L									<2					<2
	全窒素 mg/L			2.3		1.5		1.0		2.6		2.0		7.3	2.8
	全りん mg/L			0.10		0.10		0.084		0.17		0.062		0.14	0.11
	全亜鉛 mg/L			0.021		0.034		0.024		0.010		0.015		0.024	0.021
	ノニルフェノール mg/L														
健康項目	L A S mg/L														
	カドミウム mg/L									<0.0005					<0.0005
	全シアン mg/L									<0.1					N.D.
	鉛 mg/L									<0.005					<0.005
	六価クロム mg/L			0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.03	0.04	0.01	0.02	0.02
	ひ素 mg/L									<0.005					<0.005
	総水銀 mg/L									<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L														
	P C B mg/L									N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L									<0.002					<0.002
	四塩化炭素 mg/L									<0.0002					<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L									<0.0004					<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L									<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L									<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L									<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L									<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L									<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L									<0.0005					<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L									<0.0002					<0.0002
	チウラム mg/L									<0.0006					<0.0006
	シマジン mg/L									<0.0003					<0.0003
	チオベンカルブ mg/L									<0.002					<0.002
	ベンゼン mg/L									<0.001					<0.001
	セレン mg/L									<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L									1.6					1.6
	ふつ素 mg/L									<0.08					<0.08
	ほう素 mg/L									0.03					0.03
	1,4-ジオキサン mg/L									<0.005					<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L									<0.05					-
	銅 mg/L									<0.01					-
その他	塩化物イオン mg/L									15					15
	陰イオン界面活性剤 mg/L									0.05					0.05
	電気伝導率 mS/m									20					20

注1 4月は河川工事のため欠測

	河 川 名		大 山 川											
	測 定 地 点		16 間 内 橋											
	調 査 年 度		令和5年度											
	月 日				5.17	6.8		8.2		10.5	11.1		2.8	平均値
	採 取 時 刻				10:43	10:38		11:40		11:23	10:00		14:00	
	天 候				晴れ	曇り		晴れ		曇り	晴れ		晴れ	
一 般 項 目	水	温 °C			21.6	20.1		28.6		21.3	16.5		12.2	20.1
	透	視 度			>50	>50		>50		>50	>50		>50	>50
生 活 環 境 項 目		pH			8.4	7.1		7.4		7.5	7.7		7.7	7.6
	B	O D	mg/L		1.6			0.6		1.9			1.6	1.4
	C	O D	mg/L		4.7			4.8		4.9			5.3	4.9
	S		mg/L		8			3		8			2	5
	D		mg/L		10	9.5		8.9		9.3	10		13	10
	n	-ヘキサン抽出物質	mg/L							<2				<2
	全	窒 素	mg/L		1.6			1.1		4.5			2.8	2.5
	全	り ん	mg/L		0.17			0.15		0.17			0.18	0.17
	全	垂 鉛	mg/L		0.039			0.020		0.034			0.071	0.041
		ノニルフェノール	mg/L							<0.0002				<0.0002
	L	A S	mg/L							0.0065				0.0065
	カ	ドミウム	mg/L							<0.0005				<0.0005
	全	シ ア ン	mg/L							N.D.				N.D.
		鉛	mg/L							<0.005				<0.005
健 康 項 目	六	価 ク ロ ム	mg/L							<0.01				<0.01
	ひ		mg/L							<0.005				<0.005
	総	水 銀	mg/L							<0.0005				<0.0005
	ア	ル キ ル 水 銀	mg/L											
	P	C B	mg/L							N.D.				N.D.
	ジ	ク ロ ロ メ タ ン	mg/L		<0.002	<0.002		<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	四	塩 化 炭 素	mg/L		<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002
	1,2-	ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L		<0.0004	<0.0004		<0.0004		<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004
	1,1-	ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L		<0.01	<0.01		<0.01		<0.01	<0.01		<0.01	<0.01
	シス-1,2-	ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L		<0.004	<0.004		<0.004		<0.004	<0.004		<0.004	<0.004
	1,1,1-	トリ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L		<0.1	<0.1		<0.1		<0.1	<0.1		<0.1	<0.1
	1,1,2-	トリ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L		<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
		トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L		<0.001	<0.001		<0.001		0.002	0.001		0.001	0.001
		テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
		1,3-ジクロロプロベン	mg/L		<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002
		チ ウ ラ ム	mg/L							<0.0006				<0.0006
		シ マ ジ ン	mg/L							<0.0003				<0.0003
		チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/L							<0.002				<0.002
		ベ ン ゼ ン	mg/L		<0.001	<0.001		<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
		セ レ ン	mg/L							<0.002				<0.002
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L							1.3				1.3
		ふ つ 素	mg/L							0.10				0.10
		ほ う 素	mg/L							0.03				0.03
		1,4-ジ オ キ サ ン	mg/L							<0.005				<0.005
特 殊 項 目		フ エ ノ ー ル 類	mg/L							<0.05				-
		銅	mg/L							<0.01				-
そ の 他	塩 化 物 イ オ ン	mg/L								16				16
	陰 イ オ ン	界面活性剤	mg/L							0.09				0.09
	電 気 伝 導 率	mS/m								20				20

	河川名	西行堂川													
	測定地点	17天王橋													
	調査年度	令和5年度													
	月日			5.17		7.13		9.14		11.1		1.10		3.8	平均値
	採取時刻			10:29		10:15		10:30		9:52		10:21		9:35	
	天候			晴れ		雨		曇り		晴れ		曇り		晴れ	
一般項目	水温℃			21.7		23.3		25.3		14.4		5.5		8.6	16.5
	透明度			>50		36		>50		>50		>50		30	44
生活環境項目	pH			7.6		7.1		7.1		7.3		7.0		7.3	7.2
	BOD mg/L			2.3		2.3		1.2		3.2		3.7		6.0	3.1
	COD mg/L			5.3		6.1		3.9		6.9		12		11	7.5
	S mg/L			4		11		6		2		3		7	6
	D mg/L			10		7.7		8.8		9.8		12		10	9.7
	n-ヘキサン抽出物質 mg/L									<2					<2
	全窒素 mg/L			1.7		1.5		0.80		7.4		8.1		6.2	4.3
	全りん mg/L			0.21		0.19		0.12		0.99		0.61		0.66	0.46
	全亜鉛 mg/L			0.030		0.026		0.019		0.042		0.064		0.068	0.042
	ノニルフェノール mg/L														
	L A S mg/L														
健康項目	カドミウム mg/L									<0.0005					<0.0005
	全シアン mg/L									<0.1					N.D.
	鉛 mg/L									<0.005					<0.005
	六価クロム mg/L									<0.01					<0.01
	ひ素 mg/L									<0.005					<0.005
	総水銀 mg/L									<0.0005					<0.0005
	アルキル水銀 mg/L														
	P C B mg/L									N.D.					N.D.
	ジクロロメタン mg/L									<0.002					<0.002
	四塩化炭素 mg/L									<0.0002					<0.0002
	1,2-ジクロロエタン mg/L									<0.0004					<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン mg/L									<0.01					<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L									<0.004					<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L									<0.1					<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L									<0.0006					<0.0006
	トリクロロエチレン mg/L									<0.001					<0.001
	テトラクロロエチレン mg/L									<0.0005					<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン mg/L									<0.0002					<0.0002
	チウラム mg/L									<0.0006					<0.0006
	シマジン mg/L									<0.0003					<0.0003
	チオベンカルブ mg/L									<0.002					<0.002
	ベンゼン mg/L									<0.001					<0.001
	セレン mg/L									<0.002					<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/L									4.2					4.2
	ふつ素 mg/L									<0.08					<0.08
	ほう素 mg/L									0.02					0.02
	1,4-ジオキサン mg/L									<0.005					<0.005
特殊項目	フェノール類 mg/L									<0.05					-
	銅 mg/L									0.01					0.01
その他	塩化物イオン mg/L									45					45
	陰イオン界面活性剤 mg/L									0.19					0.19
	電気伝導率 mS/m									38					38

3 土壌・地下水汚染

3-1 地下水水質調査結果

(1) 令和5年度概況調査 調査結果

調査地点				下津町	環境基準値
調査月日				5.25	
採取時刻				11:12	
測定結果	環境基準項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	0.003
		全シアン	mg/L	N.D. (注1)	検出されないこと
		鉛	mg/L	<0.005	0.01
		六価クロム	mg/L	<0.01	0.02
		砒素	mg/L	<0.005	0.01
		総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005
		アルキル水銀	mg/L	- (注2)	検出されないこと
		PCB	mg/L	N.D. (注1)	検出されないこと
		ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02
		四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002
		クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002
		1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004
		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1
		1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006
		トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01
		テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01
		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002
		チウラム	mg/L	<0.0006	0.006
		シマジン	mg/L	<0.0003	0.003
		チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02
		ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01
		セレン	mg/L	<0.002	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.11	10
		ふっ素	mg/L	<0.08	0.8
		ほう素	mg/L	0.03	1
		1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05
	その他の項目	気温	℃	23.5	-
		水温	℃	18.0	-
		pH	-	6.2	-
		臭気		無臭	-
		外観		無色	-
		電気伝導率	mS/m	21	-

(注) 1. N.D.は検出されないこと（定量限界を下回ることを示す）。

定量限界：全シアン 0.1 mg/L、PCB 0.0005 mg/L

2. アルキル水銀については、総水銀の測定でスクリーニングすることとし、
総水銀が検出された場合に測定を実施。

環境基準値：環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき
人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準
(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

(2) 令和5年度定期モニタリング調査 調査結果

ア 牛山町における揮発性有機化合物調査

調査地点			牛山町		環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	
調査月日			10.10	10.10	
採取時刻			9:30	9:45	
測定結果	気温	℃	23.5	25.0	
	水温	℃	17.3	22.1	-
	pH	-	6.6	6.1	-
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0016	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01

イ 鷹来町における重金属等調査

調査地点			鷹来町			環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	周辺井戸③	
調査月日			11.15	11.15	11.15	
採取時刻			10:25	10:30	10:55	
測定結果	気温	℃	12.0	12.5	12.0	-
	水温	℃	21.5	21.3	19.9	-
	pH	-	5.6	7.1	6.2	-
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	砒素	mg/L	<0.005	0.011	<0.005	0.01
	ふっ素	mg/L	<0.08	0.12	<0.08	0.8
	ほう素	mg/L	<0.02	0.35	0.09	1

調査地点			鷹来町	町屋町		環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸④	周辺井戸⑤	周辺井戸⑥	
調査月日			11.15	11.15	11.15	
採取時刻			10:50	11:25	11:37	
測定結果	気温	℃	14.0	15.0	14.5	-
	水温	℃	19.5	17.4	19.0	-
	pH	-	6.4	5.5	6.0	-
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.8
	ほう素	mg/L	0.02	<0.02	<0.02	1

調査地点			町屋町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸⑦	
調査月日			11.15	
採取時刻			11:17	
測定結果	気温	℃	14.5	-
	水温	℃	18.7	-
	pH	-	6.5	-
	鉛	mg/L	<0.005	0.01
	砒素	mg/L	<0.005	0.01
	ふっ素	mg/L	<0.08	0.8
	ほう素	mg/L	<0.02	1

ウ 神屋町における水銀調査

調査地点			神屋町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			10.18	
採取時刻			9:50	
測定結果	水温	℃	17.5	-
	pH	-	5.1	-
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	N.D. ^(注)	検出されないこと

(注) N.D.は検出されないこと（定量限界を下回ること）を示す。

定量限界：アルキル水銀 0.0005 mg/L

エ 稲口町周辺における揮発性有機化合物調査

調査地点			美濃町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			5.25	
採取時刻			10:00	
測定結果	気温	℃	24.2	-
	水温	℃	28.0	-
	pH	-	6.8	-
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01

オ 気噴町における揮発性有機化合物調査

調査地点			気噴町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			10.10	
採取時刻			11:11	
測定結果	気温	℃	25.9	
	水温	℃	22.4	-
	pH	-	6.1	-
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01

カ 内津町字北山における砒素調査

調査地点			内津町字北山		環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	
調査月日			7.24	7.7	
採取時刻			10:15	10:13	
測定結果	気温	℃	-	29.5	-
	水温	℃	-	19.5	-
	pH	-	6.3	6.8	-
	砒素	mg/L	0.015	0.007	0.01

キ 内津町字南山における砒素調査

調査地点			内津町字南山	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			7.24	
採取時刻			11:05	
結果	pH	-	7.8	-
	砒素	mg/L	0.096	0.01

ク 御幸町における重金属等調査

調査地点			御幸町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			5.25	
採取時刻			10:26	
測定結果	気温	℃	23.2	-
	水温	℃	19.4	-
	pH	-	6.1	-
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.02
	ほう素	mg/L	<0.02	1

ケ 坂下町における水銀調査

調査地点			坂下町		環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	
調査月日			10.18	10.18	
採取時刻			9:40	9:55	
測定結果	気温	℃	22.5	23.0	-
	水温	℃	18.8	21.1	-
	pH	-	6.0	5.7	-
	総水銀	mg/L	0.0007	0.0007	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	N.D. ^(注)	N.D. ^(注)	検出されないこと

(注) N.D.は検出されないこと(定量限界を下回ることを示す)。

定量限界：アルキル水銀 0.0005 mg/L

周辺井戸②、アルキル水銀のみ11月16日に採水したものを測定

コ 高蔵寺町における砒素・ふっ素調査

調査地点			高蔵寺町		環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	
調査月日			5.25	5.25	
採取時刻			13:10	12:50	
測定結果	気温	℃	19.7	19.5	-
	水温	℃	17.9	16.3	-
	pH	-	6.8	6.2	-
	砒素	mg/L	0.027	<0.005	0.01
	ふっ素	mg/L	1.0	<0.08	0.8

環境基準値：環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき
 人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準
 （平成9年3月13日環境庁告示第10号）

(3) 令和5年度汚染井戸周辺地区調査 調査結果

坂下町における水銀調査

調査地点			坂下町	環境基準値
調査地点の区分			周辺井戸	
調査月日			11.16	
採取時刻			14:55	
測定結果	水温	℃	14.5	-
	気温	-	14.2	-
	pH	mg/L	5.5	-
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005

環境基準値：環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき
 人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準
 （平成9年3月13日環境庁告示第10号）

(4) 令和5年度PFOS及びPFOA地下水水質調査 調査結果

調査地点			西山町	鷹来町	南下原町	暫定目標値 ^(注) (暫定指針値)
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	周辺井戸③	
調査月日			5.18	5.18	5.18	
採取時刻			9:33	9:54	10:12	
測定結果	気温	℃	24.5	29.0	27.2	-
	水温	℃	17.9	17.2	18.8	-
	pH	-	4.8	5.5	5.3	-
	PFOS及びPFOA	mg/L	0.000006	0.00013	0.000031	0.000050

調査地点			岩野町	大手町	大手町	暫定目標値 ^(注) (暫定指針値)
調査地点の区分			周辺井戸①	周辺井戸②	周辺井戸③	
調査月日			5.18	5.18	5.18	
採取時刻			10:30	10:39	10:57	
測定結果	気温	℃	57.5	26.0	27.5	-
	水温	℃	19.8	19.3	20.0	-
	pH	-	5.7	5.1	5.2	-
	PFOS及びPFOA	mg/L	0.000018	0.000026	0.000022	0.000050

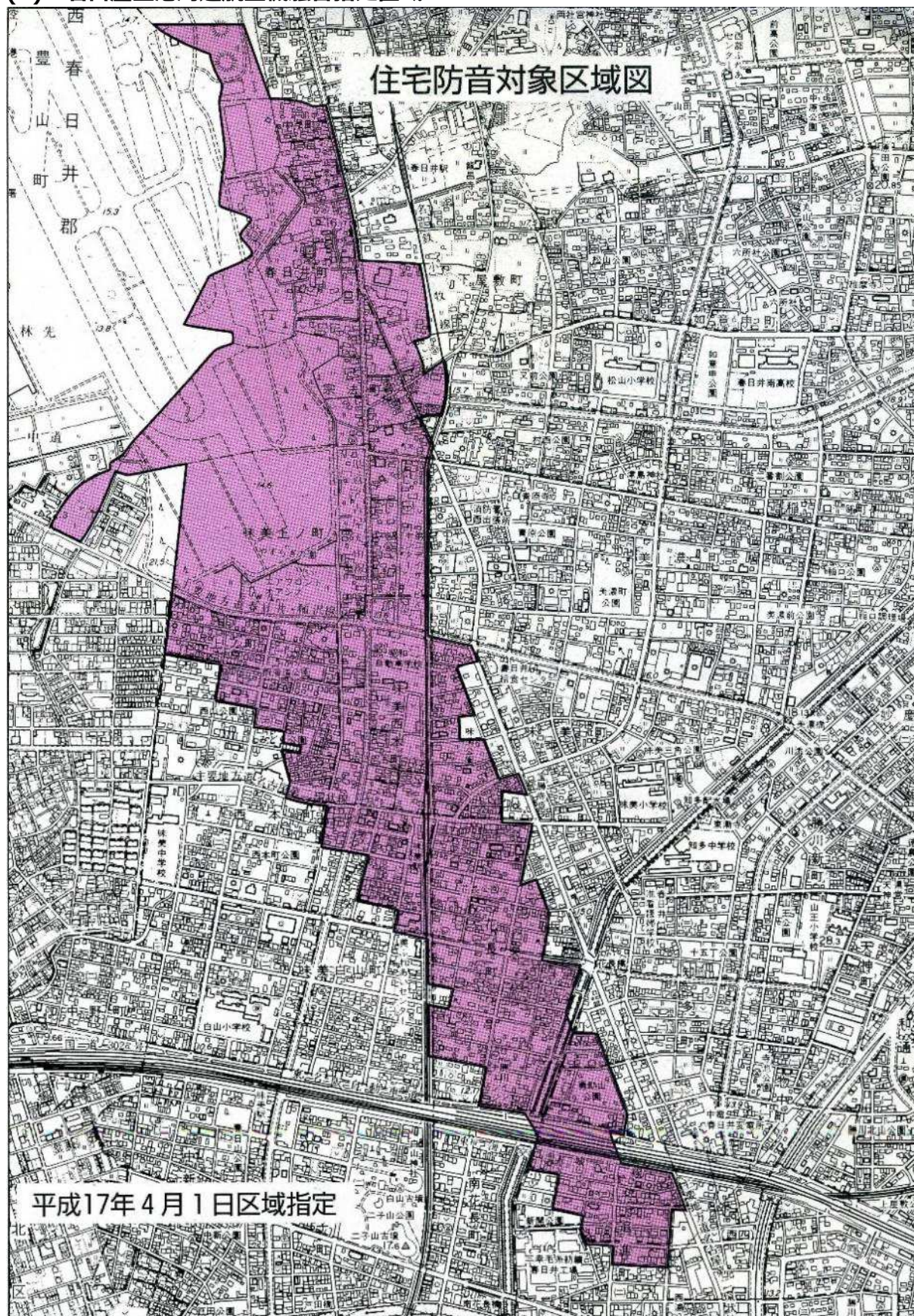
(注) 毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であるものの、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に設定。環境省は、PFOS及びPFOAを人の健康の保護に関する要監視項目に位置付けている。

(要監視項目：人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの)

4 騒音・振動

4-1 民家防音工事実施状況

(1) 名古屋空港周辺航空機騒音指定区域



(2) 区域別民家防音工事実施件数

(単位：戸)

年度 \ 区域	第1種				第2種		第3種		計			
	C工法		B工法									
昭和54-平成	3	2,452		3,423		960		255		7,090		
4-	16	30		46		115	7	26	3	3	86	144
計		2,482		3,469		115	967	26	258	3	7,176	144
17-	25	1	2	0	0		－	－	－	－	1	2
	26	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	27	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	28	1	1	0	0		－	－	－	－	1	1
	29	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	30	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
令和元		0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	2	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	3	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	4	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
	5	0	0	0	0		－	－	－	－	0	0
計		2	3	0	0		－	－	－	－	2	3
合計		2,484	3	3,469	115		967	26	258	3	7,178	147

- (注) 1. 平成4年度以降の点線右の数字は、告示日後矛盾対策工事の件数
2. 平成16年度までは国、17年度からは県の事業

(3) 空調機器機能回復(未実施)工事実施件数

防音工事で設置した空調機で設置後10年以上経過した機器の取り替え費用の一部を補助する制度

年度	元-16	17-25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	合計
件数	4,042	70	7	1	9	6	3	9	3	4	3	0	4,157
台数	8,915	135	10	3	12	8	7	12	4	4	3	0	9,113

- (注) 1. 台数は屋内機台数
2. 平成16年度までは国、17年度からは県の事業

(4) 空調機器再更新工事実施件数

機能回復（未実施）工事実施後10年以上経過した空調機の取り替え費用の一部を補助する制度

年度	13-16	17-25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	合計
件数	265	186	35	15	19	16	23	20	27	11	7	13	637
台数	643	466	73	29	37	30	50	37	51	15	15	23	1,469

- (注) 1. 台数は屋内機台数
2. 平成16年度までは国、17年度からは県の事業

(5) 空調機器再々更新工事実施件数

再更新工事実施後10年以上経過した空調機の取り替え費用の一部を補助する制度

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	合計
件数	12	9	10	6	4	8	8	6	8	71
台数	18	18	15	9	4	13	18	14	16	125

(注) 1. 台数は屋内機台数

(6) 空調機器機能回復(告示日後)工事実施件数

告示日後矛盾対策工事で設置した空調機で設置後10年以上経過した機器の取り替え費用の一部を補助する制度

年度	15-16	17-25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	合計
件数	48	20	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	73
台数	144	61	2	1	0	2	0	0	0	0	2	1	213

(注) 1. 台数は屋内機台数

2. 平成16年度までは国、17年度からは県の事業

(7) 空調機器再更新(告示日後)工事実施件数

機能回復（告示日後）工事実施後10年以上経過した空調機の取り替え費用の一部を補助する制度

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	合計
件数	3	0	0	2	0	0	1	2	1	9
台数	9	0	0	4	0	0	3	6	2	24

(注) 1. 台数は屋内機台数

5-1 地盤沈下觀測所地下水位調查結果

観測 所 年 月	春日井第1									春日井第2					
	168m井			149m井			40m井			125m井			60m井		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
1	8.17	8.36	9.52	*10.13	10.24	10.67	6.52	6.35	6.45	4.78	5.31	5.66	11.01	10.80	10.89
2	8.24	8.28	10.03	*10.15	10.42	11.00	6.66	6.68	6.72	4.78	5.39	5.76	10.93	*10.96	11.16
3	9.28	9.65	10.12	*10.72	10.75	11.18	6.57	6.88	6.89	5.12	5.47	5.84	10.92	11.14	11.20
4	9.46	10.23	9.35	欠測	11.18	10.87	6.23	6.82	6.59	5.49	5.53	5.79	10.73	11.12	*10.95
5	8.86	9.87	9.67	*10.42	11.07	10.84	5.78	6.30	5.95	5.43	5.50	5.70	10.51	10.80	10.58
6	8.81	9.75	9.46	*10.34	10.89	10.59	5.27	*5.53	5.17	5.45	5.59	5.58	10.36	10.48	10.13
7	8.61	9.38	8.87	10.18	10.56	10.27	4.92	5.03	5.17	5.48	5.41	5.58	10.03	10.04	10.14
8	8.17	8.94	8.31	9.95	10.26	10.23	4.69	5.02	5.17	5.44	5.34	5.39	9.84	9.89	10.27
9	8.16	9.03	8.64	9.73	10.22	9.77	4.71	*4.99	5.16	*5.43	5.34	*5.47	9.71	9.70	10.29
10	8.63	8.87	8.39	10.02	10.19	9.25	5.34	5.38	5.49	5.56	5.44	5.52	10.15	10.08	10.52
11	9.05	9.15	8.67	10.35	10.31	9.40	5.83	5.88	5.91	5.63	5.53	5.50	10.47	10.50	10.73
12	8.88	9.08	9.03	10.44	10.17	9.89	6.05	*5.95	6.20	5.40	*5.57	5.60	10.50	10.60	10.92
年平均	8.69	9.22	9.17	10.22	10.52	10.33	5.71	5.90	5.91	5.33	5.45	5.62	10.43	10.51	10.65
変動幅	2.09	2.92	2.86	1.10	1.41	2.20	2.52	2.23	1.95	1.01	0.46	0.68	1.78	1.90	1.40

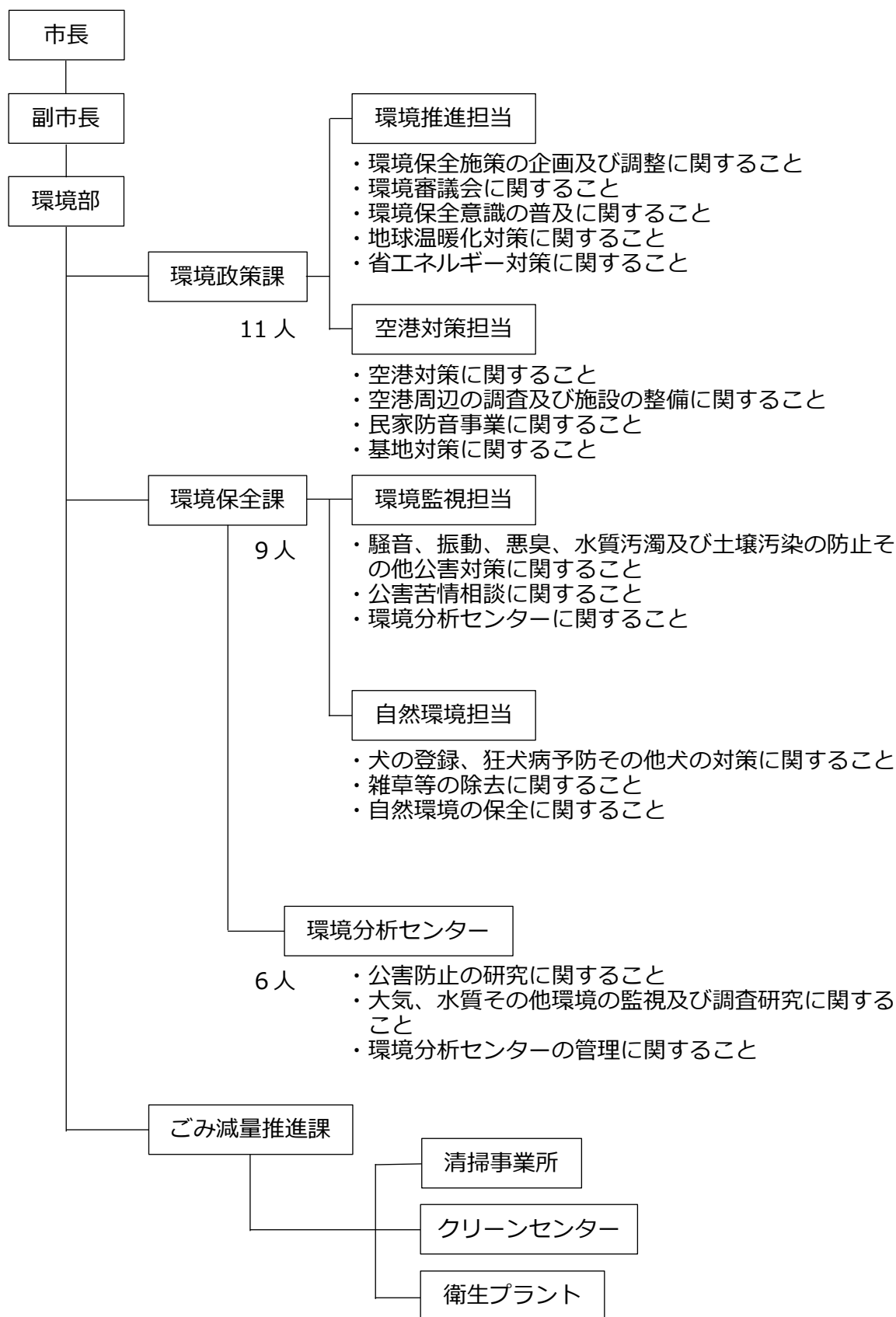
- ## 5-2 既設井地下水位の測定結果

所在地 観測井記号 メッシュコード	地下水位(上段:静水位、下段:動水位)													
	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均	変動幅
旧神屋配水場 KS-2 D7052	4.22	4.40	4.40	4.35	4.14	3.63	3.60	3.62	3.90	3.97	4.15	4.22	4.05	0.80
高蔵寺浄化セン ター KS-3、D7012	5.38	5.44	5.46	5.24	5.18	4.94	5.29	5.11	5.41	5.41	5.40	5.26	5.29	0.52
	16.07	16.44	16.13	16.63	16.93	17.20	17.41	17.36	17.21	13.23	12.41	12.59	15.80	5.00
春日井市役所 KS-5 C6797	6.62	6.94	7.14	6.85	6.55	5.96	5.82	5.71	5.82	5.72	5.88	6.20	6.27	1.43
衛生プラント KS-9 C6755	4.98	5.11	5.49	4.99	4.59	4.51	4.55	4.30	4.95	4.80	5.15	4.82	4.85	1.19
	9.58	9.91	9.54	9.02	9.27	9.21	9.29	9.08	9.05	8.92	9.67	9.59	9.34	0.99

- 90

6 環境行政の概要

6-1 環境行政組織図（令和5年4月1日現在）



6-2 年表

年	春日井市	国・愛知県
昭和 29		4.22 清掃法（旧法）公布（施行 7.1）
31		6.11 工業用水法公布施行
33		4.24 下水道法公布（施行 S34.4.23） 12.25 公共用水域の水質の保全に関する法律（旧法）公布（施行 S34.3.1） 12.25 工業排水等の規制に関する法律（旧法）公布（施行 S34.3.1）
37		5.1 建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布（施行 8.31） 6.2 ばい煙の排出の規制等に関する法律（旧法）公布（施行 12.1）
39		4.1 県、（旧）公害防止条例の公布
42	7.1 開発部対策課に公害係設置 7.23 春日井市飛行場撤去促進市民協議会設立	4.12 県、条例に基づくばい煙の基準を告示 8.1 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律公布施行 8.3 公害対策基本法公布施行
43		6.10 大気汚染防止法公布（施行 12.1） 6.10 騒音規制法公布（施行 12.1）
44	3.26 騒音規制法の指定地域に指定（施行 4.1） 8.1 王子製紙（株）春日井工場との間に公害の防止と被害補償対策に関する覚書締結、被害補償開始（～S62.12） 10.1 春日井市王子製紙公害対策協議会設置（～S63.4）	2.12 いおう酸化物に係る環境基準の閣議決定 3.26 騒音規制法の規制地域の指定告示（施行 4.1） 12.15 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）公布
45	10.1 開発部に公害課設置 12.16 王子製紙（株）春日井工場と公害防止協定締結	2.20 一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 4.21 水質汚濁に係る環境基準閣議決定 6.1 公害紛争処理法公布（施行 11.1） 12.25 水質汚濁防止法公布（施行 S46.6.24） 12.25 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布（施行 S46.6.5） 12.25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（施行 S46.9.24） 12.25 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律公布（施行 S46.7.1） 12.28 愛知高原国定公園の指定
46	6.1 春日井市公害防除施設整備資金融資制度発足（～H10） 7.12 王子製紙（株）春日井工場と指定区域外における被害補償実施要領確認 10.1 公害調査分析室設置 12.1 春日井市公害防止に関する指導要綱策定（H20.7 廃止）	4.2 県、公害防止条例（旧条例）公布（施行 10.1） 5.25 騒音に係る環境基準閣議決定 6.1 悪臭防止法公布（施行 S47.5.31） 6.10 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布施行 6.23 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令公示 7.1 環境庁設置
47	4.1 環境部設置（公害課、清掃センター、衛生課） 10.1 公害分析センター設置（公害調査分析室の拡張による改称）	1.11 浮遊粒子状物質に係る環境基準告示 3.29 県、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例の公布（施行 4.1）

年	春日井市	国・愛知県
		6.22 自然環境保全法の公布(施行 S48.4.12) 12. 7 自動車排ガス量の許容限度告示
4 8	3. 9 王子製紙(株)春日井工場及び日本紙パ ルプ研究所とパイロットプラント設 置にともなう公害防止及び安全対策 に関する協定締結 3.31 春日井市生活環境の保全、確保に関 する基本条例(旧)制定 3.31 春日井市自然環境の保全および緑化 の推進に関する条例(旧)制定 5.30 悪臭防止法による悪臭物質の規制区 域に指定(第1種、第2種、調整)	3.30 県、大気汚染防止法第4条第1項に 基づく排出基準を定める条例公布 (施行 4.1) 3.30 県、自然環境の保全及び緑化の推進 に関する条例公布(施行 4.1) 5. 8 大気の汚染に係る環境基準告示(二 酸化窒素、光化学オキシダント) 5.30 悪臭防止法による悪臭物質の排出を 規制する地域の指定及び規制基準の 設定告示(施行 6.9) 10. 5 公害健康被害補償法公布(施行 S49.9.1) 12.27 航空機騒音に係る環境基準告示
4 9	7. 1 公害課に公害対策係と調査指導係設 置	5.28 光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 6. 1 大気汚染防止法改正(硫黄酸化物に 係る総量規制導入)(施行 11.30) 9.30 県、公害防止条例改正(地下水揚水規 制を開始)(施行 S50.4.1)
5 0		2. 3 水質汚濁に係る環境基準に PCB 追加 7.29 新幹線騒音に係る環境基準告示
5 1	6. 1 既設井戸(市内9か所)地下水位測 定を県から受託 10. 1 公害課に空港担当設置 12.22 王子製紙(株)春日井工場との公害防止 協定改正	3.31 大気汚染防止法に基づく総量規制基 準(硫黄酸化物)告示 6.10 振動規制法公布(施行 12.1)
5 2	10. 1 機構改革に伴い公害分析センターか ら環境分析センターに名称変更	4.30 航空機騒音に係る環境基準の地域の 類型の指定告示 4.30 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地 域の類型の指定告示 10.17 振動規制法の規制地域の指定告示 (施行 S53.1.1)
5 3	3. 1 市環境測定室下津局開局(硫黄酸化 物測定開始) 6. 1 市環境測定室味美局開局(窒素酸化 物測定開始)	6.13 水質汚濁防止法改正(水質総量規制 の導入)(施行 S54.6.12)
5 4	3. 1 市環境測定室鳥居松局開局(硫黄酸 化物測定開始) 6. 1 機構改革により経済環境部設置(公 害課を環境整備課、空港担当を空港 対策室) 7.10 公共用飛行場周辺における航空機騒 音による障害の防止等に関する法律 の規定に基づき、本市域の一部を含 み名古屋空港の周辺の第1種区域、 第2種区域及び第3種区域が指定	5. 2 公共用飛行場周辺における航空機騒 音による障害の防止等に関する法律 施行令改正(名古屋空港が特定飛行 場に指定) 5. 8 水質汚濁防止法施行令改正(水質総 量規制の対象項目、対象水域等の指 定)(施行 6.12)
5 5	6. 1 味美局で光化学オキシダント測定開 始 6. 1 移動環境測定室(コンテナ式)導入 (硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学 オキシダント、一酸化炭素測定開始)	5.30 県、水質汚濁防止法に基づく化学的 酸素要求量に係る総量規制基準(第 1次)を告示(施行 7.1)
5 6	4. 1 愛知県地盤沈下観測所(市内2か所、 5井)の保守管理を県から受託 5. 1 下津局、鳥居松局で窒素酸化物測定	3.27 県、公害防止条例改正(飲食店営業等 に伴う騒音に係る基準の遵守等)(施 行 8.1)

年	春日井市	国・愛知県
	開始 7.15 財団法人 名古屋空港周辺環境対策協力会設立	
57	3.1 下津局に臭気自動分析装置導入(～H12) 3.30 民家防音工事・第1種区域追加指定	5.28 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準改正 10.15 県、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例改正 12.25 湖沼における窒素及び磷の環境基準を設定
58	2.15 王子製紙(株)春日井工場周辺住民の健康調査結果公表	5.18 浄化槽法公布(施行 S60.10.1)
59	2.7 大気汚染影響調査結果報告 5.1 春日井市公害防止に関する指導要綱改正	12.24 県、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例公布(施行 S60.2.13)
60	3.31 市環境測定室鳥居松局廃止 4.1 機構改革により生活環境部設置(環境整備課、環境分析センター、清掃管理課、清掃事務所、清掃工場、衛生プラント)	
61	1.24 春日井市飛行場撤去促進市民協議会を春日井市飛行場周辺対策市民協議会に改称 3.31 市環境測定室味美局廃止	4.1 県、小口径井戸設置要領策定
63	6.7 環境対策協議会発足(～H13) 8.4 環境対策協議会事業所公害対策部会発足(～H13)	5.20 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布施行 10.19 県、合併処理浄化槽設置補助金交付要綱策定
平成元	4.1 春日井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱策定 7.6 環境対策協議会河川浄化対策部会発足(～H13) 12.1 民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事開始	4.1 県、ゴルフ場農薬適正使用指導要綱施行 6.28 水質汚濁防止法改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規制を導入)(施行 10.1)
2		5.24 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針策定 11.1 県、ゴルフ場農薬適正使用指導要綱全面改正
3		3.25 県、悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準設定 4.1 県、産業廃棄物適正処理指導要綱策定施行 4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)公布(施行 10.25) 8.23 土壌の汚染に係る環境基準告示
4	7.1 告示日後住宅の民家防音工事(告示日後矛盾対策工事)開始	6.3 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の公布(施行 12.1) 6.5 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(施行 H5.4.1)
5	4.21 エアフロントオアシス竣工 11.1 電気自動車導入(～H11)	3.8 水質汚濁に係る環境基準にジクロロメタン等 15 項目を追加 3.8 人の健康の保護に関する要監視項目設定(クロロホルム始め 25 項目)

年	春 日 井 市	国 ・ 愛 知 県
		11. 1 新計量法・計量単位令施行(世界共通の国際単位系 (SI) への切替え等) 11.19 環境基本法公布施行
6	4.26 名古屋空港に中華航空会社の A300 旅客機 140 便墜落(乗客・乗員 264 人死亡) 10. 1 春日井市大型合併処理浄化槽改築整備事業補助金交付要綱策定(H23.6.24 廃止)	2.21 土壌の汚染に係る環境基準改正告示(15 項目追加) 3.30 県、あいちエコプラン 21(愛知県地球温暖化対策推進計画)策定 12. 2 県、あいちアジェンダ 21 決定 12.16 環境基本計画策定
7		3.20 県、悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準設定(施行 4.1) 3.22 県、環境基本条例公布(施行 4.1) 4.21 悪臭防止法改正(臭気指数規制の導入等)(施行 H8.4.1)
8	3. 6 環境分析センター移転 3.29 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例制定	6. 5 水質汚濁防止法改正(汚染された地下水の浄化制度の導入及び事故時の措置の拡充)(施行 H9.4.1) 12.20 騒音規制法施行令改正(特定施設及び特定建設作業の追加)(施行 H9.10.1)
9		2. 4 大気汚染に係る環境基準(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)告示 3.13 地下水の水質汚濁に係る環境基準告示 6.13 環境影響評価法公布(施行 H11.6.12) 8.11 県、環境基本計画策定 10. 9 地球温暖化対策の推進に関する法律公布(施行 H11.4.8)
10	4. 1 春日井市公害防止に関する指導要綱改正(H20.7 廃止) 6. 1 春日井市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱策定(H18.4 廃止)	9.30 騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルを採用)(施行 H11.4.1) 10. 9 地球温暖化対策の推進に関する法律公布(施行 H11.4.8) 12.18 県、愛知県環境影響評価条例の公布(施行 H11.6.12)
11		2.22 水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準に硝酸性窒素等を追加 3.26 県、騒音に係る環境基準の地域の類型の指定告示(施行 4.1) 7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布施行 7.16 ダイオキシン類対策特別措置法公布(施行 H12.1.15) 12.27 ダイオキシン類の大気環境基準及び水質の汚濁に係る環境基準告示(施行 H12.1.15)
12	2.25 ISO14001 認証取得 6.18 春日井市民環境フォーラムを市役所で開催	3. 2 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正(等価騒音レベルの採用)(施行 4.1) 3.27 県、あいちエコプラン 2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定

年	春 日 井 市	国 ・ 愛 知 県
		6. 2 浄化槽法改正（合併処理浄化槽設置を原則的に義務付け）（施行 H13.4.1） 12.22 第 2 次環境基本計画策定
1 3	3.15 騒音・振動・悪臭に係る規制区域及び規制基準等設定 3.17 環境市民・自治体会議を勤労福祉会館で開催 4. 1 特例市となる 9.28 環境都市宣言 9.28 春日井市環境基本条例制定	1. 6 環境省設置（中央省庁編成） 3.28 土壌の汚染に係る環境基準改正告示（ふっ素、ほう素追加） 4.20 ジクロロメタンの大気環境基準告示 6.22 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布（施行 7.15）
1 4	3. 春日井市環境基本計画策定 5. 1 春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱策定 7. 4 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例制定 7.19 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則制定 10. 1 春日井市公害防止に関する指導要綱改正（H20.7 廃止） 10. 1 春日井市最新規制適合車等早期代替促進費補助金交付要綱策定（H17.3.31 事業終了）	5.29 土 壌 汚 染 対 策 法 公 布 （ 施 行 H15.2.15） 6. 4 京都議定書の締結 9. 2 第 2 次愛知県環境基本計画策定 12.11 自然再生推進法の公布（施行 H15.1.1）
1 5	3. 1 ISO14001 認証更新	3.25 県、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布（施行 10.1） 3.25 県、公害防止条例を県民の生活環境の保全等に関する条例に全面改定（施行 10.1） 8.22 県、土壌汚染等対策指針を告示（施行 10.1） 11. 5 水生生物保全環境基準の告示及び施行 11. 5 水生生物保全に関する要監視項目設定（クロロホルム始め 3 項目）
1 6	12.16 春日井市自然環境の保全を推進する条例制定	3.31 環境省、人の健康の保護に関する要監視項目見直し（塩化ビニルモノマー始め 5 項目追加） 6. 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布（施行 H17.6.1）
1 7		1.17 県、あいち地球温暖化防止戦略策定 2.16 京都議定書発効 3.25 「自然の叡智」をテーマとする国際博覧会開催（～9.25）
1 8	3. 1 ISO14001 認証更新（2 回目） 4. 1 春日井市住宅用地地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱策定 4. 1 春日井市低公害車導入促進費補助金交付要綱策定（H21.3.31 事業終了） 6.15 春日井市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付要綱策定 12.21 松河戸周辺環境保全地域連絡会発足	4. 7 第 3 次環境基本計画策定
1 9	3. 春日井市環境基本計画（第 2 期）改定 12.19 春日井市生活環境の保全に関する条例制定	5.23 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布

年	春日井市	国・愛知県
		12.17 航空機騒音に係る環境基準改正（環境基準の評価指標を変更）（施行 H25.4.1）
20	2.1 春日井市生活環境の保全に関する条例施行規則制定 2.1 春日井市悪臭対策指導指針策定 7.1 春日井市生活環境の保全に関する条例及び施行規則施行	3.17 第3次愛知県環境基本計画策定 6.6 生物多様性基本法の公布・施行
21	3.1 ISO14001 認証更新（3回目） 12.15 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例制定	3.30 県、あいち自然環境保全戦略策定 9.9 微小粒子状物質に係る環境基準告示 11.30 水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準改正告示（1,4-ジオキサン追加等）
22	2.5 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例施行規則制定 10.1 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例及び施行規則施行 10.7 春日井市生活環境の保全に関する条例改正（事故時の措置の勧告等） 10.9 県との連携により COP10 関連事業「地球のいのち・交流ステーション事業」に参加（～10.24）	3.16 生物多様性国家戦略 2010 策定 3.26 県、県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の公布（汚染土壌処理に係る生活環境影響調査の実施等（施行 4.1）、事業所廃止時の調査義務等（施行 10.1）） 10.18 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）（愛知県名古屋開催～10.29） 12.10 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）公布（施行 H23.10.1）
23		4.27 環境影響評価法改正（配慮書手続創設等）（一部施行 H24.4.1、完全施行 H25.4.1） 6.22 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布（地下水汚染の未然防止に係る規定を追加）（施行 H24.6.1）
24	1.10 春日井市自然環境の保全を推進する条例に基づき、市指定希少野生動植物種を8種指定（植物：シデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイ 動物：カヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチ） 2.29 ISO14001 認証登録終了 3. 春日井市地球温暖化対策実行計画策定 3.30 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定告示（施行 4.1）	2.10 大気汚染防止法施行令及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令施行（一般粉じん発生施設関係事務が春日井市へ移譲） 2.17 あいち地球温暖化防止戦略 2020 策定 4.27 第4次環境基本計画策定 5.23 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（1,4-ジオキサンの排水基準設定等）（施行 5.25） 7.6 県環境影響評価条例の一部改正（配慮書手続の創設等）（施行 H25.4.1） 8.22 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（水生生物保全環境基準にノニルフェノール追加） 9.28 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定
25		3.14 愛知県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要綱策定施行 3.27 水質汚濁に係る環境基準の一部改正告示（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩追加） 3.27 水生生物保全に関する要監視項目見直

年	春日井市	国・愛知県
		し(4-tert-オクチルフェノール始め3項目追加) 3.28 あいち生物多様性戦略 2020 策定 6.12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律公布(旧フロン回収破壊法改正) 12.24 県、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定告示
26	3. 春日井市環境基本計画(第3期)改定	4. 2 水循環基本法公布(施行 7.1) 5.19 第4次愛知県環境基本計画策定 11.10 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議開催(愛知県名古屋市)
27		4.20 騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正(特定用途区域において幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50mの範囲内の規制基準を5デシベル減じた値とする等) 6.19 大気汚染防止法の一部改正公布(水銀等の排出に係る規制の創設等)(施行 H30.4.1)
28	3.31 騒音・振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定の一部改正告示(施行 H28.4.1)	3.24 土壌汚染対策法施行令の一部改正政令(クロロエチレンの追加)(施行 H29.4.1) 3.29 土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正告示(クロロエチレン及び1,4-ジオキサンの追加)(施行 H29.4.1) 3.30 水質汚濁に係る環境基準の一部改正告示(湖沼・海域の底層溶存酸素量追加)
29		5.19 土壌汚染対策法の一部改正公布(第1段階施行(一定規模以上の土地の形質の変更時の届出時に、調査結果の添付が可能とする等) H30.4.1、第2段階施行(調査契機の拡大等) H31.4.1) 6.27 県、化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(第8次)を告示(施行 9.1)
30	3.16 春日井市生活環境の保全に関する条例改正(一定規模以上の土地の形質の変更時の届出時に、調査結果の添付が可能とする等)(施行 4.1)	2. 5 あいち地球温暖化防止戦略 2030 策定 4.17 第5次環境基本計画策定 6.13 気候変動適応法公布(施行 H30.12.1) 9.18 土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正告示(シス-1,2-ジクロロエチレンから1,2-ジクロロエチレンに改める)(施行 H31.4.1) 9.28 土壌汚染対策法施行令の一部改正政令(シス-1,2-ジクロロエチレンから1,2-ジクロロエチレンに改める等)(施行 H31.4.1) 10.19 愛知県地球温暖化対策推進条例公布(同日施行 但し、計画書制度に係る部分は H31.4.1 施行)

年	春日井市	国・愛知県
令和元	3. 春日井市地球温暖化対策実行計画（2019～2030）策定	7. 5 環境影響評価法施行令改正（太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加）（施行 R2.4.1） 6.19 浄化槽法改正（特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度創設）（施行 R2.4.1） 12.27 県、環境影響評価条例施行規則改正（太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加）（施行 R2.4.1）
2	3.10 春日井市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正告示（太陽光発電設備を設置する事業場（屋根・屋上除く）について事前協議を義務化）（施行 R2.4.1）	3.31 太陽光発電の環境配慮ガイドライン策定 4.2 土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正告示（カドミウム及びトリクロロエチレンの環境基準の見直し）（施行 R3.4.1） 5.28 人の健康の保護に関する要監視項目見直し（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）追加） 6.12 気候危機宣言 10.26 2050 カーボンニュートラル宣言
3	6.22 ゼロカーボンシティかすがい宣言	2.12 第5次愛知県環境基本計画策定 2.15 あいち生物多様性戦略 2030 策定 6. 2 地球温暖化対策推進法改正 10.7 水質汚濁に係る環境基準の一部改正告示（六価クロムの基準値改正、大腸菌群数から大腸菌数へ改正）（施行 R4.4.1） 10.22 地球温暖化対策計画改訂 12.24 騒音規制法、振動規制法の一部改正告示（圧縮機を規制対象外とする要件について）
4	3. 春日井市環境基本計画（2022～2030）策定 3.18 春日井市生活環境の保全に関する条例改正（排出抑制から排出量の削減等に改める等）（施行同日）	10.25 県、窒素含有量等に係る総量規制基準の告示を一部改正（第9次） 12.26 あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定
5	3. 春日井市地球温暖化対策実行計画（2023～2030）改定	

6-3 環境保全協定（公害防止協定）締結企業

令和6年3月31日現在

	企業	所在地	業種	締結年月日
1	王子製紙(株) 春日井工場	王子町 1	紙・パルプ製造	S45.12.16 S51.12.22改正
2	(株)三ツ知春日井	牛山町 1203	一般機械器具製造	S46. 3.29 R1. 7.1 改正
3	トヨタホーム(株) 春日井事業所	神屋町 1	ルームユニット製造	S61. 4. 8 H22.11.4 改正
4	東洋インキ(株)	神屋町 1-23	印刷インキ製造	S62.10. 1 H23. 5.31 改正
5	大日工業(株)	神屋町 1-42	金属製品製造	S63. 2.17
6	(株)イトー	神屋町 1-36	金属製品プレス加工	S63. 2.17
7	春日井市工業団地(協)	神屋町 1139-30	事業協同組合	S63. 2.17
8	(協)長屋グループ	神屋町 1-29	印刷	S63. 5.12
9	東洋電機(株) 神屋工場	神屋町 1-39	電子機器部品製造	S63. 6.14
10	(株)マスタ工業	神屋町 1-31	空調用ダクト製造	S63. 8.16
11	(株)マサシックス	神屋町 1-41	金属部品切削加工	S63. 8.16
12	ハシダ技研工業(株)	神屋町 1139-28	金属製品プレス加工	S63.10.31 R3.9.1 改正
13	長苗印刷(株) 春日井工場	神屋町 1-47	印刷	S63.12.27
14	ダイコク電機(株) 春日井事業所	神屋町 1-26	その他の電子応用装置製造業	H 元. 3.11
15	押切電機(株)	神屋町 1139-49	民生用電気機械器具製造	H3. 7.17
16	(株)ベステック 本社工場	高森台 4-8-45	モーター巻線機組立	H3.10.28
17	岡本(株) 春日井物流センター	高森台 5-1-5	靴下卸売	H4. 5.19
18	ナイス(株) 春日井営業所	高森台 5-1-6	住宅設備卸売	H4.10.27
19	(財)中部電気保安協会 技術センター	高森台 4-4-52	電気保安業務	H4.12.24
20	キューピータマゴ(株) 尾張工場	神屋町 1218-11	冷凍調理食品製造	H5. 3.25 R3. 9.30 改正
21	(株)ハヤカワ製作所 高蔵寺工場	高森台 4-16-8	電装品製造	H6. 5.10
22	大成機工(株) 名古屋北工場	高森台 4-16-7	配管工事用付属品製造	H6. 9.27
23	(株)メニコン 総合研究所	高森台 5-1-10	医療用具製造	H6.10.25
24	(株)サンコール 春日井工場	高森台 4-16-11	化粧品製造	H6.11.10
25	キーコーヒー(株) 中部工場	神屋町 1139-56	食品加工業	H7. 3. 1
26	玉川工業(株)	神屋町 1218-18	航空宇宙部品設計・製造	H7. 4. 1
27	フィーサ(株) 中部支社	高森台 4-16-6	その他の電子応用装置製造	H8.10.14
28	フルタ電機(株) 春日井事業所	神屋町 1139-59	ポンプ・同装置製造	H10.11.27
29	(株)テイケイシー 中部統合情報センター	高森台 4-8-51	情報処理サービス業	H11. 3.24
30	ユキ技研(株)	高森台 4-8-42	検査計測器製造	H13. 3.19
31	(株)富士商行	桃山町 3-191	廃棄物処理	H13.12.19 H25. 9. 3 改正

	企業	所在地	業種	締結年月日
32	東洋板金製造(株)	神屋町 1139-53	電子機器部品製造	H14. 5.27 H24. 4. 1 改正
33	(株)服部塗料工業所	明知町 1423-14	塗装製造	H14.10. 1
34	(株)タムラ	明知町 1423-74	荷役運搬設備製造	H14.10. 1
35	(株)ヤマダ精工	明知町 1423-75	金型・同部分品・付属品製造	H14.10. 1
36	ティエムモールド(株)	明知町 1423-77	金型・同部分品・付属品製造	H14.10. 1
37	櫻井技研工業(株)	明知町 1423-76	荷役運搬設備製造	H14.10. 1
38	(株)エフベーカーコーポレーション 名古屋事業所	明知町 1423-26	パン製造	H15. 7.24
39	中東産業(株)	明知町 1423-19	金属製品プレス加工	H15.11. 4
40	神田印刷工業(株) 春日井工場	明知町 1423-23 他	印刷	H16.12.21
41	名成産業(株)	松河戸町 4046-1 他	廃棄物処理	H17. 4. 7
42	佐藤食品工業(株) 第三工場	明知町 1423-57	食料品製造	H18. 1.31
43	(株)サンデリカ 名古屋事業所	高森台 5-1-1	食料品製造	H18. 2. 2
44	(株)イマヨシ	高森台 4-8-37	仏具卸売	H18. 3.28
45	(株)日本アクセス 春日井低温物流センター	明知町 1423-50	食料・飲料卸売	H18. 3.29
46	(株)メディック	高森台 4-8-35 他	その他の医療に附帯するサービス	H19. 1.10
47	北川工業(株) 春日井事業所	明知町 1423-51 他	電気機器製造販売	H19. 2.16
48	(株)ファインシンター	明 知 町 字 西 ノ 洞 1189-11 他	金属製品製造	H19.11.12 H23. 8.22 改正
49	アドバンス電気工業(株) 第3工場	廻間町字浦屋敷 519-1 他	電気機械器具製造	H20. 3. 3
50	マツダ化工(株)	桃山町 3-42-3 他	機械器具製造（航空宇宙関連事業）	H20.12.10
51	(株)ケイエス・カンパニー	宗法町字宗法 1-1 他	食料品製造（農産保存食料品製造）	H20.12. 9
52	東栄(株)	中切町 3-3-1	オフセット印刷、シーリング印刷	H21. 5. 7
53	パナソニックエコシステムズ(株)	鷹 来 町 字 下 仲 田 4017	電気器具製造業	H21. 5.14
54	日本碍子(株)	小牧市大字二重掘字 田神 1155	電気用陶磁器製造、蓄電池製造	H22. 6. 2
55	(有)愛和ライト	気噴町北 1-195-1 他	プラスチック成型加工品の組立（パチンコ部品）	H22. 7. 1
56	(株)プロロジス プロロジスパーク春日井	明 知 町 字 西 之 洞 1189-19 他	貨物荷扱固定施設業（物流センター）	H22. 9.16 H25.6.18 改正
57	(株)成和器機	桃山町 3-124 他	輸送用機械部品製造業（機械部品切削加工全般）	H22.11.19
58	マスプロ電工(株) 高蔵寺研究所	高森台 4-9-1 他	工学研究所	H23. 3. 8
59	(株)サムス	下条町字寺西 1153-1 他	集積回路製造業	H23. 3.11
60	(株)三幸電化工業所 春日井第二工場	味美西本町字石塚 1835	プラスチック製品製造業	H23. 5.25
61	(株)東海メディカルプロダクツ 高蔵寺工場	高森台 4-8-43	医療機器製造業	H23. 8. 9
62	(株)愛洋産業 春日井事業所第1工場	篠木町 8-8-12	プラスチック製品製造業	H23. 9.30
63	(株)和泉	明知町字頓明 1423-79	プラスチック製品製造業	H23.11.10
64	(株)愛洋産業 春日井事業所第2工場	十三塚町 10-5	プラスチック製品製造業	H23.12. 8

	企業	所在地	業種	締結年月日
65	(株)カノウモールド	神屋町 1139-26	金型製造業	H24. 3.16
66	(株)ホウセイ開発	明知町字頓明 1510-19	廃棄物処理	H24. 3.28
67	(株)フロロテクノロジー	神屋町 1139-29	化学品製造販売業	H24. 3.29
68	春日井製菓(株) 春日井工場	牛山町天神前 656-2	菓子製造業	H24. 5. 9
69	(株)後藤染工	御幸町 2-16	繊維製品染色業	H24. 7.19
70	レンゴー(株) 新名古屋工場	明知町字頓明 1514-82 他	段ボール製造業	H24.11.13
71	(株)オークワ オークワ東海食品センター	明知町字頓明 1514-88 他	食料品製造業	H24.12. 5
72	東海クリエイト(株) 春日井営業所	長塚町 1-106-4	造作材・合板・建築用組立材料製造業	H25.11.12
73	中西電機工業(株) 勝川工場	長塚町 1-106-3	電子部品・デバイス製造業	H25.12. 6
74	(株)長谷川産業 本社工場	長塚町 1-106-2	プレス加工・精密金型設計製作業	H26. 2. 6
75	(株)マルイチ セントラルキッチン高森台	高森台 4-16-9	惣菜製造業	H26. 2.13
76	医療法人宏生会 高森台病院	高森台 4-4-49	病院	H26. 5.22
77	(株)松田電機工業所	牛山町字本苗田 1224	自動車用部品製造業	H26. 7. 3
78	(株)セキデン	明知町 1423-78	自動車用部品製造業	H26. 9.12
79	(株)ティーイーティー	高森台 5-1-4	機械器具製造	H26.11. 4
80	(株)タクマ食品	松河戸町 3-15-3	食料品製造業	H26.11.20
81	(株)トーマーポート	東野町茨沢 77	プラスチック製品製造業	H26.11.21
82	ミワ(株)	十三塚町 4-12	アルミフレーム加工	H27. 4.20
83	杉山製作所(株)	味美上ノ町 2069-10	精密板金加工、レーザー加工	H27. 4.20
84	東洋電機(株) 春日井工場	味美町 2-156	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	H27. 8. 3
85	日本ロジスティクスファンド	高森台 5-1-3	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	H29. 2.23
86	(株)中外 春日井工場	明知町字頓明 1514番 97 他	自動車用部品製造業	H29. 6. 9
87	三菱 UFJ 信託銀行(株) MJ ロジパーク春日井 1	高森台 4-9-8	倉庫業	H30. 8. 7
88	(株)ベステック 第 2 工場	高森台 4-8-38	機械組立製造業	H30. 8. 6
89	(株)イマヨシ 第 2 工場	高森台 4-16-5	家具・建具・じゅう器等卸売業	H30. 8.30
90	三井住友信託銀行(株) DPL 春日井	高森台 4-9-3、9-7	倉庫業	R2. 4.30
91	カウテックス・ジャパン(株)	神屋町字引沢 1-38	輸送用機械器具製造業	R4.10.3
92	アドバンス電気工業(株) 第 2 工場	高森台 4-9-2	半導体・集積回路関連事業、医療用機械器具関連事業	R5. 2. 21

(計 92 事業所)

7 環境基準

(令和6年3月31日時点)

環境基準とは、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条により「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるもの」としている。

環境基準は、行政上の目標であって、環境行政を進めていく上での指針となるもので、環境基準を超えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることもない。

7-1 大気汚染に係るもの

(1) 大気汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

物 質		二酸化いおう (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダン ト (Ox)
環境上の条件		1 時間値の 1 日平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時 間 値 が 0.1ppm 以下であ ること。	1 時間値の 1 日平 均値が 10ppm 以 下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平 均値が 20ppm 以 下であること。	1 時間値の 1 日平 均 値 が 0.10mg/ m ³ 以下であり、か つ、1 時間 値 が 0.20mg/m ³ 以下 であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下で あること。
評 価	短 期 的 評 価	環境基準にてらして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値または1時間値 の1日平均値についての条件として定められているので、連続してまたは随時に行 なつた測定結果により、測定を行なつた日または時間についてその評価を行なう ものとする。(昭和48年 6 月12日環大企第143号)			
	長 期 的 評 価	長期的評価の方法としては、年間にわたる1日平均値である測 定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除 外して評価を行なうものとする。ただし、1日平均値につき環 境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取 扱いは行なわないこととして、その評価を行なうものとする。 (昭和48年 6 月12日環大企第143号)			
備考					
1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のもの をいう。					
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応 により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、 二酸化窒素を除く。）をいう。					

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。
 3. 長期的評価において、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

(2) 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

物 質	二酸化窒素（NO ₂ ）
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評 価	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準が達成されていないものと評価する。 (昭和53年7月17日環大企第262号)

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いないものとする。
3. 年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

(3) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
評 価	環境基準に照らして評価する場合は、環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。 (平成9年2月12日環大企第37号)			

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(4) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
評 価	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。 短期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。 (平成21年9月9日環水大総発第090909001号)

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

7-2 水質汚濁に係るもの

(1) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

ア 人の健康の保護に関する環境基準 (別表 1 抜粋)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

イ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（別表 2 抜粋）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 C F U / 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 C F U / 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 C F U / 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	－
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U /100ml 以下とする。 4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
6. BOD の評価については、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって判断する ($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる)。(平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号)

(イ)

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生生 物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以 下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)(別表抜粋)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

7-3 騒音に係るもの

(1) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1. 「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする（平成13年1月5日環大企3号）
 (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする（平成13年1月5日環大企3号）
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の設定（平成24年3月30日春日井市告示第36号）

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

(注) 1. 地域の類型 A A : 春日井市に該当地域なし

(3) 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) 1. I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(4) 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（昭和52年4月30日愛知県告示第483号）（抜粋）

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	別表に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5 キロメートル、西方 4 キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18 キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によつて囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

春日井市内において地域の類型のあてはめなし。

7-4 土壌の汚染に係るもの

(1) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）（別表抜粋）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

- (注) 1. 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。
2. 土壌環境基準の達成状況の評価については、土壌汚染は一般に蓄積性の汚染であり、その汚染状態は経時的に変化し易いものではないため、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壌環境基準を達成していないものとする。（平成6年3月3日環水土第36号）

7-5 ダイオキシン類に係るもの

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）第7条により、「政府は、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める」ものとしており、次の環境基準が設定されている。

(1) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）（抜粋）

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- (注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

8 環境関係用語

BOD

- (1) Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。
- (2) 有機物による水の汚濁の程度を示す指標。水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと、単位は mg/L（水 1 L 当たり消費される酸素の mg 数）で表す。
- (3) BOD が高い（数値が大きい）ことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素（溶存酸素（DO））を多量に消費し、水生生物に被害を及ぼす。
- (4) 人為的な汚染のない河川は通常 1 mg/L 以下であり、ヤマメ、イワナなどの清水性魚類の生育に適した水質は 2 mg/L 以下、アユ、マスなどは 3 mg/L 以下、コイ、フナなどは 5 mg/L 以下が適当といわれている。5 mg/L を越えるとコイやフナでも生息が困難となり、10mg/L 以上になると有機物が腐敗、分解し、臭気を発生することがある。

COD

- (1) Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。
- (2) BOD と同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標。水中の汚濁物質を 100℃で酸化剤（過マンガン酸カリウム）により酸化するときに消費される酸素量のこと、単位は mg/L（水 1 L 当たり消費される酸素の mg 数）で表し、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。微生物により酸化分解されない有機物質や無機物質の酸化によって酸素が消費されるため、BOD とは異なった値を示す。

PFOS、PFOA

- (1) PFOS は、ペルフルオロオクタンスルホン酸（Per Fluoro Octane Sulfonic acid）の略称、PFOA はペルフルオロオクタン酸（Per Fluoro Octanoic Acid）の略称で、いずれも有機フッ素化合物の一種である。
- (2) PFOS 及び PFOA は、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な性質を有していることから、これまで消火薬剤や表面処理などの用途に使用されてきた。
PFOS 及び PFOA は、化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には河川等に移行しやすく、また難分解性のため、長期的に環境に残留すると考えられている。
- (3) 環境省は、令和 2 年 5 月に PFOS と PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における指針値（暫定）として「0.00005mg/L 以下（PFOS と PFOA の合計値）」に定めた。毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であるものの、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に、暫定的な目標値として設定された。

ppm

- (1) parts per million の略。
- (2) 100 万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる。
- (3) 大気汚染では 1 m³ の大気中に 1 cm³ の汚染物質が存在する状態を、1 ppm で表す。

- (4) 水質汚濁では ppm とほぼ等しい単位として mg/L を使い、1 L 中に 1 mg の物質が存在する状態を 1 mg/L で表す。

SS

- (1) Suspended Solids（浮遊物質）の略。
- (2) 粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質のこと。一定量の水をろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度（mg/L）で表したもの。
- (3) 浮遊物質には、無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。
- (4) 浮遊物質は水の濁り、透明度の外観に影響を与えるだけでなく、河川に汚泥床を形成し、有機質の場合には腐敗し、水の中に溶けている酸素（溶存酸素（DO））を消費する。また、魚類のえらに付着してへい死させることや、光の透過を妨害し、植物の光合成を阻害することがある。

硫黄酸化物（SOx）

- (1) 硫黄（S）と酸素（O）の化合物全体のこと。重油などの硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、二酸化硫黄（SO₂）がその主なもの。
- (2) 二酸化硫黄は、無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼす。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。
- (3) 硫黄酸化物は大気汚染防止法に定める「ばい煙」の一種で、K 値規制及び総量規制によりその排出が規制されている。

一酸化炭素（CO）

- (1) 無色、無臭、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生する。
- (2) 発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコなどからも発生する。
- (3) 人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンと結合することで酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれている。

合併処理浄化槽

- (1) トイレの汚水（し尿）だけを処理する単独処理浄化槽に対して、し尿と台所、浴室及び手洗い等の雑排水（生活排水）を一括して処理するものを合併処理浄化槽という。平成 13 年 4 月より浄化槽法が改正され、浄化槽を新たに設置する時には原則として合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。
- (2) メーカーごとに様々な処理方式の合併処理浄化槽が開発されており、最近では赤潮などの原因となる窒素やリン等も除去する高度処理型浄化槽と呼ばれる浄化槽も多く開発されている。

環境の日

環境基本法により、6 月 5 日が「環境の日」と制定された。また、1972 年（昭和 47 年）6 月 5 日から 2 週間スウェーデンで開催された国連人間環境会議を記念して、6 月 5 日は「世

界環境デー」と定められており、我が国では、昭和 48 年度から平成 2 年度まで、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」としてきたが、平成 3 年度からは 6 月を「環境月間」としている。

公害

(1) 環境基本法では、「公害」という言葉を次のように定義している。

「公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる

ア 大気の汚染

イ 水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）

ウ 土壌の汚染

エ 騒音

オ 振動

カ 地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）

キ 悪臭

によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」

(2) この 7 種類の公害は通常「典型 7 公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされている。

光化学オキシダント（Ox）

(1) 大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化力の強い物質の総称。

(2) 大気中の窒素酸化物、炭化水素などが、強い日射を受けて光化学反応を起こし生じたものであるが、その生成は反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存している。

(3) 人体への影響は、高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、植物被害など生活環境にも影響を及ぼすといわれている。

光化学スモッグ

(1) 大気中に存在する硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素などのガス状物質が、強い日射を受けて光化学反応を起こし、共存する微細粒子を核として凝結することにより生成される。スモッグ（smog）は、smoke（煙）と fog（霧）から合成された言葉。

(2) 特に春から夏にかけてはこの傾向が強く、風の弱い日には、大気中の粒子状物質が拡散しにくいため、大気は白っぽくどんより濁った感じになり、この内、酸化性物質が光化学オキシダントと呼ばれる。

(3) 人体に対しては、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響を及ぼすといわれ、その他、植物の生育を阻害したり、ゴムの損傷を早めたりするといわれている。

公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法第 2 条において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。」と定義されている。

酸性雨

- (1) 通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でも pH は 5.6 程度となっている。このため、一般的には pH が 5.6 より低い雨を酸性雨という。
- (2) 酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質といわれ、これらの主な発生源は、工場や自動車などの人為的なものだが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。
- (3) 諸外国では、湖沼や森林といった生態系などへの被害が発生している。

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

- (1) 個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに日中(day)・夕方(evening)・夜間(night)の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したもの。
- (2) かつて航空機騒音に係る環境基準の評価指標は WECPNL を採用していたが、騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成 25 年 4 月より新たな評価指標として時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を採用している。

指定物質

- (1) 有害物質や油を除き、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質。
- (2) 事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県知事等への届出が義務付けられている。

振動レベル

- (1) 振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。振動規制法で用いる振動レベルは、物理的に測定した振動加速度レベルに、人間の鉛直方向における振動感覚補正を加味して、デシベルで表す。
- (2) 実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとして、デシベルで表す。

振動レベルの目安は次のとおり。

55 デシベル以下……人体には無感

55～65 デシベル……静止している人に感ずる程度

65～75 デシベル……大勢の人に感ずる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度

75～85 デシベル……家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度

水生生物

水中に生活する生物をいい、水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類などさまざまな植物や動物が生育している。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになる。この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができる。

生活排水

日常生活に伴って排出される污水で、トイレ、台所のほか、洗濯、風呂等から排出されるものをいい、最近、河川や海の汚濁に占める生活排水の割合が高くなっている。調理くず

や油等をできるだけ排水の中に流さない、食器等についた残さを古紙やぼろ布でふき取った後に洗浄する、洗濯用洗剤は衣類の汚れに応じて控えめにするなど各家庭のわずかな心がけが大きな効果を生む。

騒音レベル（A特性音圧レベル）

- (1) 音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行う。この補正方法をA特性といい、実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとしてデシベルで表す。
- (2) 騒音レベルの目安は次のとおり。
 - 20 デシベル ……木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1 m）
 - 30 デシベル ……郊外の深夜、ささやき声
 - 40 デシベル ……市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
 - 50 デシベル ……静かな事務所の中
 - 60 デシベル ……静かな乗用車、普通の会話
 - 70 デシベル ……電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
 - 80 デシベル ……電車の車内
 - 90 デシベル ……大声による独唱、騒々しい工場の中
 - 100 デシベル ……電車が通るときのガード下
 - 110 デシベル ……自動車のクラクション（前方2 m）、リベット打ち
 - 120 デシベル ……飛行機のエンジン近く
- (3) 同じ大きさの騒音を出す機械の数が2倍になると、騒音は3デシベル増加し、半分になると3デシベル減少するとされている。

総量規制

- (1) 一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力や環境基準に照らして算定される環境容量内に抑えようとする規制方式。
- (2) 従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水または排出ガスの希釈や工場などの新增設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっており、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となった。愛知県では、大気汚染防止法で硫黄酸化物が、水質汚濁防止法でCOD、窒素含有量及びりん含有量が、それぞれ特定の地域において規制されている。

ダイオキシン類

- (1) ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法において、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称とされており、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしている。物の燃焼などの過程で非意図的に生成する。
- (2) 塩素原子の数及び位置により、PCDF・PCDD・Co-PCBに200種類以上の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数（TEF）で示し、これを用いてダイオキシン類としての毒性を2,3,7,8-TCDDの

当量（TEQ）で表現する。

- (3) ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたると考えられている。

窒素酸化物（NO_x）

- (1) 窒素（N）と酸素（O）の化合物全体のことをいい、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）がその主なもの。
- (2) 燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は工場、自動車、家庭など多岐にわたる。
- (3) 二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻などを刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。

等価騒音レベル

- (1) ある一定時間内の変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもので、単位はデシベル。
- (2) 等価騒音レベルの特徴は、次のとおり。
- ア 騒音の総暴露量を正確に反映しているため、住民反応との対応が良好である。
 - イ 交通量などのデータから沿道の騒音レベルを推計する方法が明確化され、環境アセスメントに適している。
 - ウ 国際的に広く採用されている。
- (3) 平成 10 年 9 月に環境庁から告示された「騒音に係る環境基準」では、騒音の評価手法として等価騒音レベルが採用されている。

特定悪臭物質

- (1) 特有の臭いを持っている化合物は、40 万種類にも達するといわれているが、このうち悪臭を発生する物質は窒素や硫黄を含む化合物が主になっている。
- (2) 悪臭防止法により「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、政令で指定された物質のことをいう。
- (3) 悪臭防止法では、次の物質が特定悪臭物質として指定されている。
- 一 アンモニア
 - 二 メチルメルカプタン
 - 三 硫化水素
 - 四 硫化メチル
 - 五 二硫化メチル
 - 六 トリメチルアミン
 - 七 アセトアルデヒド
 - 八 プロピオンアルデヒド
 - 九 ノルマルブチルアルデヒド
 - 十 イソブチルアルデヒド
 - 十一 ノルマルバレルアルデヒド
 - 十二 イソバレルアルデヒド
 - 十三 イソブタノール
 - 十四 酢酸エチル

- 十五 メチルイソブチルケトン
- 十六 トルエン
- 十七 スチレン
- 十八 キシレン
- 十九 プロピオン酸
- 二十 ノルマル酪酸
- 二十一 ノルマル吉草酸
- 二十二 イソ吉草酸

特定有害物質

- (1) 土壤汚染対策法により「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」として、政令で指定された物質のことをいう。
- (2) 土壤汚染対策法では、次の物質が特定有害物質として指定されている。
 - 一 カドミウム及びその化合物
 - 二 六価クロム化合物
 - 三 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
 - 四 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又は CAT）
 - 五 シアン化合物
 - 六 N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
 - 七 四塩化炭素
 - 八 1,2-ジクロロエタン
 - 九 1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
 - 十 1,2-ジクロロエチレン
 - 十一 1,3-ジクロロプロペン（別名 D-D）
 - 十二 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
 - 十三 水銀及びその化合物
 - 十四 セレン及びその化合物
 - 十五 テトラクロロエチレン
 - 十六 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
 - 十七 1,1,1-トリクロロエタン
 - 十八 1,1,2-トリクロロエタン
 - 十九 トリクロロエチレン
 - 二十 鉛及びその化合物
 - 二十一 砒素及びその化合物
 - 二十二 ふっ素及びその化合物
 - 二十三 ベンゼン
 - 二十四 ほう素及びその化合物
 - 二十五 ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）
 - 二十六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）

ばい煙

ばい煙とは、大気汚染防止法第2条により、次のように定義されている。

- (1) 燃料その他の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある次に掲げる物質（有害物質）
 - 一 カドミウム及びその化合物
 - 二 塩素及び塩化水素
 - 三 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - 四 鉛及びその化合物
 - 五 窒素酸化物

微小粒子状物質（PM2.5）

- (1) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ [マイクロメートル] = $1/1,000\text{mm}$) 以下の小さな粒子状物質のこと。
- (2) 呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、平成21年9月、PM2.5に係る環境基準が告示されている。

浮遊粒子状物質（SPM）

- (1) Suspended Particulate Matter（浮遊粒子状物質）の略。
- (2) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ [マイクロメートル] = $1/1,000\text{mm}$) 以下のものをいう。
- (3) 発生源は、工場や交通機関などの人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動など自然的なものがある。
- (4) この粒子は、沈降速度が遅いため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えるといわれている。

粉じん

粉じんとは、大気汚染防止法第2条により「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」としており、法律では特定粉じんと一般粉じんに分けられている。

(1) 特定粉じん

特定粉じんとは「粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」とされており、現在石綿が特定粉じんに指定されている。

また、特定粉じんは健康被害が懸念されているため、工場又は事業所の敷地境界における濃度が規制されている。

(2) 一般粉じん

一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいい、大気汚染防止法では一定規模以上の一般粉じんを発生する施設を「一般粉じん発生施設」として規制している。

また、一般粉じん発生施設に対する規制は、排出される物質の濃度や量を規制する方法でなく、施設自体の構造や使用・管理方法により排出を抑制する方法がとられている。

有害物質

- (1) 大気汚染防止法では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」として、水質汚濁防止法では「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」として、それぞれ政令で指定された物質のことをいう。また、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第七号）では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質」として規則で指定されたばい煙に係る物質のことをいう。
- (2) 大気汚染防止法では、次の物質が有害物質として指定されている。
- 一 カドミウム及びその化合物
 - 二 塩素及び塩化水素
 - 三 弗素、弗化水素及び弗化珪素
 - 四 鉛及びその化合物
 - 五 窒素酸化物
- (3) 水質汚濁防止法では、次の物質が有害物質として指定されている。
- 一 カドミウム及びその化合物
 - 二 シアン化合物
 - 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）
 - 四 鉛及びその化合物
 - 五 六価クロム化合物
 - 六 砒素及びその化合物
 - 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
 - 八 ポリ塩化ビフェニル
 - 九 トリクロロエチレン
 - 十 テトラクロロエチレン
 - 十一 ジクロロメタン
 - 十二 四塩化炭素
 - 十三 1,2-ジクロロエタン
 - 十四 1,1-ジクロロエチレン
 - 十五 1,2-ジクロロエチレン
 - 十六 1,1,1-トリクロロエタン
 - 十七 1,1,2-トリクロロエタン
 - 十八 1,3-ジクロロプロペン
 - 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
 - 二十 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
 - 二十一 S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
 - 二十二 ベンゼン
 - 二十三 セレン及びその化合物
 - 二十四 ほう素及びその化合物
 - 二十五 ふっ素及びその化合物
 - 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 - 二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 1,4-ジオキサン

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例では、次の物質がばい煙に係る有害物質として指定されている。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 塩素及び塩化水素
- 三 ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素
- 四 鉛及びその化合物
- 五 ベンゼン
- 六 硫化水素
- 七 二硫化炭素
- 八 シアン及びその化合物
- 九 ホルムアルデヒド
- 十 トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル及びメチルエチルケトン
- 十一 トリクロロエチレン
- 十二 テトラクロロエチレン
- 十三 ジクロロメタン
- 十四 アクリロニトリル
- 十五 酸化エチレン

要監視項目

- (1) 要監視項目は、人の健康の保護に関する項目と水生生物の保全に関する項目に分けられる。
- (2) 人の健康の保護に関する項目は、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるものとして、平成5年3月に設定され、現在公共用水域では27項目、地下水では25項目が設定されている。
- (3) 水生生物の保全に関する項目は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、平成15年11月に設定され、現在6項目が設定されている。

要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため、道路の舗装及び修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている。この限度のことを要請限度という。

類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき、水域については内閣総理大臣又は都道府県知事が利水目的に応じて、騒音については都道府県知事（航空機騒音及び新

幹線鉄道騒音を除くもので、市の区域内の地域については市長。) が土地の利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。

環境調査報告書（令和 6 年版）

令和 7 年 2 月 発行

編 集 春日井市環境部環境分析センター
〒487-0013 春日井市高蔵寺町 2 丁目 151 番地
電話 〈0568〉 51-6110
F A X 〈0568〉 51-6337
E-Mail kanbun@city.kasugai.lg.jp

発 行 春日井市
